

＜ 入札公告 兼 入札説明書 ＞

次のとおり、工事番号「神交規106」の工事について条件付き一般競争入札を行います。

令和8年10月27日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

1 競争参加資格

入札に参加し、落札者となるためには、競争参加資格確認申請期限日（申請期間の末日）から落札決定までの全期間にわたって、次に掲げる要件をすべて満たしていることを要します（共同企業体の場合はすべての構成員）。

(1) 各工事に共通する事項

- ア 神奈川県の競争入札参加資格（当該工事に係る業種）を有することについて知事の認定を受けている者であること。
- イ 有効な経営事項審査結果通知を受けている者であること。
- ウ 神奈川県が措置する指名停止期間中の者でないこと。
- エ 「営業所実態調査における指導事項の改善について（通知）」を県から受けた者は、改善確認通知を受けていること。
- オ 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- カ 2年以内に電子交換所の取引停止処分を受けている者でないこと。ただし、会社更生法又は民事再生法に基づく裁判所の更生（再生）手続の開始決定を受けた後、「ア」の競争入札参加資格の再認定を受けた者を除きます。
- キ 6か月以内に不渡手形又は不渡小切手を出している者でないこと。ただし、会社更生法又は民事再生法に基づく裁判所の更生（再生）手続の開始決定を受けた後、「ア」の競争入札参加資格の再認定を受けた者を除きます。
- ク 債務不履行により所有する資産に対し、仮差押命令、差押命令、保全差押又は競売手続の開始決定がなされている者でないこと。
- ケ 事業税、消費税、地方消費税を滞納している者でないこと。
- コ 神奈川県暴力団排除条例第2条第2号から第5号までに該当する者又はこれらの者と密接な関係を有する者でないこと。
- サ 入札に参加しようとする者の間に、以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。

(ア) 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合

- ① 子会社等と親会社等の関係にある場合
- ② 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

(イ) 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、①については、会社等の一方が再生手続が存続中の会社等又は更生会社である場合を除く。

- ① 一方の会社等の役員が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合
- ② 一方の会社等の役員が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合
- ③ 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

(ウ) その他の入札の適正さが阻害されると認められる場合

組合（共同企業体を含む。）とその構成員が同一の入札に参加している場合その他上記(ア)又は(イ)と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合

(2) 工事別事項

「工事別発注概要書」に記載のとおりです。

2 競争参加資格確認申請の提出及び資本関係又は人的関係について

入札参加希望者は、別紙「誓約事項及び競争参加資格確認に係る注意」を必ず確認の上、「工事別発注概要書」に記載した期限までに、「神奈川電子自治体共同運営電子入札システム」（以下「かながわ電子入札共同システム」という。）により競争参加資格確認申請を行ってください。競争参加資格

確認申請をもって、別紙「誓約事項及び競争参加資格確認に係る注意」の誓約事項について誓約したものとみなします。

(※ 「参加資格要件をご確認ください」のメッセージが出た場合でも資格を備えていることが自己確認できた場合は、「入札担当部署」に連絡した上で申請してください。公告日以前のデータで準備されているため、その後資格を備えた場合等にもメッセージが出ることがあります。)

(※ 経常建設共同企業体の申請は、経常建設共同企業体として取得したＩＣカード以外は認められません。)

**(※ ＩＣカードの不正使用が判明したときは、当該案件への入札参加資格の取消しや入札書の無効等となりますので、ご注意ください。)**

なお、入札担当部署において、「１」の(1)のサの基準に該当する者同士が同一入札に参加しているかどうかを確認し、基準に該当する者が行った入札はすべて無効として取り扱います。ただし、基準に該当する者のうち、他の者が開札前に辞退届の提出を行えば、残った一者の行った入札は有効とします。なお、基準に該当する者同士が、辞退する者を定めることを目的に当事者間で連絡を取ることは、特に問題はありません。

入札期間中に「資本関係又は人的関係情報」に変更が生じた際は、変更申請（再申請）を済ませたうえで、入札担当部署に変更内容を速やかに連絡してください。なお、競争入札参加資格認定申請時に「資本関係又は人的関係情報」を提出していない者については、資本関係又は人的関係にある者の確認ができないため、その者の入札は無効として取り扱います。

詳細については、下記の県のホームページにある「資本関係又は人的関係にある者同士の同一入札への参加制限について」をご覧ください。

(<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/g7r/nyusatusanka>)

### 3 競争参加資格確認通知

「かながわ電子入札共同システム」により所定の期限までに資格の有無を通知します。

ただし、競争参加資格「有」とされた場合でも、開札後、改めて資格を確認し、資格が確認できた場合のみ落札者として決定しますので、ご注意ください。

### 4 資格がないとされた者の説明要求（予定価格が1,000万円を超える案件の場合）

「かながわ電子入札共同システム」により資格なしの旨の通知を受けた者は、通知が発行された日から起算して6日以内（土曜日・日曜日・祝日）を除く。（以下「閉庁日等を除く。」という。）に苦情申立書を「入札担当部署」に持参することにより説明を求めることができます。説明要求に対しては、受理した日から起算して6日以内（閉庁日等を除く。）に回答します。

更に、この説明に不服がある者は、説明に係る書面を受領した日から起算して8日（閉庁日等を除く。）以内に再苦情申立書を「入札担当部署」に持参することにより不服を申し立てることができます。再苦情申立については、神奈川県政府調達苦情検討及び入札・契約監視委員会が審議を行います。

説明要求及び再苦情申立ては、入札事務の執行を妨げないものとします。

(様式集) (<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/g7r/cnt/f3430/p10818.html>)

### 5 入札書の提出

(1) 入札書は「かながわ電子入札共同システム」により「工事別発注概要書」に記載した期間に提出してください。

(2) 入札書には、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を記載してください。（落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とします。）

(3) 入札執行回数は、原則として1回としますが、開札の結果、予定価格の範囲内（最低制限価格以上）の入札がないときは、再度入札を1回行います。その場合は「かながわ電子入札共同システム」により開札日から起算して7日（閉庁日等を除く。）以内に通知書を発行します。

なお、1回目の入札に参加しなかった者、無効な入札をした者又は1回目の入札で失格となった者は再度入札に参加することができません。

(4) 入札書の提出の際、入札金額の内訳書（以下「内訳書」という。）を添付してください。

また、発注者からの要請があったときは、その指示に従ってください。

## 6 落札候補者及び落札者の決定

予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札を行った者を落札候補者とします。

(注) 落札候補者に対してはメール等で連絡の上、競争参加資格を審査し、要件を満たしていることが確認できた場合に落札者として決定します。

審査の結果、その者が要件を満たしていることが確認できないときは、当該入札を無効とし、次に価格の低い入札者について同様の審査を実施します。その入札を無効とした場合は、順次、価格の低い入札者から同様の審査をします。

ただし、最低の価格をもって入札を行った者が複数ある場合は、くじ引きにより落札候補者を決定し、その者について審査した上で、要件を満たしていることが確認できた場合に落札者として決定します。

なお、くじ引きの具体的な方法については、別添「くじ引きの方法について」をご参照ください。

(注) 最低制限価格を設定している場合：最低制限価格未満の価格による入札は失格とします。

## 7 疑義等申立期間

本件入札に入札書を提出した者で、入札執行手続等に疑義がある場合には、保留通知の日の翌日から起算して2日の間に（閉庁日等を除く。両日とも17時00分まで）、工事費内訳書（本工事費内訳書、内訳書、下位内訳書）等の設計図書と比較ができる資料を持参の上、「入札担当部署」まで申し出てください。（必要に応じて、資料の提出を求める場合があります。）求めに応じ設計額が記載された設計図書を閲覧に供します。

ただし、入札が不調となった場合又は入札制度に関する内容は、疑義等申立制度の対象としません。

## 8 落札候補者の提出書類

落札候補者として連絡を受けた者は、翌日（閉庁日等を除く。）の17時00分までに次の書類を「入札担当部署」あてに電子メール、ファックス又は持参により提出してください。

(1) 建設業許可に係る営業所専任技術者を確認できる書類（建設業許可申請書及び専任技術者一覧表若しくは営業所技術者等一覧表（いずれも副本）の写し）

(2) 競争参加資格として設定されている場合は次の書類

### ア 技術者の配置

(ア) 配置予定技術者届（資格設定により専任又は非専任）

（様式集）（<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/g7r/cnt/f3430/p10818.html>）

※ 監理技術者又は主任技術者の兼務を希望する場合は、兼務の相手方となる工事の発注者の収受印の押印を受けた各種様式を提出（電子メール又はファクシミリ可）してください。

なお、詳細については、下記の県のホームページをご覧ください。

（<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/g7r/cnt/f3430/p202212.html>）

また、本件が監理技術者の兼務が認められるかどうかは、「工事別発注概要書」の「配置予定技術者」の欄をご確認ください。

(イ) 競争参加資格確認申請日以前に直接的かつ恒常的な雇用関係（請負金額が4,500万円以上の場合は直接的かつ恒常的な3か月以上の雇用関係）にあることが確認できる書類

（様式集）（<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/g7r/cnt/f3430/p10818.html>）

(例) 監理技術者資格者証又は、市区町村が作成する住民税特別徴収税額の通知書・変更通知書等（※）の写し

（※）「雇用保険被保険者資格取得確認等通知書」を提出する者においては、雇用期間を当該通知書中の「確認（受理）通知年月日」により確認します。

ただし、「確認（受理）通知年月日」が「被保険者となった年月日」から15日以内の場合には、「被保険者となった年月日」から雇用されていた者とみなします。

(ウ) 監理技術者の場合は、監理技術者資格者証の写し

(エ) 主任技術者の場合は、資格を証明できる書類の写し（技術検定合格証明書等）

(オ) 監理技術者の兼務に伴い、監理技術者の補佐を行う「監理技術者補佐」を設置する場合は、資格を証明できる書類の写し（一級施工管理技士補又は一級施工管理技士等の国家資格者などの合格証明書等）

### イ 同種工事の実績

(ア) 同種工事実績届

神奈川県発注工事を優先的に記載してください。

（様式集）（<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/g7r/cnt/f3430/p10818.html>）

(イ) 資格要件とされた内容（規模・工法等）及び完成を確認できる書類

(例) CORINS（コリンズ）の竣工時工事カルテ、契約書及び検査済証、施主の施工証明書（任意様式）等の写し

(様式集) (<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/g7r/cnt/f3430/p10818.html>)

(3) その他「工事別発注概要書」等により指示のあった書類

## 9 開札後に資格がないとされた者の説明要求（予定価格が1,000万円を超える案件の場合）

落札候補者の入札が無効とされた場合、その落札候補者は、落札者決定通知書が発行された日から起算して6日（閉庁日等を除く。）以内に苦情申立書を「入札担当部署」に持参することにより説明を求めることができます。説明要求に対しては、受理した日から起算して6日以内（閉庁日等を除く。）に回答します。

更に、この説明に不服がある者は、説明に係る書面を受領した日から起算して8日（閉庁日等を除く。）以内に再苦情申立書を「入札担当部署」に持参することにより不服を申し立てることができます。再苦情申立については、神奈川県政府調達苦情検討及び入札・契約監視委員会が審議を行います。

説明要求及び再苦情申立ては、落札決定の事務の執行を妨げないものとします。

(様式集) (<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/g7r/cnt/f3430/p10818.html>)

## 10 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金は、免除します。

(2) 契約保証金は、契約金額の100分の10に相当する金額以上を（仮）契約締結と同時に納付するものとします（ただし、設計金額が300万円未満の場合は不要です。）。ただし、神奈川県債証券若しくは利付国債証券の提供又は金融機関（出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律第3条に規定する金融機関をいう。）若しくは保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。以下同じ。）の保証をもって契約保証金の納付に代えることができます。また、落札者が公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金の納付を免除するものとします。

## 11 工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象に関する情報の通知について

落札者は、建設業法（昭和24年法律第100号）第20条の2第2項の規定に基づき、工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象が発生するおそれがあると認めるときは、落札決定から請負契約を締結するまでに、入札担当部署に対して、その旨を当該事象の状況の把握のため必要な情報と併せて通知する。（様式集）(<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/g7r/cnt/f3430/p10818.html>)

## 12 その他

(1) 落札者が契約締結までに「1」に掲げた競争参加資格のうち、1つでも満たさなくなった場合は契約を締結しません。

(2) 契約の締結に当たっては、契約書の作成を要します。なお、契約書の作成に要する費用は、落札者の負担とします。また、本契約は、発注者が契約の相手方とともに契約書に記名押印することにより確定するものとします。

(3) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とします。

(4) 次に掲げる入札は無効とします。

ア 条件として示した競争参加資格を満たさない者が行った入札

イ 競争参加資格確認に必要な書類について虚偽の記載をした者が行った入札

ウ 契約締結前に談合情報があり、調査の結果、談合の事実があったと認められた場合の入札

エ 入札書の提出の際に添付する内訳書の内容に不備があると判断された場合の入札

オ その他入札に関する条件に違反した入札

(5) 入札金額の算出に当たっては、設計図書中の設計書を優先することとします。

(6) 「5」の(4)に基づく内訳書を提出しない者が行った入札は失格とします。

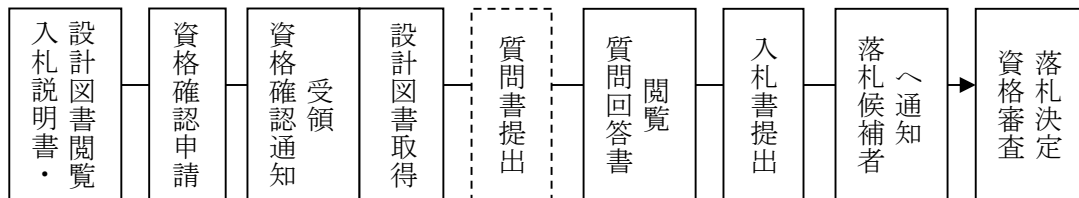
(7) 落札者が決定通知のあった日から7日以内に当該契約を締結しない場合は、その落札は効力を失います。

(8) 公正に入札を執行できないと認められる場合、又はそのおそれがある場合は、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取り止めることがあります。

(9) 開札した後であっても、契約が地方自治法第234条第5項の規定により確定する前に、発注者による、入札執行手続の誤り又は入札公告や設計図書の誤りが原因で、入札の公正性が損なわれていることが判明した場合には、入札を無効とすることがあります。

- (10) 万一、「かながわ電子入札共同システム」に障害が発生した場合は、入札を中止することがあります。障害が発生した場合は、「入札担当部署」にお問い合わせください。
- (11) 社会保険等に参加している者であること。一次下請負については、社会保険等未加入建設業者を下請契約の相手方としてはならない。詳細は、「工事別発注概要書」をご確認ください。
- (12) 設計図書に関する質問への回答は、質問しなかった方も必ず確認してください。回答だけでなく、情報提供を行うことがあります。
- (13) 前各号に定めるもののほか、神奈川県財務規則及び競争入札の参加者の資格に関する規則の定めるところによります。

### 13 入札手続の流れ



工事別発注概要書

|         |                          |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
|---------|--------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 工事番号    |                          | 神交規106                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
| 工 事 名   |                          | 交通信号機改良等工事 改良24                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
| 工事場所    |                          | 美津橋東側 他39交差点                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
| 工事概要    |                          | 交通信号機を改良等する工事                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
| 工 種     |                          | 電気工事                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
| 完成期限    |                          | 令和9年3月31日まで                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
| 最低制限価格  |                          | <p>設定する。</p> <p>（最低制限価格率については、「神奈川県公共工事等における最低制限価格の取扱要領」の「最低制限価格率（％）算出の具体式」を用いる。）</p> <p>※ 必ず次の県のホームページで詳細をご確認ください。</p> <p><a href="https://www.pref.kanagawa.jp/docs/m2t/cnt/f4317/p12739.html">https://www.pref.kanagawa.jp/docs/m2t/cnt/f4317/p12739.html</a></p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
| 契約後VE提案 |                          | 実施しない。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
| 競争参加資格  | 企業形態                     | 単体企業及び経常建設共同企業体（ただし、いずれか一方でのみ参加可能）                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
|         | 登録業種                     | 電気                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
|         | 知事が認定した等級格付（又は総合点数）及び所在地 | 本店又は受任者を置く支店（営業所）が神奈川県内                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
|         | 特定建設業許可                  | 下請け総額が5,000万円以上の場合は、必要。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
| 配置技術者   |                          | <p>● 次の要件をすべて備える主任技術者又は監理技術者等を施工現場に配置すること。（橋梁、ポンプ、ゲート等の工場製作期間を除く。）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 原則として、営業所の専任技術者でないこと。</li> <li>・ 監理技術者の場合は、上記「工種」に係る監理技術者資格者証を有すること。</li> <li>・ 主任技術者の場合は、上記「工種」に係る資格を証明できる書類（技術検定合格証明書等）を有すること。</li> <li>・ 監理技術者の兼務に伴い、監理技術者の補佐を行う、「監理技術者補佐」を設置する場合は、上記「工種」に係る資格を証明できる書類（一級施工管理技士補又は一級施工管理技士等の国家資格者などの合格証明書等）を有すること。</li> <li>・ 競争参加資格確認申請日以前に直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。</li> </ul> <p>● 技術者が建設業法施行令第27条の規定（請負金額が4,500万円以上）により専任であることを要する場合に限り、次の要件を備えること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 上記の直接的かつ恒常的な雇用関係については、3か月以上の期間を有すること。</li> <li>・ 契約時に他の工事に従事していないこと。（工場製作期間がある場合を除く。）落札候補者は、契約時には他の工事に従事しない旨の誓約書を提出してください。誓約書は、下記の様式集からダウンロードしてください。</li> </ul> <p>（様式集）<a href="https://www.pref.kanagawa.jp/docs/g7r/cnt/f3430/p10818.html">https://www.pref.kanagawa.jp/docs/g7r/cnt/f3430/p10818.html</a></p> <p>CORINS（コリンズ）の登録内容確認書等により他の工事に従事していないことを確認した後、契約を締結します。契約を締結できない場合、指名停止の対象となることがあります。</p> <p>※ 建設業法施行令第27条に規定（請負金額が4,500万円以上）される工事であっても、技術者の兼務が認められる場合があります。</p> |

|                    |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
|--------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|                    | <p>監理技術者又は主任技術者については、直接的かつ恒常的な雇用関係が、3か月以上の期間を有することや一定の条件を満たす工事において、兼務が認められます。詳細については、下記の県のホームページをご覧ください。<br/> <a href="https://www.pref.kanagawa.jp/docs/g7r/cnt/f3430/p202212.html">https://www.pref.kanagawa.jp/docs/g7r/cnt/f3430/p202212.html</a></p> <p>また、主任技術者が兼務を行う工事、かつ、主任技術者と現場代理人が同一人物の場合においては、一定の条件において、現場代理人との兼務が認められます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本件は、配置予定技術者（主任技術者及び現場代理人）の専任要件緩和措置の対象工事ではありません。</li> </ul> <p>※ 経常建設共同企業体の場合は代表構成員が主任技術者又は監理技術者を、その他の各構成員が主任技術者を配置すること。</p> <p>※ 他の入札案件を落札したこと等により予定の技術者を配置できなくなった場合は、落札候補者として審査書類を提出するまでに連絡すること。</p> <p>※ 実務経験により主任技術者又は監理技術者になる場合は、実務経験を証明できる書類を提出すること。</p> <p>※ 「落札候補者が提出する雇用関係にあることが確認できる書類」については、入札公告兼入札説明書の8(3)ア(イ)を参照とすること。</p>                                                                         |
| 同種工事の実績            | 過去5年以内に県内外を問わず、交通信号機工事（修繕工事を含む。）の元請（JVでの実績は代表構成員）としての施工実績を有すること。（経常建設共同企業体の場合はすべての構成員）                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
| 労働福祉               | <p>退職一時金制度若しくは企業年金制度を導入している者（経営事項審査の対象であるものに限る。）又は中小企業退職金共済法に基づく建設業退職金共済契約を締結していること。</p> <p>（経常建設共同企業体の場合はすべての構成員）</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
| 社会保険等              | <p>社会保険等に参加している者であること。</p> <p>（健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出の義務、厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出の義務及び雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出の義務がない者を除く。）</p> <p>※ 必要に応じて、次の書類の提出を求める場合があります。</p> <p>次のア、イそれぞれに該当する書類</p> <p>ア 健康保険及び厚生年金保険については申請日直前に発行された保険料領収書の写し等</p> <p>イ 雇用保険については申請日直前の保険料申告書（保険料等納入通知書）の写し及びこの保険料納入に係る領収書の写し等</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
| 事後審査               | 有                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
| 競争参加資格確認 申請期限及び通知日 | <p>申請期限 令和8年10月29日（15時00分）まで</p> <p>※ 申請することにより、別紙「誓約事項及び競争参加資格確認に係る注意」の誓約事項について誓約したものとみなされますので、資格をよく確認した上で申請してください。</p> <p>※ 経常建設共同企業体の申請は、共同企業体として取得したICカード以外は認められません。</p> <p>※ 参加資格については、電話でお問い合わせください。</p> <p>※ 代表者等のICカードの登録内容が変更となっているにもかかわらず、「旧ICカード使用届」を提出せずに、変更前のICカードを使用して入札に参加するなど、ICカードの不正使用が判明したときは、入札参加資格の取消しや入札の無効等となりますので、ご注意ください。</p> <p>詳細は、次のホームページで「電子入札運用基準」をご確認ください。<br/> <a href="https://nyusatsu.e-kanagawa.lg.jp/html/kiyaku.html">https://nyusatsu.e-kanagawa.lg.jp/html/kiyaku.html</a></p> <p>なお、「旧ICカード使用届」については、次の県のホームページをご確認ください。<br/> <a href="https://www.pref.kanagawa.jp/docs/g7r/cnt/f6095.html">https://www.pref.kanagawa.jp/docs/g7r/cnt/f6095.html</a></p> <p>※ 「旧ICカード使用届」の根拠資料が期日までに用意できないなど、「かながわ電子入札共同システム」の利用ができない場合には、「入札担当部署」に電話でお問い合わせください。</p> |

|                      |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |
|----------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|                      | <p>確認通知日 令和8年11月4日</p> <p>ただし、競争参加資格「有」と通知された場合でも、開札後、改めて資格を確認し、資格が確認できた場合のみ落札者と決定しますので、ご注意ください。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
| 設計図書(現場説明書を含む)の取得方法等 | <p>本公告とともに添付します。</p> <p>また、入札書とともに提出する内訳書の様式も添付しますので、入札書の提出の際に、必ず添付された様式を使用してください。</p> <p>※ 別冊工事図表等には、パスワードが設定されています。パスワードは、競争参加資格確認通知書により通知します。</p> <p>※ 設計図書等のファイルの公開は、別冊工事図表等を除き入札書提出期限日（20時00分）まで行いますので、それまでに保存（ダウンロード等）してください。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
| 設計図書に関する質問及び回答       | <p>設計図書に関する質問は、入札参加資格を有するとの確認を受けた者に限ります。質問期限内に下記のアドレスにメールしてください。また、電子メール送信後は、下記電話に質問したことを連絡してください。（「かながわ電子入札共同システム」ではありません。）</p> <p>※ 「質問書（県土整備局様式）」は、下記様式集からダウンロードしてください。<br/>（様式集）(<a href="https://www.pref.kanagawa.jp/docs/g7r/cnt/f3430/p10818.html">https://www.pref.kanagawa.jp/docs/g7r/cnt/f3430/p10818.html</a>)</p> <p>※ 電子メールの「件名」には工事番号（又は工事名）を記載してください。</p> <p>※ 電子メールの「本文」には、工事番号（又は工事名）及び質問者名・連絡先（電話番号）のみ入力し、質問文面は添付する「質問書（県土整備局様式）」に記載してください。</p> <p>※ 質問文面には会社名を記載しないでください。</p> <p>※ 「質問書（県土整備局様式）」を電子メールに添付して送信してください。</p> <p>※ やむを得ない場合は、直接お問い合わせください。<br/>メールアドレス <a href="mailto:101kaikei@police.pref.kanagawa.jp">101kaikei@police.pref.kanagawa.jp</a><br/>電 話 045-211-1212 内線2248（会計課調達第二係）</p> <hr/> <p>質問期限 令和8年11月9日（17時00分）まで</p> <p>回答日 令和8年11月12日</p> <p>「かながわ電子入札共同システム」で閲覧に供します。</p> <p>※ 質問しなかった方も必ず確認してください。</p> <p>※ 質問に対する回答だけでなく、情報提供を行うことがあります。</p> |
| 入札書の提出期間             | <p>令和8年11月17日（8時30分～20時00分）及び<br/>令和8年11月18日（8時30分～17時00分）<br/>（入札書の（添付された内訳書も含む。）再提出はできません。事前に必ず質問の回答を確認してください。）</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
| 開札予定日                | <p>令和8年11月19日</p> <p>開札後、全員に保留通知が届きますのでご承知おきください。</p> <p>保留通知日の翌日から3日目（閉庁日等を除く。）以降に、落札候補者にはメール等で連絡しますので、都合の良い時間に確認してください。</p> <p>事後審査提出書類</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 入札内訳書</li> <li>2 専任技術者証明書</li> <li>3 配置予定技術者届</li> <li>4 建設業許可申請書</li> <li>5 同種工事実績届</li> </ol> <p>ただし、予定価格の範囲内かつ最低制限価格以上で最低の価格をもって入札を行った者が複数ある場合は、くじ引きにより落札候補者を決定します。</p> <p>※ くじ引きの具体的な方法については、別添「くじ引きの方法について」をご参照ください。</p> <p>※ 開札状況（第3順位までの金額）は、「かながわ電子入札共同システム」の入札状況一覧からご覧いただけます。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |

|                |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
|----------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>疑義等申立期間</p> | <p>本件入札に入札書を提出した者で、入札執行手続き等に疑義がある場合には、保留通知の日の翌日から起算して2日の間に（閉庁日等を除く。両日とも17時00分まで）、工事費内訳書（本工事費内訳書、内訳書、下位内訳書）等の設計図書と比較ができる資料を持参の上、「入札担当部署」まで申し出てください。（必要に応じて、資料の提出を求める場合があります。）求めに応じ設計額が記載された設計図書を閲覧に供します。</p> <p>ただし、入札が不調となった場合又は、入札制度に関する内容は、疑義等申立制度の対象としません。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
| <p>支払条件</p>    | <p>(1) 前金払 行います。（請負代金額の100分の40以内）<br/> (2) 中間前金払 行います。（請負代金額の100分の20以内）<br/> (3) 部分払 行いません。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
| <p>その他</p>     | <p>原則として、社会保険等未加入建設業者を一次下請契約の相手方とすることはできません。一次下請負業者が社会保険等に加入していることが確認できない場合は、ペナルティ措置の対象となります。詳細は、次の県のホームページをご確認ください。<br/> <a href="https://www.pref.kanagawa.jp/docs/g7r/cnt/f3430/p866474.html">https://www.pref.kanagawa.jp/docs/g7r/cnt/f3430/p866474.html</a></p> <p>本件は、契約後に法定福利費を含む請負代金内訳書の提出を求める工事です。<br/> 入札時に入札金額に含まれる法定福利費を記載した内訳書を提出した場合には、契約後の提出を省略することができます。</p> <p>本工事は、労務費ダンピング調査の対象工事です。<br/> 落札候補者に対し、入札内訳書に明示された直接工事費が一定水準（発注者が設計した直接工事費に下記の係数を乗じた額（円未満四捨五入））以上か調査を実施しますので、一定水準を下回った場合は、すみやかに理由書を書面で提出してください。<br/> 理由書の様式については、入札担当部署から別途連絡します。<br/> 理由書の提出は、電子メール又はファクシミリでも可能とします。<br/> なお、理由書の提出を行わない場合は、入札の条件に違反した入札として無効とする場合があります。<br/> 〔直接工事費に乘じる係数〕<br/> 0.97<br/> <a href="https://www.pref.kanagawa.jp/docs/g7r/cnt/f3430/p10823.html">https://www.pref.kanagawa.jp/docs/g7r/cnt/f3430/p10823.html</a></p> <p>【神奈川県警察における週休2日制確保工事（試行）の対象】<br/> 本件は、「神奈川県警察における週休2日制確保工事（試行）」の対象案件です。<br/> 入札にあたっては、「神奈川県警察における週休2日制確保工事試行要領（土木工事）」を必ずご確認ください。<br/> ※ <u>週休2日制における経費補正については、試行要領の改訂により削除されました。</u><br/> <a href="https://www.police.pref.kanagawa.jp/tetsuzuki/nyusatsu_kobo/nyusatu.html">https://www.police.pref.kanagawa.jp/tetsuzuki/nyusatsu_kobo/nyusatu.html</a></p> <p>【中東情勢による建設資材への影響を踏まえた設計変更の対象】<br/> 本件は、供給の偏りや流通の目詰まりにより入手が困難となっているナフサを由来とする建設資材の調達に必要となる経費について、設計変更を行う対象工事です。<br/> 詳細については、「中東情勢による建設資材への影響を踏まえた設計変更に係る特記仕様書（土木工事編）」をご確認ください。</p> <p>【神奈川県警察における週休2日制確保工事試行要領（土木工事）及び中東情勢による建設資材への影響を踏まえた設計変更の対象に関する問い合わせ先】<br/> 神奈川県警察本部交通部交通規制課計画執行係<br/> 電話 045-211-1212 内線5182</p> |

|                  |                                               |
|------------------|-----------------------------------------------|
| 入札担当部署           | 神奈川県警察本部総務部会計課調達第二係<br>電話 ０４５－２１１－１２１２ 内線２２４８ |
| 電子入札操作に関する問い合わせ先 | コールセンター（平日の９時００分～１７時００分）<br>電話 ０１２０－９２１－１８２   |

## 誓約事項及び競争参加資格確認に係る注意

### 1 競争入札参加申請に伴う誓約事項

本件工事の競争参加資格確認申請者は、競争参加資格確認申請をもって、次のとおり誓約したものとみなしますので、ご自分の資格をよく確認してから申請してください。

※ 虚偽申請は指名停止の対象となりますのでご注意ください。

#### 誓 約 事 項

当社（私）は、本件工事の競争参加資格確認申請期限において、次のすべての事項に該当することを誓約します。

なお、誓約後に次のいずれか1つ以上に該当しないこととなった場合は、本件入札を辞退します。

- 1 地方自治法施行令第167条の4の規定（成年被後見人、被保佐人、被補助人、破産者で復権を得ない者等）に該当しない者であること。
- 2 2年以内に電子交換所の取引停止処分を受けている者でないこと。  
〔※ 取引停止処分を受けても、その後、会社更生法に基づく更生手続開始又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定後、改めて神奈川県の実業入札参加資格の再認定を受けている場合は除きます。〕
- 3 6か月以内に不渡手形又は不渡小切手を出している者でないこと。  
〔※ 不渡手形等を出しても、その後、会社更生法に基づく更生手続開始又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定後、改めて神奈川県の実業入札参加資格の再認定を受けている場合は除きます。〕
- 4 債務の不履行により、所有する資産に対し、仮差押え、保全差押え又は差押えの命令及び競売手続の開始決定を受けている者でないこと。
- 5 事業税、消費税、地方消費税を滞納している者でないこと。
- 6 社会保険等加入建設業者であること。  
〔※ 社会保険等とは、健康保険、年金保険及び雇用保険を言います。加入の義務がない場合は除きます。〕
- 7 本件工事が技術者を専任で配置しなければならない場合、専任で配置できる技術者を有していること。
- 8 神奈川県暴力団排除条例第2条第2号から第5号までに該当する者又はこれらの者と密接な関係を有する者でないこと。

### 2 競争参加資格確認について

「かながわ電子入札共同システム」により競争参加資格「有」とされた場合でも（その時点では細部にわたる資格確認はしていません）、開札後、改めて資格を確認し、資格が確認できなかった者の入札は無効としますのでご注意ください。

### 3 経常建設共同企業体の申請について

経常建設共同企業体として取得したICカード以外は認められません。

## 中東情勢による建設資材への影響を踏まえた設計変更に係る特記仕様書(土木工事編)

1. 本工事は、供給の偏りや流通の目詰まりにより入手が困難となっているナフサを由来とする建設資材(以下、「対象資材」)の調達に必要な経費(以下、「別途調達経費」)について、設計変更を行う対象工事である。
2. 対象資材は以下の資材を想定している。これにより難しい場合は、監督職員と協議するものとする。

### 対象資材

|                             |
|-----------------------------|
| 塗料、防水材、断熱材、硬質ポリ塩化ビニル管、構造用合板 |
|-----------------------------|

3. 受注者は、対象資材について別途調達経費が必要となる場合には、様式1により事前に監督職員と協議するものとする。ただし、迅速な対応が求められる場合には、口頭、ファクシミリ、電子メールなどで協議することも可能とするが、事後、遅滞なく書面により協議するものとする。  
 なお、別途調達経費が必要となる場合とは、以下を想定している。
  - ① 対象資材の代替資材を調達した場合
  - ② 対象資材の流通経路を見直して調達した場合
  - ③ 対象資材を調達した場合(ただし別途調達経費を含む)。例えば、設計図書の資材を通常時とは異なる購入先に変更して調達した場合など
4. 受注者は、様式2により別途調達経費に係る証明書類(実際の取引伝票等)を監督職員に提出するものとし、その別途調達経費については設計変更の対象とする。
5. 詳細は、ホームページ記載の「中東情勢による建設資材への影響を踏まえた設計変更に係る運用(土木工事編)」(令和8年7月)によるものとする。

(<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/m2t/cnt/f4317/p1201607.html>)

神奈川県発注の公共工事において、

## 法定福利費を記載した

## 請負代金内訳書を提出してください

建設業における法定福利費の確保を推進するため、神奈川県公共工事標準請負契約約款を改正し、次の取組を行います。

- 受注者 神奈川県公共工事標準請負契約約款の規定に基づき、法定福利費※<sup>1</sup>を記載した「請負代金内訳書」を提出してください。

※1 法定福利費…健康保険、厚生年金保険及び雇用保険に係る社会保険料（事業主負担分）

- 発注者 予定価格に含まれる「法定福利費概算額※<sup>2</sup>」を明示して公表します。

※2 法定福利費概算額…予定価格に含まれる法定福利費概算額は、法定福利費のうち事業主負担額の概算額です。予定価格に工種別の「予定価格に占める法定福利費の平均割合」を乗じて算出したものであり、実際に事業主が負担する額は、労働者の雇用形態、施工地域等に応じて決定されます。

提出方法については、神奈川県ホームページ(別紙Q&A)や入札説明書をご確認ください。

### 《 《 《 注 意 》 》 》

- ▼ 法定福利費の算出に当たっては、国土交通省のマニュアルに準拠する等、適切な方法で行ってください。

- ・ 下請契約を締結する工事（締結することが見込まれる工事を含む。）においては、当該下請業者分の法定福利費を含めてください。

- ▼ 詳細については、次のURLで確認してください。

(国土交通省ホームページ)

建設業における社会保険加入対策について

[https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/totikensangyo\\_const\\_tk2\\_000080.html](https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/totikensangyo_const_tk2_000080.html)

#### 4 法定福利費を内訳明示した見積書（上記URLの中段あたり）

法定福利費を内訳明示した見積書の作成手順が掲載されています。

#### (2) 各団体が作成した標準見積書

[https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/totikensangyo\\_const\\_tk2\\_000082.html](https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/totikensangyo_const_tk2_000082.html)

# 令和3年4月1日から「資本関係又は人的関係申告書」

## の提出が不要になります

談合の未然防止及び他の入札参加者との公平性の確保の観点から、県発注工事について資本関係又は人的関係にある者同士の同一入札への参加を平成31年4月1日から制限しています。

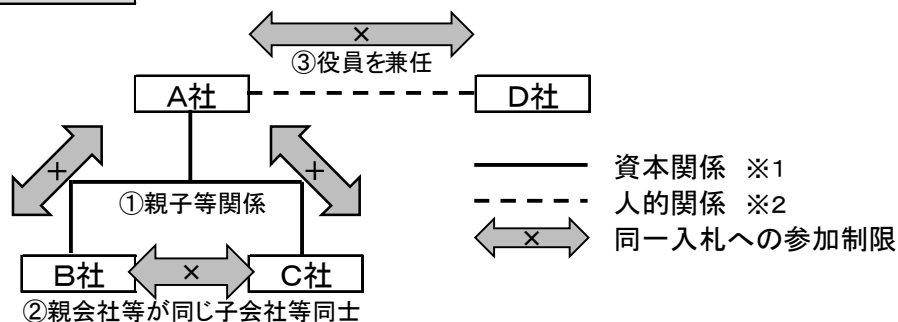
令和3年4月1日以降に公告又は指名通知を行う案件からは、競争入札参加資格認定申請時に提出していただいた「資本関係又は人的関係情報」を用いて入札参加者の資本関係又は人的関係を確認するため、これまで入札案件ごとに提出していただいていた「資本関係又は人的関係申告書」の提出は不要になります。

### 1 参加制限の概要

神奈川県が実施する工事の条件付き一般競争入札及びいのち貢献度指名競争入札において、同一入札に参加する複数の者の関係が、2に規定する基準（以下「基準」という。）のいずれかに該当する場合、基準に該当する者が行った入札はすべて無効として取り扱います。

ただし、基準に該当する者のいずれかが、開札前に辞退届の提出を行えば、辞退しない者が行った入札は有効と取り扱うものとします。

#### イメージ図



※1（資本関係）親会社・子会社の関係にある会社、同一の者が経営の支配権を握っている会社

※2（人的関係）一方の会社の役員が他方の会社の役員を現に兼ねている場合

### 2 基準

#### （1）資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合には、同一入札に参加することはできません。

ア 子会社等（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号の2に規定する子会社等をいう。イにおいて同じ。）と親会社等（同条第4号の2に規定する親会社等をいう。イにおいて同じ。）の関係にある場合

イ 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

#### 会社法 第2条（抜粋）

三 子会社 会社がその総株主の議決権の過半数を有する株式会社その他の当該会社がその経営を支配している法人として法務省令で定めるものをいう。

三の二 子会社等 次のいずれかに該当する者をいう。

イ 子会社

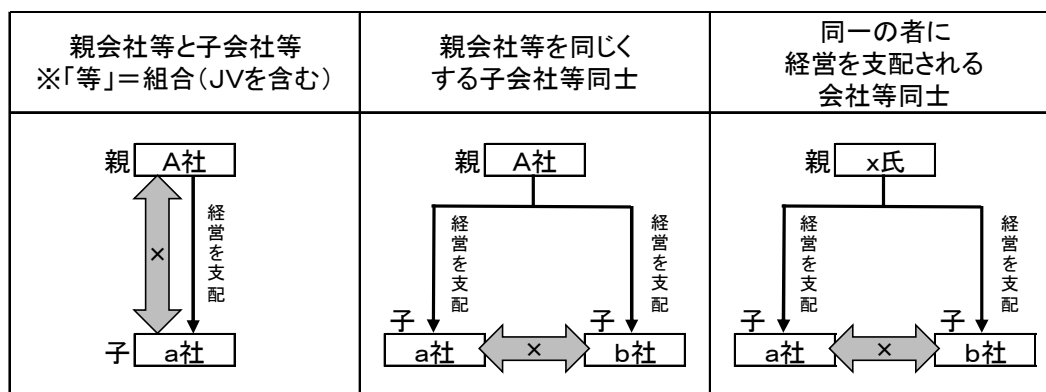
ロ 会社以外の者がその経営を支配している法人として法務省令で定めるもの

四 親会社 株式会社を子会社とする会社その他の当該株式会社の経営を支配している法人として法務省令で定めるものをいう。

四の二 親会社等 次のいずれかに該当する者をいう。

イ 親会社

ロ 株式会社の経営を支配している者（法人であるものを除く。）として法務省令で定めるもの



…同一入札への参加制限

「経営を支配」とは

- ① 議決権の 50%超を自己（子会社等を含む。以下同じ。）の計算で所有（※ 1）
- ② 議決権の 40%以上を自己の計算で所有して、次のイ～ホのいずれかに該当
  - イ 自己所有等議決権数の割合（※ 2）が 50%超
  - ロ 取締役会の構成員の過半数が自己の役員・業務執行社員・使用人（※ 3）
  - ハ 重要な財務・事業の方針を決定する契約等が存在
  - ニ 負債総額に占める自己が行う融資（債務保証等を含む。）（※ 4）の割合が 50%超
  - ホ その他重要な財務・事業の方針の決定を支配していることが推測される事実の存在
- ③ 自己所有等議決権割合が 50%超（自己の計算分がゼロの場合を含む。）

※ 1 更生会社、民事再生中の会社等で、有効な支配従属関係が存在しないと認められるものを除く。以下同じ。

※ 2 自己所有等議決権の割合とは、自己の計算による所有分、自己と出資・人事・資金・技術・取引等において緊密な関係者の所有分、同一の内容の議決権行使に同意している者の所有分、自己（自然人に限る。）の配偶者又は二親等内の親族の所有分の合計をいう。

※ 3 自己の役員・業務執行社員・使用人であった者を含む。自然人の場合は、自己と配偶者又は二親等内の親族を含む。

※ 4 自己と出資・人事・資金・技術・取引等において緊密な関係者が行う融資額を含む。

（会社法施行規則第 3 条の 2）

## （２）人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合には、同一入札に参加することはできません。

ただし、アについては、会社等（会社法施行規則（平成 18 年法務省令第 12 号）第 2 条第 3 項第 2 号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の一方が民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 2 条第 4 号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社（会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 2 条第 7 項に規定する更生会社をいう。）である場合を除きます。

- ア 一方の会社等の役員（会社法施行規則第 2 条第 3 項第 3 号に規定する役員のうち、次図中(ア)から(オ)の者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合
- イ 一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第 64 条第 2 項又は会社更生法第 67 条第 1 項の規定により選任された管財人（以下単に管財人という。）を現に兼ねている場合
- ウ 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

| 役員を兼任 | 役員と管財人を兼任 | 管財人を兼任 |
|-------|-----------|--------|
|       |           |        |

※民事再生中の会社及び更生会社を除く

←x→ …同一入札への参加制限

「役員」とは

ア 株式会社の取締役（代表取締役を含む）。ただし、次に掲げる者を除きます。

- ① 監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役
- ② 指名委員会等設置会社における取締役
- ③ 社外取締役
- ④ 定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役

イ 指名委員会等設置会社の執行役

ウ 持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）

エ 組合の理事

オ その他業務を執行する者であって、アからエまでに掲げる者に準ずる者

### （３）その他の入札の適正さが阻害されると認められる場合

組合（共同企業体を含む。）とその構成員が同一の入札案件に参加している場合その他  
上記（１）又は（２）と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合

## ３ 資本関係又は人的関係にある者同士の同一入札への参加に係る確認方法

入札担当部署は、競争入札参加資格認定申請時に提出していただいた「資本関係又は人的関係情報」を用いて、基準に該当する者同士が同一入札に参加しているかどうかを確認し、基準に該当する者が行った入札はすべて無効として取り扱います。ただし、基準に該当する者のうち、他の者が開札前に辞退届の提出を行えば、残った一者の行った入札は有効とします。なお、基準に該当する者同士が、辞退する者を決めることを目的に当事者間で連絡を取ることは、特に問題はありません。

## ４ 適用の時期

令和３年４月１日以降に公告又は指名通知を行う案件から、「資本関係又は人的関係申告書」の提出が不要になります。

## 5 その他

- 競争入札参加資格認定申請時に提出していただいた「資本関係又は人的関係情報」に変更が生じた際は、かながわ電子入札共同システムのHPから電子申請により、変更申請を行ってください。また、入札期間中に「資本関係又は人的関係情報」に変更が生じた際は、変更申請を済ませたうえで、入札担当部署に変更内容を速やかに連絡してください。
- 競争入札参加資格認定申請時に「資本関係又は人的関係情報」を提出していない場合は、資本関係又は人的関係が確認できないため、その者の入札は無効となります。
- 入札時に「資本関係又は人的関係情報」の内容に虚偽が判明した場合又は重要な事実が記載されていないことが判明した場合は、神奈川県指名停止等措置要領に基づき指名停止措置を講じる場合があります。

### 問合せ先

県土整備局 事業管理部 県土整備経理課 入札制度グループ

【電話】 045-210-6092（直通）



神奈川県

# 代表者等が代わられた 事業者の皆様へ



変更手続き中でも、  
ICカードで入札に  
参加できます!!

／ココが変わった！／

詳細はHPへ！



ICカード 神奈川県

検索



問合せ先 神奈川県県土整備経理課 入札制度グループ ☎ 045-210-6092 (直通)

HPトップはこちら <https://www.pref.kanagawa.jp/docs/g7r/cnt/f3430/index.html>



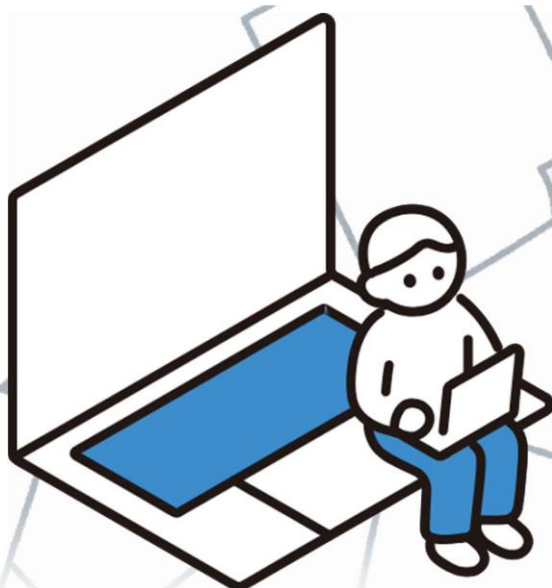
神奈川県

KANAGAWA

電子入札に参加される事業者の皆様

# 設計図書は システムで

ご覧ください



ペーパーレス推進のため、入札に関する設計図書は  
「かながわ電子入札共同システム」で配布しています。

電子入札に参加される事業者の方で、システムが閲覧  
できない場合は、各発注所属へお問い合わせください。



詳細は、右のQRコードから県HPをご確認ください。

※設計図書の配布方法は、入札案件ごとに異なります。

※各入札案件での配布方法は、「発注概要書」をご確認ください。



問合せ先 神奈川県県土整備経理課 入札制度グループ ☎ 045-210-6092（直通）

HPトップはこちら <https://www.pref.kanagawa.jp/docs/g7r/cnt/f3430/index.html>

## 令和3年4月1日から工事・工事系委託の 入札及び契約等の手続きの押印が 一部不要となりました

押印の取扱が変更となる様式について

- (1) 入札及び契約等に係る書類（別紙「押印取扱一覧」のとおり）
- (2) 見積書・請求書押印不要（[詳しくは会計局指導課](#)）

別紙「押印取扱一覧」に記載の「押印廃止」（代替手段必要）の様式は、文書の真正性を担保するため、書面に下記の内容の記載をお願いします。

「本件の責任者」

「担当者の氏名」

「連絡先」

※書面に代表者（受任者）の押印をした場合は、責任者等の記載は不要です。

※書面の真正性を担保するため、必要に応じて、身分証等による本人確認や書類の内容について、電話等での確認を行う場合があります。

- ▼ 責任者とは、代表取締役や支店長、営業所長など、社内において権限の委任を受けた役職員とします。
- ▼ 担当者とは、本取引に係る事務担当者とします。責任者と担当者は同じでも構いません。
- ▼ 「契約書」については、法令に基づき、従前どおり「押印」が必須です。
- ▼ 「入札書」について、真正性が確認できない場合は、無効となります

問合せ先

県土整備経理課

入札制度グループ 045-210-6092

経理第二グループ 045-210-6083

様式の改正区分

- ①…㊦やボックスなど、押印欄の削除  
※当該書類に「責任者及び担当者等」の氏名及び連絡先を明記。  
②…押印欄の削除、及び、約款の条ずれに伴う文言の修正

別紙 押印取扱一覧

| 要領等名称 |                                                   | 様式等名称                            | 押印廃止<br>(代替手段不要) | 押印廃止<br>(代替手段必要)<br>※責任者及び担当者等の氏名及び連絡先を明記 | 押印<br>継続 | 担当課                 | 改正<br>区分 |
|-------|---------------------------------------------------|----------------------------------|------------------|-------------------------------------------|----------|---------------------|----------|
| 1     | 神奈川県 of 公共工事等に係る条件付き一般競争入札実施要                     | 一般競争入札参加確認申請書                    | ○                |                                           |          | 県土整備経理課<br>入札制度グループ | ①        |
| 2     | 共同企業体一般競争入札参加確認申請書                                |                                  |                  |                                           |          | 県土整備経理課<br>入札制度グループ |          |
| 3     | 入札公告兼入札説明書                                        | 誓約書                              |                  |                                           |          | 県土整備経理課<br>電子入札グループ |          |
| 4     | 電子入札運用基準                                          | 紙入札承認願                           |                  |                                           |          | 県土整備経理課<br>入札制度グループ |          |
| 5     | 神奈川県の公共工事に係る入札関係事務処理要領                            | 委任状                              | ○                |                                           |          | 県土整備経理課<br>入札制度グループ |          |
| 6     | 神奈川県の公共工事に係る入札関係事務処理要領                            | 入札書及び内訳書（表封筒に押印省略の旨を朱書）          |                  |                                           |          | 県土整備経理課<br>入札制度グループ |          |
| 7     | 神奈川県の公共工事に係る入札関係事務処理要領                            | 辞退届                              |                  |                                           |          | 県土整備経理課<br>入札制度グループ |          |
| 8     | 神奈川県公共工事標準請負契約約款の運用基準                             | 第2号様式 工事打合簿                      |                  |                                           |          | 県土整備経理課<br>経理第二グループ |          |
| 9     |                                                   | 第5号様式 工事関係者に関する措置決定について          |                  |                                           |          | 県土整備経理課<br>経理第二グループ |          |
| 10    |                                                   | 第6号様式 監督員に関する措置請求について            |                  |                                           |          | 県土整備経理課<br>経理第二グループ |          |
| 11    |                                                   | 第8号様式 工事現場内に搬入した工事材料の工事現場外搬出について |                  |                                           |          | 県土整備経理課<br>経理第二グループ |          |
| 12    |                                                   | 第9号様式 支給材料又は貸与品の不適当について          |                  |                                           |          | 県土整備経理課<br>経理第二グループ |          |
| 13    |                                                   | 第10号様式 支給材料（貸与品）受領書（借用書）         |                  |                                           |          | 県土整備経理課<br>経理第二グループ |          |
| 14    |                                                   | 第11号様式 支給材料（貸与品）返納書              |                  |                                           |          | 県土整備経理課<br>経理第二グループ |          |
| 15    |                                                   | 第12号様式 設計図書等との不一致等の確認について        |                  |                                           |          | 県土整備経理課<br>経理第二グループ |          |
| 16    |                                                   | 第15号様式 工期の延長について                 |                  |                                           |          | 県土整備経理課<br>経理第二グループ |          |
| 17    |                                                   | 第17号様式の2 工期の変更協議について             |                  |                                           |          | 県土整備経理課<br>経理第二グループ |          |
| 18    |                                                   | 第18号様式の2 請負代金額の変更協議について          |                  |                                           |          | 県土整備経理課<br>経理第二グループ |          |
| 19    |                                                   | 第19号様式 不可抗力による損害の状況について          |                  |                                           |          | 県土整備経理課<br>経理第二グループ |          |
| 20    |                                                   | 第19号様式の3 不可抗力による損害の負担について        |                  |                                           |          | 県土整備経理課<br>経理第二グループ |          |
| 21    |                                                   | 第20号様式 引渡書                       |                  |                                           |          | 県土整備経理課<br>経理第二グループ |          |
| 22    |                                                   | 第21号様式の2 工事事務物の使用について（同意）        |                  |                                           |          | 県土整備経理課<br>経理第二グループ |          |
| 23    |                                                   | 第22号様式 指定部分工事完成届                 |                  |                                           |          | 県土整備経理課<br>経理第二グループ |          |
| 24    |                                                   | 第23号様式 工事履行報告書                   |                  |                                           |          | 県土整備経理課<br>経理第二グループ |          |
| 25    |                                                   | 第24号様式 材料検査（確認）願                 |                  |                                           |          | 県土整備経理課<br>経理第二グループ |          |
| 26    |                                                   | 第25号様式 監理技術者補佐設置（変更）届            |                  |                                           |          | 県土整備経理課<br>経理第二グループ |          |
| 27    | 神奈川県公共土木設計業務等標準委託契約約款及び神奈川県公共建築設計業務等標準委託契約約款の運用基準 | 第2号様式 業務工程表                      |                  |                                           |          | 県土整備経理課<br>経理第二グループ |          |
| 28    |                                                   | 第4号様式 管理技術者指定（変更）通知書             |                  |                                           |          | 県土整備経理課<br>経理第二グループ |          |
| 29    |                                                   | 第5号様式 照査技術者指定（変更）通知書             |                  |                                           |          | 県土整備経理課<br>経理第二グループ |          |
| 30    |                                                   | 第8号様式 管理技術者に対する措置について            |                  |                                           |          | 県土整備経理課<br>経理第二グループ |          |
| 31    |                                                   | 第9号様式 調査職員に対する措置請求について           |                  |                                           |          | 県土整備経理課<br>経理第二グループ |          |
| 32    |                                                   | 第11号様式 貸与品等借用書（受領書）              |                  |                                           |          | 県土整備経理課<br>経理第二グループ |          |
| 33    |                                                   | 第12号様式 貸与品等返納書                   |                  |                                           |          | 県土整備経理課<br>経理第二グループ |          |
| 34    |                                                   | 第13号様式 設計図書等との不一致等の確認について        |                  |                                           |          | 県土整備経理課<br>経理第二グループ |          |
| 35    |                                                   | 第16号様式 履行期間の延長について               |                  |                                           |          | 県土整備経理課<br>経理第二グループ |          |
| 36    |                                                   | 第18号様式の2 履行期間の変更協議について           |                  |                                           |          | 県土整備経理課<br>経理第二グループ |          |
| 37    |                                                   | 第19号様式の2 業務委託料の変更協議について          |                  |                                           |          | 県土整備経理課<br>経理第二グループ |          |
| 38    |                                                   | 第20号様式 不可抗力による損害の状況について          |                  |                                           |          | 県土整備経理課<br>経理第二グループ |          |
| 39    |                                                   | 第20号様式の3 不可抗力による損害の負担について        |                  |                                           |          | 県土整備経理課<br>経理第二グループ |          |
| 40    |                                                   | 第21号様式 委託業務完了通知書                 |                  |                                           |          | 県土整備経理課<br>経理第二グループ |          |

| 要領等名称 |                                                           | 様式等名称               | 押印廃止<br>(代替手段不要)    | 押印廃止<br>(代替手段必要)<br>※責任者及び担当者等の氏名及び連絡先を明記 | 押印<br>継続 | 担当課                 | 改正<br>区分            |  |                     |          |
|-------|-----------------------------------------------------------|---------------------|---------------------|-------------------------------------------|----------|---------------------|---------------------|--|---------------------|----------|
| 41    | 工事請負契約第26条第1項(全体スライド)の増額となる場合の申請手続等について(平成20年8月1日県土整備部通知) | 様式1 請負代金額の変更協議の請求   | ○                   |                                           |          | 県土整備経理課<br>経理第二グループ | ②                   |  |                     |          |
| 42    |                                                           | 様式5-1 工事出来形数量の確認書   |                     |                                           |          |                     |                     |  |                     |          |
| 43    |                                                           | 様式5-2 工事報告          |                     |                                           |          |                     |                     |  |                     |          |
| 44    |                                                           | 様式6-1 スライド額の協議      |                     |                                           |          |                     |                     |  |                     |          |
| 45    | 様式1-1 請負代金額変更請求額概算計算書                                     | 県土整備経理課<br>経理第二グループ |                     |                                           |          |                     |                     |  |                     |          |
| 46    | 様式3 請負代金額変更請求額計算書                                         |                     |                     |                                           |          |                     |                     |  |                     |          |
| 47    | 様式3-1 請負代金額の変更の対象材料計算総括表                                  |                     |                     |                                           |          |                     |                     |  |                     |          |
| 48    | 様式6 請負工事既済部分検査請求書                                         |                     |                     |                                           |          |                     |                     |  |                     |          |
| 49    | 工事請負契約書第26条第5項(単品スライド条項)の減額となる場合の運用基準                     | 様式3 請負代金額変更請求額計算書   |                     |                                           |          | 県土整備経理課<br>経理第二グループ |                     |  |                     |          |
| 50    | 様式3-1 請負代金額の変更の対象材料計算総括表                                  | 県土整備経理課<br>経理第二グループ |                     |                                           |          |                     |                     |  |                     |          |
| 51    | 様式1 工事請負契約書第26条第6項に基づく請負代金額の変更について(請求)                    |                     |                     |                                           |          |                     |                     |  |                     |          |
| 52    | 様式5-1 出来形数量の確認書                                           |                     |                     |                                           |          |                     |                     |  |                     |          |
| 53    | 様式5-2 工事報告                                                |                     |                     |                                           |          |                     |                     |  |                     |          |
| 54    | 様式6-1 工事請負契約書第26条第6項に基づく請負代金額の変更について(協議)                  | 県土整備経理課<br>経理第二グループ |                     |                                           |          |                     |                     |  |                     |          |
| 55    | 公正契約調査会議の設置と談合情報対応マニュアルの作成について(通知)                        |                     |                     |                                           |          | 様式3 誓約書             | 県土整備経理課<br>経理第二グループ |  |                     |          |
| 56    | 県土整備局物品調達等公正契約調査会議設置要綱                                    |                     |                     |                                           |          | 様式3 誓約書             | 県土整備経理課<br>経理第二グループ |  |                     |          |
| 57    | 様式3 金銭保証に係る保証委託者について                                      |                     |                     |                                           |          | 県土整備経理課<br>経理第二グループ |                     |  |                     |          |
| 58    | 新しい工事履行保証制度の導入と「工事請負契約における契約の保証に関する取扱い」について(通知)           |                     |                     |                                           |          |                     | 様式6 保管有価証券受領書       |  |                     |          |
| 59    | 様式12 保証書に係る領収書                                            |                     |                     |                                           |          |                     |                     |  |                     |          |
| 60    | 様式19 代替履行業者選定報告書兼債権譲渡承諾依頼書                                |                     |                     |                                           |          |                     |                     |  |                     |          |
| 61    | 様式20 代替履行承諾書                                              |                     |                     |                                           |          |                     |                     |  |                     |          |
| 62    | 設計変更事務処理要領                                                |                     |                     |                                           |          | 第3号様式 設計変更指示書       | 県土整備経理課<br>経理第二グループ |  |                     |          |
| 63    | 中間前金払について                                                 |                     |                     |                                           |          | 別紙1 確認請求書           | 県土整備経理課<br>経理第二グループ |  |                     |          |
| 64    | 現場代理人の兼務に関する事務取扱いについて                                     |                     |                     |                                           |          | 別紙3 現場代理人兼務(変更)届    | 県土整備経理課<br>経理第二グループ |  |                     |          |
| 65    | 別紙4 現場代理人兼務の解除届                                           |                     |                     |                                           |          |                     |                     |  |                     |          |
| 66    | 別紙6 連絡員設置(変更)                                             |                     |                     |                                           |          |                     |                     |  |                     |          |
| 67    | 新しい工事履行保証制度の導入と「工事請負契約における契約の保証に関する取扱い」について(通知)           | 様式1 保管金提出書          |                     |                                           |          | ○                   |                     |  | 県土整備経理課<br>経理第二グループ | 改正<br>なし |
| 68    |                                                           | 様式2 保管有価証券提出書       |                     |                                           |          |                     |                     |  |                     |          |
| 69    |                                                           | 様式8 保管金返還請求書        |                     |                                           |          |                     |                     |  |                     |          |
| 70    |                                                           | 様式10 保管有価証券返還請求書    |                     |                                           |          |                     |                     |  |                     |          |
| 71    |                                                           | 様式11 保管有価証券利札・賦札請求書 |                     |                                           |          |                     |                     |  |                     |          |
| 72    |                                                           | 様式14 保証書            |                     |                                           |          |                     |                     |  |                     |          |
| 73    |                                                           | 様式15 保証内容変更契約書      |                     |                                           |          |                     |                     |  |                     |          |
| 74    |                                                           | 第1号様式 債権譲渡承諾依頼書     | 県土整備経理課<br>経理第二グループ |                                           |          |                     |                     |  |                     |          |
| 75    | 第1-1号様式 債権譲渡承諾依頼書                                         |                     |                     |                                           |          |                     |                     |  |                     |          |
| 76    | 融資実行報告書                                                   |                     |                     |                                           |          |                     |                     |  |                     |          |
| 77    | 第4号様式 工事出来高確認協力依頼書                                        |                     |                     |                                           |          |                     |                     |  |                     |          |
| 78    | 公共工事に係る工事請負代金債権の譲渡を活用した融資制度における債権譲渡承諾に関する事務取扱要領           | 第1号様式 債権譲渡承諾依頼書     | 県土整備経理課<br>経理第二グループ |                                           |          |                     |                     |  |                     |          |
| 79    | 第3号様式 工事出来高確認協力依頼書                                        |                     |                     |                                           |          |                     |                     |  |                     |          |
| 80    | 神奈川県特定建設工事共同企業体取扱基準                                       | 特定建設工事共同企業体協定書      | 県土整備経理課<br>入札制度グループ |                                           |          |                     |                     |  |                     |          |

## くじ引きの方法について

- 1 複数の者が最低の価格をもって入札を行った場合は、かながわ電子入札共同システムにて電子くじを実施し、落札候補者の順位を決定し、その順位に従って審査を行います。

なお、電子くじの方法は、次の「かながわ電子入札共同システム（マニュアル）」の抜粋ご参照ください。

かながわ電子入札共同システム（マニュアル）抜粋

### 電子くじについて

かながわ電子入札共同システムでは、開札の結果くじ引きが必要になった場合に、あらかじめ入札書に入力されたくじ番号を元にして電子くじを実施することができます。

電子くじの仕組みは次のとおりです。

- ① 抽選に参加する業者をくじ番号により昇順に並べ替え、「順位番号」を付与します。  
(くじ番号が同値の場合は、入札書提出順とします)
- ② くじ番号合計値  $x$  に発注者が「くじ引き判定ボタン」を押下した日時のミリ秒数  $y$  を加算した数値を抽選参加業者数  $z$  で除算し、その **余り** に 1 を加算した数を「当選数」とします。

計算式： $(x + y) \div z = m \cdots n$  当選数  $= n + 1$

(例)  $x = 16$   $y = 250$   $z = 3$  の場合

$(16 + 250) \div 3 = 88$  余り 2

当選数  $= 2 + 1 = 3$

注

- ③ 「順位番号」と「当選数」が一致する業者を「当選者＝**落札者**」とします。

※ 同じくじ番号が入力された場合でも、選ばれる落札者は 1 名です。

注：上記枠中の落札者を、第 1 順位の落札候補者と読み替えます。

- 2 上記枠中の②において、余り（青枠内）に 2 を加算した者を第 2 順位の落札候補者、3 を加算した者を第 3 順位の落札候補者…と、くじ引き参加者全員の順位を決定します。  
第 2 順位の落札候補者以降、余りに加算数値を足した数値が参加業者数を超えたときは、当該数値から参加業者数を引いた数の者になります。

なお、くじ引きの結果については、落札者決定通知書と併せて送付します。

- 3 第 1 順位の落札候補者に対しファックス等で連絡の上、書類の提出を求め、競争参加資格を審査します。その結果、要件を満たしていることが確認できた場合は落札とし、落札者決定通知書を発行します。
- 4 第 1 順位の落札候補者が競争参加資格の要件を満たしていると確認できなかった場合は、第 2 順位の落札候補者に対しファックス等で連絡の上、書類の提出を求め、競争参加資格を審査します。以降、競争参加資格の要件を満たしていることが確認できるまで、3 と 4 を繰り返します。

工事名 交通信号機改良等工事 改良24  
工事場所 美津橋東側 他39交差点

|      |                 |                 |
|------|-----------------|-----------------|
| 経費情報 | 主たる工種           | 道路維持工事          |
|      | 施工地域・工事場所区分     | 市街地(DID補正)(1)-1 |
|      | イメージアップ計上区分     | 計上しない           |
|      | 緊急工事による補正       | 補正しない           |
|      | 前払金             | 請負代金額の10分の4     |
|      | 契約保証の方法         | 金銭的保証           |
|      | 週休割増補正区分        | 補正しない           |
|      | 間接工事費率補正        |                 |
|      | 共通仮設費率補正        |                 |
|      | 現場管理費率補正        |                 |
|      | 一般管理費率補正        |                 |
|      | 間接労務費・工場管理費計上区分 |                 |

|      |      |                                            |
|------|------|--------------------------------------------|
| 直工係数 | 1.00 | 注；直工経費決定にかかる資材費率の算出において鋼構造製作物の費用は市場単価費とみなす |
|------|------|--------------------------------------------|

|      |                                                        |
|------|--------------------------------------------------------|
| 積算情報 | 令和8年7月改正の単価で積算しています。                                   |
|      | 令和8年度土木工事資材等単価表【令和8年7月(改定)】                            |
|      | 土木工事標準積算基準書(令和8年7月1日発行)に基づき積算しています。                    |
|      | 復旧費に、舗装版切断時に出る汚泥の処理費を含みます。<br>消費税相当額は工事価格の10%で計上しています。 |

|             |                                                     |     |           |    |
|-------------|-----------------------------------------------------|-----|-----------|----|
| 見積等<br>単価情報 | 単価名称                                                | 単位  | 採用単価      | 摘要 |
|             | 交通信号制御機 押ボタン制御 警交仕規第1012号仕様6仕様8ステップ 連動子機能能付         | 円/台 | 1,325,000 |    |
|             | 制御機筐体用底板 亜鉛メッキ                                      | 円/台 | 9,220     |    |
|             | 交通信号灯 歩行者専用人型 側柱式 アルミ製・LED 接続ケーブル付                  | 円/灯 | 191,100   |    |
|             | 交通信号灯 歩行者専用人型 フラッグポール用 落下防止型 アルミ製・LED 接続ケーブル付       | 円/灯 | 196,500   |    |
|             | 交通信号灯 歩行者専用人型 側柱式 アルミ製・LED ターンバックル付 接続ケーブル付         | 円/灯 | 213,000   |    |
|             | 交通信号灯 車両用 250mm 3位水平式 片面 アルミ製・LED 接続ケーブル付           | 円/灯 | 241,400   |    |
|             | 交通信号灯 車両用 250mm 3位水平式 両面 アルミ製・LED 接続ケーブル付           | 円/灯 | 462,200   |    |
|             | 交通信号灯 車両用 250mm 3位垂直式 アルミ製・LED 接続ケーブル付              | 円/灯 | 247,800   |    |
|             | 交通信号灯 車両用 250mm 矢印灯 アルミ製・LED 接続ケーブル付                | 円/灯 | 118,600   |    |
|             | 交通信号灯 車両用 250mm 3位水平式 フラッグポール背面取付用 アルミ製・LED 接続ケーブル付 | 円/灯 | 284,400   |    |
|             | 交通信号灯 車両用 250mm 3位水平式 片面 振れ止め付 アルミ製・LED 接続ケーブル付     | 円/灯 | 284,100   |    |
|             | 交通信号灯 車両用 250mm 3位水平式 両面 振れ止め付 アルミ製・LED 接続ケーブル付     | 円/灯 | 506,800   |    |
|             | フード(ダブル) 車両灯器用                                      | 円/個 | 31,370    |    |
|             | ルーバー(1位分) 車両灯器用                                     | 円/個 | 40,800    |    |
|             | 曲げ鋼管柱(埋込式) 165.2×5.0t×9000L溶融亜鉛メッキ仕上げ 貼紙防止塗装 地際防食塗装 | 円/本 | 438,700   |    |
|             | 灯器取付アーム 車両灯器用2.0mまで 上部、下部 バンド付                      | 円/組 | 94,300    |    |
|             | 灯器取付アーム 車両灯器用2.5m以上 振れ止め付 バンド付                      | 円/組 | 149,500   |    |
|             | 方向可変金具 車両灯器用両面 片端可変                                 | 円/組 | 54,300    |    |
|             | 方向可変金具 車両灯器用片面 片端可変                                 | 円/組 | 28,680    |    |
|             | 車両用灯器取付金具 片面固定                                      | 円/組 | 14,480    |    |
|             | 灯器アーム取付バネ 歩行者灯器用上部、下部                               | 円/組 | 23,120    |    |
|             | UC形制御機用中継箱 300×200×250 電源切替付                        | 円/個 | 216,600   |    |
|             | 文字板 歩行者灯器用アルミ製 標準型取付金具付                             | 円/枚 | 19,280    |    |
|             | 端子箱 12T 差込式端子台 2.0□ 4線                              | 円/個 | 28,620    |    |
|             | 端子箱 20T 差込式端子台 2.0□ 4線                              | 円/個 | 34,620    |    |

|            |           |        |    |    |
|------------|-----------|--------|----|----|
| 見積歩掛<br>情報 | 名称        | 数量     | 単位 | 摘要 |
|            | 普通作業員     | 6.33   | 人  |    |
|            | 軽作業員      | 0.59   | 人  |    |
|            | 電工        | 189.91 | 人  |    |
|            | 交通誘導警備員A  | 42.00  | 人  |    |
|            | 交通誘導警備員B  | 118.00 | 人  |    |
|            | 普通作業員(処分) | 11.06  | 人  |    |

## 積算諸条件調書(別紙)

### 最低制限価格率(%)算出計算式(B)

#### B: スクラップ控除あり

本工事における最低制限価格率の算出根拠は次のとおりです。

最低制限価格率(%)

$$= [ \{ (直接工事費 \times 1.00 + 共通仮設費(積上分) \times 1.00 + 共通仮設費(率分) \times 0.9 + 現場管理費 \times (0.8 \times \alpha + \beta) ※ + 一般管理費等 \times 0.68) - 工事施工に伴う発生売却品の評価額 \} / 工事価格 ] \times 100$$

※現場管理費の補正係数(β値)は公表いたします。

※本式における工事価格は、工事施工に伴う発生売却品の評価額(スクラップ等評価額)を控除後の値です。

※ $(0.8 \times \alpha + \beta) = 1.00$ 以上の場合は1.00とします。

#### 計算表

|                                                                  | 工事設計額                                 | 係数                            | 率算出対象額                             |
|------------------------------------------------------------------|---------------------------------------|-------------------------------|------------------------------------|
| 直接工事費                                                            | <input type="text"/> 円 ×<br>(円止め)     | 1.00                          | = <input type="text"/> 円<br>(円止め)  |
| 共通仮設費(積上分)                                                       | <input type="text"/> 円 ×<br>(円止め)     | 1.00                          | = <input type="text"/> 円<br>(円止め)  |
| 共通仮設費(率分)                                                        | <input type="text"/> 円 ×<br>(千円止め)    | 0.9                           | = <input type="text"/> 円<br>(円止め)  |
| 現場管理費                                                            | <input type="text"/> 円 ×<br>(千円止め)    | $(0.8 \times \alpha + \beta)$ | = <input type="text"/> 円<br>(円止め)  |
| 一般管理費等                                                           | <input type="text"/> 円 ×<br>(円止め)     | 0.68                          | = <input type="text"/> 円<br>(円止め)  |
| スクラップ等評価額                                                        | <input type="text"/> -単価 円 ×<br>(円止め) | 1.00                          | = <input type="text"/> 円<br>(円止め)  |
| <hr/>                                                            |                                       |                               |                                    |
| 工事設計額計(税抜き) ①                                                    | <input type="text"/> 円<br>(万円止め)      |                               | ② <input type="text"/> 円<br>(万円止め) |
| <hr/>                                                            |                                       |                               |                                    |
| 最低制限価格率<br>②/① = <input type="text"/> %<br>(小数点以下第1位を切上げて整数とする。) |                                       |                               |                                    |

(R8.4.1版)

※ 円止め、千円止め、万円止めは、それぞれ1円未満切捨、千円未満切捨、万円未満切捨とする。

※ R8.4より最低制限価格率の算出における現場管理費の規模補正係数等を改定していますが、計算式についてはR4.7.1版から変更ありません。

住所  
氏名

入札金額内訳書

|       |                 |
|-------|-----------------|
| 工事番号  | 神交規106          |
| 工 事 名 | 交通信号機改良等工事 改良24 |

| 工 事 等                | 金 額（円）       |
|----------------------|--------------|
| 機器                   | 円            |
| 鋼構造製作物               | 円            |
| 材料                   | 円            |
| 労務費                  | 円            |
| 復旧費(基礎工事費)           | 円            |
| 機械器具損料、建設機械賃料        | 円            |
| 産業廃棄物処分費（有料処分等）      | 円            |
| 産業廃棄物等運搬費            | 円            |
| 諸経費                  | 円            |
| うち法定福利費の<br>事業主負担額＊1 | 円            |
| うち建退共制度の<br>掛金       | 円            |
| スクラップ等評価額            | 円 マイナス値で表記する |
| 合計（入札金額）             | 円            |
| うち直接工事費＊2            | 円            |
| うち安全衛生経費             | 円            |

＊1 法定福利費とは、工事価格のうち、現場労働者に関する健康保険、厚生年金保険及び雇用保険の法定の事業主負担額を指します。

＊2 本入札金額内訳書においては、機器費を含みます。

神奈川県公共工事標準請負契約約款第3条に基づき提出があったものとします。

- この入札金額内訳書は、入札書を提出する際に添付してください。  
（間違いや入札無効の原因となりますので、必ずこの入札金額内訳書をお使いください。）
- 責任者及び担当者の氏名並びに連絡先（電話番号及びメールアドレス）を記載した場合は、押印を省略することができます。  
また、電子入札において提出する際は、さらに責任者及び担当者の氏名並びに連絡先（電話番号及びメールアドレス）の記載も不要です。
- 添付する内訳書は、原則として本様式1枚のみです。これより下位の内訳書を添付しないでください。
- 入札金額内訳書の記載内容に不備がある場合は、入札が無効になることがあります。
- 材料費、労務費、法定福利費、建退共制度の掛金、安全衛生経費が未記載の場合は、入札が無効となります。（ただし、令和9年3月31日までに公告する工事に限り、暫定的に無効としないこととします。）
- 材料費、労務費、建退共制度の掛金、安全衛生経費について、材料費と労務費等の区分が困難な単価等により、全てを計上できない場合及び一部のみ計上できない場合は、未記入ではなく、「算出不能」、「計上不可」、「〇〇円（一部のみ計上）」等その旨が分かること記載してください。

【本件責任者及び担当者】

・ 責任者：

電話番号

電子メール

・ 担当者：

電話番号

電子メール

入札内訳書

住所  
氏名

【本件責任者及び担当者】

・責任者：

電話番号

電子メール

・担当者：

電話番号

電子メール

|                                 |  |                                |  |        |     |     |     |     |
|---------------------------------|--|--------------------------------|--|--------|-----|-----|-----|-----|
| 工事番号 神交規106                     |  |                                |  |        |     |     |     |     |
| 工 事 名 交通信号機改良等工事 改良24           |  |                                |  |        |     |     |     |     |
| 一金                              |  |                                |  | 円也（税込） |     |     |     |     |
| 内 訳                             |  |                                |  |        |     |     |     |     |
| 品 名                             |  | 規 格                            |  | 単位     | 数量  | 単 価 | 金 額 | 備 考 |
| 機器品目                            |  |                                |  |        |     |     |     |     |
| 交通信号制御機 押ボタン制御 警交仕規第1012号仕様版6仕様 |  | 8ステップ 連動子機機能付                  |  | 台      | 1   |     |     |     |
| 制御機筐体用底板                        |  | 亜鉛メッキ                          |  | 台      | 1   |     |     |     |
| 交通信号灯 歩行者専用人型 側柱式               |  | アルミ製・LED 接続ケーブル付               |  | 灯      | 171 |     |     |     |
| 交通信号灯 歩行者専用人型 フラッシュ・用           |  | 落下防止型 アルミ製・LED 接続ケーブル付         |  | 灯      | 8   |     |     |     |
| 交通信号灯 歩行者専用人型 側柱式               |  | アルミ製・LED ターンバックル付 接続ケーブル付      |  | 灯      | 21  |     |     |     |
| 交通信号灯 車両用 250mm 3位水平式 片面        |  | アルミ製・LED 接続ケーブル付               |  | 灯      | 43  |     |     |     |
| 交通信号灯 車両用 250mm 3位水平式 両面        |  | アルミ製・LED 接続ケーブル付               |  | 灯      | 42  |     |     |     |
| 交通信号灯 車両用 250mm 3位垂直式           |  | アルミ製・LED 接続ケーブル付               |  | 灯      | 5   |     |     |     |
| 交通信号灯 車両用 250mm 矢印灯             |  | アルミ製・LED 接続ケーブル付               |  | 灯      | 4   |     |     |     |
| 交通信号灯 車両用 250mm 3位水平式           |  | フラッシュアーム背面取付用 アルミ製・LED 接続ケーブル付 |  | 灯      | 6   |     |     |     |
| 交通信号灯 車両用 250mm 3位水平式 片面        |  | 振れ止め付 アルミ製・LED 接続ケーブル付         |  | 灯      | 10  |     |     |     |
| 交通信号灯 車両用 250mm 3位水平式 両面        |  | 振れ止め付 アルミ製・LED 接続ケーブル付         |  | 灯      | 16  |     |     |     |
| フード（ダブル） 車両灯器用                  |  |                                |  | 個      | 68  |     |     |     |
| ルーバー（1位分） 車両灯器用                 |  |                                |  | 個      | 4   |     |     |     |
| 計                               |  |                                |  |        |     |     |     |     |
| 銅構造製作物                          |  |                                |  |        |     |     |     |     |
| 曲げ銅管柱（埋込式） 165.2×5.0t× 9000L    |  | 溶融亜鉛メッキ仕上げ 貼紙防止塗装 地際防食塗装       |  | 本      | 1   |     |     |     |
| 灯器取付アーム 車両灯器用                   |  | 2.0mまで 上部、下部 バンド付              |  | 組      | 4   |     |     |     |
| 灯器取付アーム 車両灯器用                   |  | 2.5m以上 振れ止め付 バンド付              |  | 組      | 1   |     |     |     |
| 方向可変金具 車両灯器用                    |  | 両面 片端可変                        |  | 組      | 1   |     |     |     |
| 方向可変金具 車両灯器用                    |  | 片面 片端可変                        |  | 組      | 3   |     |     |     |
| 車両用灯器取付金具 片面固定                  |  |                                |  | 組      | 4   |     |     |     |
| 灯器アーム取付バンド 歩行者灯器用               |  | 上部、下部                          |  | 組      | 1   |     |     |     |
| UC形制御機用中継箱 300×200×250          |  | 電源切替付                          |  | 個      | 1   |     |     |     |
| 計                               |  |                                |  |        |     |     |     |     |
| 材料                              |  |                                |  |        |     |     |     |     |
| 文字板 歩行者灯器用                      |  | アルミ製 標準型取付金具付                  |  | 枚      | 2   |     |     |     |
| 端子箱 12T 差込式端子台                  |  | 2.0□ 4線                        |  | 個      | 11  |     |     |     |
| 端子箱 20T 差込式端子台                  |  | 2.0□ 4線                        |  | 個      | 2   |     |     |     |
| ビニールケーブル CVV 2.0□× 3C           |  |                                |  | m      | 54  |     |     |     |
| ビニールケーブル CVV 2.0□× 4C           |  |                                |  | m      | 24  |     |     |     |
| ビニールケーブル CVV 2.0□× 7C           |  |                                |  | m      | 8   |     |     |     |
| ビニールケーブル CVV 2.0□×10C           |  |                                |  | m      | 24  |     |     |     |
| ビニールケーブル CVV 2.0□×12C           |  |                                |  | m      | 45  |     |     |     |
| ビニールケーブル CVV 2.0□×20C           |  |                                |  | m      | 16  |     |     |     |
| ビニールケーブル CVV-SSD 2.0□× 7C       |  | 支持線 22□                        |  | m      | 16  |     |     |     |
| ビニールケーブル CVV-SSD 2.0□×15C       |  | 支持線 22□                        |  | m      | 26  |     |     |     |
| ビニールケーブル SV 5.5□× 2C            |  |                                |  | m      | 18  |     |     |     |
| 自在バンド IBT-212                   |  |                                |  | 本      | 10  |     |     |     |
| 自在バンド IBT-412                   |  |                                |  | 本      | 10  |     |     |     |
| 架線バンド D-160                     |  | GBP-16                         |  | 本      | 2   |     |     |     |
| 架線バンド D-200                     |  | GBP-20                         |  | 本      | 1   |     |     |     |
| 引留金物 3BD-HD-12                  |  | 自在バンド                          |  | 本      | 3   |     |     |     |
| 引留金物 3BD-HD-23                  |  | 自在バンド                          |  | 本      | 1   |     |     |     |
| 玉碍子                             |  | 巻付グリップ22mm <sup>2</sup>        |  | 組      | 4   |     |     |     |
| シンブルー-1                         |  | S型グリップ22mm <sup>2</sup>        |  | 組      | 4   |     |     |     |
| 引留碍子                            |  | ストラップ・ボルト・ナット付                 |  | 組      | 4   |     |     |     |
| エントランスキャップ 54mm                 |  | 厚鋼用(G-54)                      |  | 個      | 3   |     |     |     |
| 耐衝撃性硬質ビニル電線管 54mm               |  | (4.00m) (H I V E)              |  | 本      | 3   |     |     |     |
| 硬質波付ポリエチレン管 50mm                |  |                                |  | m      | 6   |     |     |     |

| 品 名                     | 規 格                          | 単位  | 数量       | 単 価 | 金 額 | 備 考        |
|-------------------------|------------------------------|-----|----------|-----|-----|------------|
| 直線接続材料(テーピング) 50mm      | 波付硬質合成樹脂管用                   | 個   | 3        |     |     |            |
| 異種管路接続材料 50mm           | 波付硬質合成樹脂管用                   | 個   | 3        |     |     |            |
| 連結式接地棒 (連結式接地棒用リード端子含む) | φ14×1500                     | 本   | 2        |     |     |            |
| 制御機用(A押木 用) 54mm        | (コリツ ットハ ｲﾌﾞ 1.0 含付属品) 短ノミ仕様 | 組   | 2        |     |     |            |
| 電源引込用(感知器用) 22mm        | (コリツ ットハ ｲﾌﾞ 2.0 含付属品)       | 組   | 2        |     |     |            |
| 接地用 19mm                | (コリツ ットハ ｲﾌﾞ 0.5 含付属品)       | 組   | 2        |     |     |            |
| 計                       |                              |     |          |     |     |            |
| 労務費                     |                              |     |          |     |     |            |
| 普通作業員                   |                              | 人   | 6.33     |     |     |            |
| 軽作業員                    |                              | 人   | 0.59     |     |     |            |
| 電工                      |                              | 人   | 189.91   |     |     |            |
| 交通誘導警備員A                |                              | 人   | 42.00    |     |     |            |
| 交通誘導警備員B                |                              | 人   | 118.00   |     |     |            |
| 普通作業員                   | (処分)                         | 人   | 11.06    |     |     |            |
| 計                       |                              |     |          |     |     |            |
| 復旧費(基礎工事費)              |                              |     |          |     |     |            |
| 復旧費 専用柱建柱               | SP柱 165×9.0m                 | 本   | 1        |     |     |            |
| 復旧費 専用柱抜柱               | CP柱 9m                       | 本   | 1        |     |     |            |
| 専用柱基礎打替                 |                              | 本   | 3        |     |     |            |
| 計                       |                              |     |          |     |     |            |
| 機械器具損料、建設機械賃料           |                              | 式   | 1        |     |     |            |
| 産業廃棄物処分費 (有料処分等)        | 解体労務含む、売却額除く                 | 式   | 1        |     |     |            |
| 産業廃棄物等運搬費               |                              |     |          |     |     |            |
| 10t平ダンブ車 運搬費(廃棄物等)      | 積込労務含む                       | 台   | 2        |     |     |            |
| 10t平ダンブ車 運搬費(CP柱処分等)    | 積込労務含む                       | 台   | 1        |     |     |            |
| 計                       |                              |     |          |     |     |            |
| 諸経費                     |                              | 式   | 1        |     |     |            |
| スクラップ等評価額               | 売却額                          |     |          |     |     |            |
| 制御機・感知器類                | 1 k g 当り                     | k g | 55.00    |     |     | マイナス値で表記する |
| 信号灯器類                   | 1 k g 当り                     | k g | 6,100.00 |     |     | マイナス値で表記する |
| アーム・パイプ・バンド類            | 1 k g 当り                     | k g | 9,012.32 |     |     | マイナス値で表記する |
| ケーブル類                   | 1 k g 当り                     | k g | 75.22    |     |     | マイナス値で表記する |
| 計                       |                              |     |          |     |     | マイナス値で表記する |
| 合計 (入札金額)               |                              |     |          |     |     |            |
| 消費税相当額                  | 10%                          |     |          |     |     |            |
| 総合計 (契約希望金額)            |                              |     |          |     |     |            |

(契約希望金額)

(入札金額)

円×100／110＝

円

# (案)

## 工 事 請 負 契 約 書

- 1 工 事 名 交通信号機改良等工事 改良24
- 2 工 事 場 所 美津橋東側 他39交差点
- 3 工 期 令和 年 月 日から  
令和 9 年 3 月 31 日まで
- 4 請 負 代 金 額 ￥ -  
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 ￥ -)
- 5 前 金 払 する(請負代金額の100分の40以内)  
中 間 前 金 払 する(請負代金額の100分の20以内)
- 6 部 分 払 しない
- 7 契 約 保 証 金 ￥ -  
神奈川県財務規則(昭和29年2月神奈川県規則第5号)第28条  
第 号の規定により免除
- 8 請負代金支払場所 神奈川県指定金融機関  
株式会社横浜銀行県庁支店
- 9 解体工事に要する費用等 別紙のとおり

上記の工事について、発注者と受注者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、別添の条項によって公正な請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

本契約の証として本書二通を作成し、当事者記名押印の上、各自一通を保有する。

令和 年 月 日

発 注 者

横浜市中区日本大通1

神奈川県知事 黒 岩 祐 治 印

受 注 者

印

# 法第13条及び省令第7条に基づく書面

(建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等(土木工事等)の場合)

## 1. 分別解体等の方法

| 工<br>程                                                        | 工<br>程      | 作<br>業<br>内<br>容  | 分別解体等の方法             |
|---------------------------------------------------------------|-------------|-------------------|----------------------|
| ご<br>と<br>の<br>作<br>業<br>内<br>容<br>及<br>び<br>解<br>体<br>方<br>法 | ①仮設         | 仮設工事<br>□有 □無     | □手作業<br>□手作業・機械作業の併用 |
|                                                               | ②土工         | 土工事<br>□有 □無      | □手作業<br>□手作業・機械作業の併用 |
|                                                               | ③基礎         | 基礎工事<br>□有 □無     | □手作業<br>□手作業・機械作業の併用 |
|                                                               | ④本体構造       | 本体構造の工事<br>□有 □無  | □手作業<br>□手作業・機械作業の併用 |
|                                                               | ⑤本体付属品      | 本体付属品の工事<br>□有 □無 | □手作業<br>□手作業・機械作業の併用 |
|                                                               | ⑥その他<br>( ) | その他の工事<br>□有 □無   | □手作業<br>□手作業・機械作業の併用 |
|                                                               |             |                   |                      |

2. 解体工事に要する費用 \_\_\_\_\_ 円(税込)  
(受注者の見積金額)  
(注) 解体工事の場合のみ記載する。

3. 再資源化等をするための施設の名称及び所在地 \_\_\_\_\_ 別紙のとおり  
(特定建設資材廃棄物について記載されていればよい)

4. 特定建設資材廃棄物の再資源化等に要する費用 \_\_\_\_\_ 円(税込)  
(受注者の見積金額)

別 紙

(書ききれない場合は別紙に記載)

| 特定建設資材廃棄物<br>の種類 | 施設の名称 | 所在地 |
|------------------|-------|-----|
|                  |       |     |
|                  |       |     |
|                  |       |     |
|                  |       |     |
|                  |       |     |
|                  |       |     |
|                  |       |     |
|                  |       |     |
|                  |       |     |
|                  |       |     |
|                  |       |     |
|                  |       |     |
|                  |       |     |
|                  |       |     |
|                  |       |     |
|                  |       |     |
|                  |       |     |

※受注者が選択した施設を記載（品目ごとに複数記入可）

## 工 事 請 負 契 約 約 款

### (総則)

- 第1条 発注者及び受注者は、この契約書（頭書を含む。以下同じ。）に基づき、設計図書（別冊の図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書をいう。以下同じ。）に従い、日本国の法令を遵守し、この契約（この約款及び設計図書を内容とする工事の請負契約をいう。以下同じ。）を履行しなければならない。
- 2 受注者は、契約書記載の工事を契約書記載の工期内に完成し、工事目的物を発注者に引き渡すものとし、発注者は、その請負代金を支払うものとする。
- 3 仮設、施工方法その他工事目的物を完成するために必要な一切の手段（「施工方法等」という。以下同じ。）については、この約款及び設計図書に特別の定めがある場合を除き、受注者がその責任において定める。
- 4 受注者は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
- 5 この約款に定める催告、請求、通知、報告、申出、承諾及び解除は、書面により行わなければならない。
- 6 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる言語は、日本語とする。
- 7 この約款に定める金銭の支払いに用いる通貨は、日本円とする。
- 8 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる計量単位は、設計図書に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）に定めるものとする。
- 9 この約款及び設計図書における期間の定めについては、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによるものとする。
- 10 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
- 11 この契約に係る訴訟については、日本国の裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。
- 12 受注者が共同企業体を結成している場合においては、発注者は、この契約に基づくすべての行為を共同企業体の代表者に対して行うものとし、発注者が当該代表者に対して行ったこの契約に基づくすべての行為は、当該企業体のすべての構成員に対して行ったものとみなし、また、受注者は、発注者に対して行うこの契約に基づくすべての行為について当該代表者を通じて行わなければならない。

### (関連工事の調整)

- 第2条 発注者は、受注者の施工する工事及び発注者の発注に係る第三者の施工する他の工事が施工上密接に関連する場合において、必要があるときは、その施工につき、調整を行うものとする。この場合においては、受注者は、発注者の調整に従い、当該第三者の行う工事の円滑な施工に協力しなければならない。
- 2 発注者は、受注者の施工する工事及び設計図書に示した他の機関の発注に係る他の工事が施工上密接に関連する場合において、必要があるときは、その施工につき、当該他の機関と調整を行うものとする。この場合においては、受注者は、発注者の調整に従い、当該他の機関の発注に係る工事の円滑な施工に協力しなければならない。

### (請負代金内訳書及び工程表)

- 第3条 受注者は、この契約締結後7日以内に設計図書に基づいて、請負代金内訳書（以下

「内訳書」という。)及び工程表を作成し、発注者に提出しなければならない。

- 2 内訳書には、材料費、労務費、法定福利費（建設工事に従事する者の健康保険料等の事業主負担額をいう。）、安全衛生経費（建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に関する法律（平成28年法律第101号）第10条に規定する建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する経費をいう。）並びに建設業退職金共済契約（中小企業退職金共済法（昭和34年法律第160号）第2条第5項に規定する特定業種退職金共済契約のうち、建設業に係るものをいう。）に係る掛金を明示するものとする。

- 3 内訳書及び工程表は、発注者及び受注者を拘束するものではない。

（契約の保証）

第4条 受注者は、この契約の締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。ただし、第5号の場合においては、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を発注者に寄託しなければならない。

(1) 契約保証金の納付

(2) 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供

(3) この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払いを保証する銀行、発注者が確実と認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）（以下「保証事業に関する法律」という。）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。以下同じ。）の保証

(4) この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証

(5) この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結

- 2 受注者は、前項の規定による保険証券の寄託に代えて、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法（以下「電磁的方法」という。）であって、当該履行保証保険契約の相手方が定め、発注者が認めた措置を講ずることができる。この場合において、受注者は、当該保険証券を寄託したものとみなす。

- 3 第1項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額（第6項において「保証の額」という。）は、請負代金額の10分の1以上としなければならない。

- 4 受注者が第1項第3号から第5号までのいずれかに掲げる保証を付す場合は、当該保証は第55条第3項各号に規定する者による契約の解除の場合についても保証するものでなければならない。

- 5 第1項の規定により、受注者が同項第2号又は第3号に掲げる保証を付したときは、当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第4号又は第5号に掲げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。

- 6 請負代金額の変更があった場合には、保証の額が変更後の請負代金額の10分の1に達するまで、発注者は、保証の額の増額を請求することができ、受注者は、保証の額の減額を請求することができる。

（権利義務の譲渡等）

第5条 受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

- 2 受注者は、工事目的物並びに工事材料（工場製品を含む。以下同じ。）のうち第13条第2項の規定による検査に合格したもの及び第38条第3項の規定による部分払のための確認

を受けたものを第三者に譲渡し、貸与し、又は抵当権その他の担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

### 3 削除

### 4 削除

(一括委任又は一括下請負の禁止)

第6条 受注者は、工事の全部若しくはその主たる部分又は他の部分から独立してその機能を発揮する工作物の工事を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

(下請負人の通知)

第7条 発注者は、受注者に対して、下請負人の商号又は名称その他必要な事項の通知を請求することができる。

(受注者の契約の相手方となる下請負人の健康保険等加入義務等)

第7条の2 受注者は、工事を施工するために下請契約を締結した場合において、次の各号に掲げる届出の義務を履行していない建設業者（建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第3項に定める建設業者をいい、当該届出の義務がない者を除く。以下「社会保険等未加入建設業者」という。）を下請契約（受注者が直接締結する下請契約に限る。以下この条において同じ。）の相手方としてはならない。

一 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出の義務

二 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出の義務

三 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出の義務

2 前項の規定にかかわらず、受注者は、当該建設業者と下請契約を締結しなければ工事の施工が困難となる場合その他の特別の事情があると発注者が認める場合は、社会保険等未加入建設業者を下請契約の相手方とすることができる。この場合において、受注者は、発注者の指定する期間内に、当該社会保険等未加入建設業者が前項各号に掲げる届出の義務を履行し、当該事実を確認することのできる書類を発注者に提出しなければならない。

3 発注者が、受注者が第1項の規定に違反していると認める場合又は前項前段に定める特別の事情があると発注者が認めたにもかかわらず、受注者が同項後段に定める期間内に書類を提出しなかった場合において、受注者は、発注者の請求に基づき、違約罰（制裁金）として、受注者が当該社会保険等未加入建設業者と締結した下請契約の最終の請負代金の額の10分の1に相当する額を発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

(特許権等の使用)

第8条 受注者は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利（以下「特許権等」という。）の対象となっている工事材料、施工方法等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、発注者がその工事材料、施工方法等を指定した場合において、設計図書に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、受注者がその存在を知らなかったときは、発注者は、受注者がその使用に関して要した費用を負担しなければならない。

(監督員)

第9条 発注者は、監督員を置いたときは、書面をもってその氏名を受注者に通知しなければならない。監督員を変更したときも同様とする。

2 監督員は、この約款の他の条項に定めるもの及びこの約款に基づく発注者の権限とされ

る事項のうち発注者が必要と認めて監督員に委任したもののほか、設計図書で定めるところにより、次に掲げる権限を有する。

(1) 契約の履行についての受注者又は受注者の現場代理人に対する指示、承諾又は協議

(2) 設計図書に基づく工事の施工のための詳細図等の作成及び交付又は受注者が作成した詳細図等の承諾

(3) 設計図書に基づく工程の管理、立会い、工事の施工状況の検査又は工事材料の試験若しくは検査（確認を含む。）

3 発注者は、2名以上の監督員を置き前項の権限を分担させたときにあってはそれぞれの監督員の有する権限の内容を、監督員にこの約款に基づく発注者の権限の一部を委任したときにあっては当該委任した権限の内容を、受注者に通知しなければならない。

4 第2項の規定に基づく監督員の指示又は承諾は、原則として書面により行わなければならない。

5 発注者が監督員を置いたときは、この約款に定める催告、請求、通知、報告、申出、承諾及び解除については、設計図書に定めるものを除き、監督員を経由して行うものとする。この場合においては、監督員に到達した日をもって発注者に到達したものとみなす。

6 発注者が監督員を置かないときは、この約款に定める監督員の権限は、発注者に帰属する。

（現場代理人及び主任技術者等）

第10条 受注者は、現場代理人及び工事現場における工事の施工の技術上の管理をつかさどる主任技術者等（建設業法第26条第2項の規定に該当する場合には監理技術者、同条第3項の工事の場合には専任の主任技術者又は監理技術者、同条第3項第2号の規定を使用し監理技術者が兼務する場合は監理技術者補佐、同条第5項の工事の場合には監理技術者資格者証の交付を受けた専任の監理技術者、同法第26条の2の工事の場合にはそれを行うことができる同条に規定する専門技術者をいう。以下同じ。）を定めて工事現場に置き、設計図書に定めるところにより、その氏名その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。現場代理人及び主任技術者等を変更したときも同様とする。

2 現場代理人は、この契約書の履行に関し、工事現場に常駐し、その運営、取締りを行うほか、請負代金額の変更、請負代金の請求及び受領、第12条第1項の請求の受理、同条第3項の決定及び通知並びにこの契約の解除に係る権限を除き、この契約に基づく受注者の一切の権限を行使することができる。

3 発注者は、前項の規定に関わらず、現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がなく、かつ、発注者との連絡体制が確保されると認めた場合には、現場代理人について工事現場における常駐を要しないこととすることができる。

4 受注者は、第2項の規定にかかわらず、自己の有する権限のうち現場代理人に委任せず自ら行使しようとするものがあるときは、あらかじめ、当該権限の内容を発注者に通知しなければならない。

5 現場代理人及び主任技術者等は、これを兼ねることができる。

（履行報告）

第11条 受注者は、設計図書に定めるところにより、この契約の履行について発注者に報告しなければならない。

(工事関係者に関する措置請求)

第12条 発注者は、現場代理人がその職務（主任技術者等と兼任する現場代理人にあっては、それらの者の職務を含む。）の執行につき著しく不適當と認められるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置を取るべきことを請求することができる。

2 発注者又は監督員は、主任技術者等、その他受注者が工事を施工するために使用している下請負人、労働者等で工事の施工又は管理につき著しく不適當と認められるものがあるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により必要な措置をとるべきことを請求することができる。

3 受注者は、前2項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から10日以内に発注者に通知しなければならない。

4 受注者は、監督員がその職務の執行につき著しく不適當と認められるときは、発注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

5 発注者は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から10日以内に受注者に通知しなければならない。

(工事材料の品質及び検査等)

第13条 工事材料の品質については、設計図書に定めるところによる。設計図書にその品質が明示されていない場合にあっては、中等の品質（営繕工事にあっては、均衡を得た品質）を有するものとする。

2 受注者は、設計図書において監督員の検査（確認を含む。以下本条において同じ。）を受けて使用すべきものと指定された工事材料については、当該検査に合格したものを使用しなければならない。この場合において、検査に直接要する費用は、受注者の負担とする。

3 監督員は、受注者から前項の検査を請求されたときは、請求を受けた日から7日以内に応じなければならない。

4 受注者は、工事現場内に搬入した工事材料を監督員の承諾を受けずに工事現場外に搬出してはならない。

5 受注者は、前項の規定にかかわらず、第2項の検査の結果不合格と決定された工事材料については、当該決定を受けた日から7日以内に工事現場外に搬出しなければならない。

(監督員の立会い及び工事記録の整備等)

第14条 受注者は、設計図書において監督員の立会いの上調合し、又は調合について見本検査を受けるものと指定された工事材料については、当該立会いを受けて調合し、又は当該見本検査に合格したものを使用しなければならない。

2 受注者は、設計図書において監督員の立会いの上施工するものと指定された工事については、当該立会いを受けて施工しなければならない。

3 受注者は、前2項に規定するほか、発注者が特に必要があると認めて設計図書において見本又は工事写真等の記録を整備すべきものと指定した工事材料の調合又は工事の施工をするときは、設計図書に定めるところにより、当該見本又は工事写真等の記録を整備し、監督員の請求があったときは、当該請求を受けた日から7日以内に提出しなければならない。

- 4 監督員は、受注者から第1項又は第2項の立会い又は見本検査を請求されたときは、当該請求を受けた日から7日以内に応じなければならない。
- 5 前項の場合において、監督員が正当な理由なく受注者の請求に7日以内に応じないため、その後の工程に支障をきたすときは、受注者は、監督員に通知した上、当該立会い又は見本検査を受けることなく、工事材料を調合して使用し、又は工事を施工することができる。この場合において、受注者は、当該工事材料の調合又は当該工事の施工を適切に行ったことを証する見本又は工事写真等の記録を整備し、監督員の請求があったときは、当該請求を受けた日から7日以内に提出しなければならない。
- 6 第1項、第3項又は前項の場合において、見本検査又は見本若しくは工事写真等の記録の整備に直接要する費用は、受注者の負担とする。

(支給材料及び貸与品)

第15条 発注者が受注者に支給する工事材料（以下「支給材料」という。）及び貸与する建設機械器具（以下「貸与品」という。）の品名、数量、品質、規格又は性能、引渡場所及び引渡時期は、設計図書に定めるところによる。

- 2 監督員は、支給材料又は貸与品の引渡しに当たっては、受注者の立会いの上、発注者の負担において、当該支給材料又は貸与品を検査しなければならない。この場合において、当該検査の結果、その品名、数量、品質又は規格若しくは性能が設計図書の定めと異なり、又は使用に適当でないと認めたときは、受注者は、その旨を直ちに発注者に通知しなければならない。
- 3 受注者は、支給材料又は貸与品の引渡しを受けたときは、引渡しの日から7日以内に、発注者に受領書又は借用書を提出しなければならない。
- 4 受注者は、支給材料又は貸与品の引渡しを受けた後、当該支給材料又は貸与品に種類、品質又は数量に関しこの契約の内容に適合しないこと（第2項の検査により発見することが困難であったものに限る。）などがあり使用に適当でないと認めたときは、その旨を直ちに発注者に通知しなければならない。
- 5 発注者は、受注者から第2項後段又は前項の規定による通知を受けた場合において、必要があると認められるときは、当該支給材料若しくは貸与品に代えて他の支給材料若しくは貸与品を引き渡し、支給材料若しくは貸与品の品名、数量、品質若しくは規格若しくは性能を変更し、又は理由を明示した書面により、当該支給材料若しくは貸与品の使用を受注者に請求しなければならない。
- 6 発注者は、前項に規定するほか、必要があると認めるときは、支給材料又は貸与品の品名、数量、品質、規格若しくは性能、引渡場所又は引渡時期を変更することができる。
- 7 発注者は、前2項の場合において、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。
- 8 受注者は、支給材料及び貸与品を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。
- 9 受注者は、設計図書に定めるところにより、工事の完成、設計図書の変更等によって不用となった支給材料又は貸与品を発注者に返還しなければならない。
- 10 受注者は、故意又は過失により支給材料又は貸与品が滅失若しくはき損し、又はその返還が不可能となったときは、発注者の指定した期間内に代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えて損害を賠償しなければならない。

- 11 受注者は、支給材料又は貸与品の使用方法が設計図書に明示されていないときは、監督員の指示に従わなければならない。

(工事用地の確保等)

第16条 発注者は、工事用地その他設計図書において定められた工事の施工上必要な用地（以下「工事用地等」という。）を、受注者が工事の施工上必要とする日（設計図書に特別の定めがあるときは、その定められた日）までに確保しなければならない。

- 2 受注者は、確保された工事用地等を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。
- 3 工事の完成、設計図書の変更等によって工事用地等が不用となった場合において、当該工事用地等に受注者が所有又は管理する工事材料、建設機械器具、仮設物その他の物件（下請負人の所有又は管理するこれらの物件を含む。以下本条において同じ。）があるときは、受注者は、当該物件を撤去するとともに、当該工事用地等を修復し、取り片付けて、発注者に明け渡さなければならない。
- 4 前項の場合において、受注者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は工事用地等の修復若しくは取片付けを行わないときは、発注者は、受注者に代わって当該物件を処分し、工事用地等の修復若しくは取片付けを行うことができる。この場合においては、受注者は、発注者の処分又は修復若しくは取片付けについて異議を申し出ることができず、また、発注者の処分又は修復若しくは取片付けに要した費用を負担しなければならない。
- 5 第3項に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、発注者が受注者の意見を聴いて定める。

(設計図書不適合の場合の改造義務及び破壊検査等)

第17条 受注者は、工事の施工部分が設計図書に適合しない場合において、監督員がその改造を請求したときは、当該請求に従わなければならない。この場合において、当該不適合が監督員の指示によるときその他発注者の責めに帰すべき事由によるときは、発注者は、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

- 2 監督員は、受注者が第13条第2項又は第14条第1項から第3項までの規定に違反した場合において、必要があると認められるときは、工事の施工部分を破壊して検査することができる。
- 3 前項に規定するほか、監督員は、工事の施工部分が設計図書に適合しないと認められる相当の理由がある場合において、必要があると認められるときは、当該相当の理由を受注者に通知して、工事の施工部分を最小限度破壊して検査することができる。
- 4 前2項の場合において、検査及び復旧に直接要する費用は受注者の負担とする。

(条件変更等)

第18条 受注者は、工事の施工に当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに監督員に通知し、その確認を請求しなければならない。

- (1) 図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書が一致しないこと（これらの優先順位が定められている場合を除く。）
- (2) 設計図書に誤謬又は脱漏があること

- (3) 設計図書の表示が明確でないこと
  - (4) 工事現場の形状、地質、湧水等の状態、施工上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しないこと
  - (5) 設計図書で明示されていない施工条件について予期することのできない特別の状態が生じたこと
- 2 監督員は、前項の規定による確認を請求されたとき又は自ら同項各号に掲げる事実を発見したときは、受注者の立会いの上、直ちに調査を行わなければならない。ただし、受注者が立会いに応じない場合には、受注者の立会いを得ずに行うことができる。
- 3 発注者は、受注者の意見を聴いて、調査の結果（これに対してとるべき措置を指示する必要があるときは、当該指示を含む。）をとりまとめ、調査の終了後14日以内に、その結果を受注者に通知しなければならない。ただし、その期間内に通知できないやむを得ない理由があるときは、あらかじめ受注者の意見を聴いた上、当該期間を延長することができる。
- 4 前項の調査の結果において第1項の事実が確認された場合において、必要があると認められるときは、次の各号に掲げるところにより、設計図書の訂正又は変更を行わなければならない。
- (1) 第1項第1号から第3号までのいずれかに該当し設計図書を訂正する必要があるもの  
発注者が行う。
  - (2) 第1項第4号又は第5号に該当し設計図書を変更する場合で工事目的物の変更を伴うもの  
発注者が行う。
  - (3) 第1項第4号又は第5号に該当し設計図書を変更する場合で工事目的物の変更を伴わないもの  
発注者と受注者とが協議して発注者が行う。
- 5 前項の規定により設計図書の訂正又は変更が行われた場合において、発注者は、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

（設計図書の変更）

第19条 発注者は、必要があると認めるときは、設計図書の変更内容を受注者に通知して、設計図書を変更することができる。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

（工事の中止）

第20条 工事用地等の確保ができない等のため又は暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他の自然的又は人為的な事象（以下「天災等」という。）であって受注者の責めに帰すことができないものにより工事目的物等に損害を生じ若しくは工事現場の状態が変動したため、受注者が工事を施工できないと認められるときは、発注者は、工事の中止内容を直ちに受注者に通知して、工事の全部又は一部の施工を一時中止させなければならない。

- 2 発注者は、前項の規定によるほか、必要があると認めるときは、工事の中止内容を受注者に通知して、工事の全部又は一部の施工を一時中止させることができる。
- 3 発注者は、前2項の規定により工事の施工を一時中止させた場合において、必要がある

と認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者が工事の続行に備え工事現場を維持し若しくは労働者、建設機械器具等を保持するための費用その他の工事の施工の一時中止に伴う増加費用を必要とし若しくは受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(著しく短い工期の禁止)

第21条 発注者は、工期の延長又は短縮を行うときは、この工事に従事する者の労働時間その他の労働条件が適正に確保されるよう、やむを得ない事由により工事等の実施が困難であると見込まれる日数等を考慮しなければならない。

(受注者の請求による工期の延長)

第22条 受注者は、天候の不良、第2条の規定に基づく関連工事の調整への協力その他受注者の責めに帰すことができない事由により工期内に工事を完成することができないときは、その理由を明示した書面により、発注者に工期の延長変更を請求することができる。

2 発注者は、前項の規定による請求があった場合において、必要があると認められるときは、工期を延長しなければならない。発注者は、その工期の延長が発注者の責めに帰すべき事由による場合においては、請負代金額について必要と認められる変更を行い、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(発注者の請求による工期の短縮等)

第23条 発注者は、特別の理由により工期を短縮する必要があるときは、工期の短縮変更を受注者に請求することができる。

2 発注者は、前項の場合において、必要があると認められるときは、請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(工期の変更方法)

第24条 工期の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、発注者が工期の変更事由が生じた日（第22条の場合にあっては、発注者が工期変更の請求を受けた日、前条の場合にあっては、受注者が工期変更の請求を受けた日）から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

3 発注者は、第1項の協議に当たっては、受注者からの意見の趣旨をできる限り勘案し十分な協議を行うように留意するとともに、受注者との間で協議が整わなかったこと又は当該協議に関して受注者が第62条に規定するあつせん若しくは調停を請求したこと又は第63条に規定する仲裁を申請したことを理由として不利益な取扱いをしてはならない。

(請負代金額の変更方法等)

第25条 請負代金額の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、請負代金額の変更事由が生じた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

3 発注者は、第1項の協議に当たっては、受注者からの意見の趣旨をできる限り勘案し十

分な協議を行うように留意するとともに、受注者との間で協議が整わなかったこと又は当該協議に関して受注者が第62条に規定するあつせん若しくは調停を請求したこと又は第63条に規定する仲裁を申請したことを理由として不利益な取扱いをしてはならない。

- 4 この約款の規定により、受注者が増加費用を必要とした場合又は損害を受けた場合に発注者が負担する必要な費用の額については、発注者と受注者とが協議して定める。

（賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更）

第26条 発注者又は受注者は、工期内で請負契約締結の日から12月を経過した後に日本国内における賃金水準又は物価水準の変動により請負代金額が不相当となったと認めたときは、相手方に対して請負代金額の変更を請求することができる。

- 2 発注者又は受注者は、前項の規定による請求があったときは、変動前残工事代金額（請負代金額から当該請求時の出来形部分に相応する請負代金額を控除した額をいう。以下同じ。）と変動後残工事代金額（変動後の賃金又は物価を基礎として算出した変動前残工事代金額に相応する額をいう。以下同じ。）との差額のうち変動前残工事代金額の1000分の15を超える額につき、請負代金額の変更に応じなければならない。

- 3 変動前残工事代金額及び変動後残工事代金額は、請求のあった日を基準とし、物価指数等に基づき発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合にあっては、発注者が定め、受注者に通知する。

- 4 第1項の規定による請求は、本条の規定により請負代金額の変更を行った後再度行うことができる。この場合においては、第1項中「請負契約締結の日」とあるのは「直前の本条に基づく請負代金額変更の基準とした日」とするものとする。

- 5 特別な要因により工期内に主要な工事材料の日本国内における価格に著しい変動を生じ、請負代金額が不相当となったときは、発注者又は受注者は、前各項の規定によるほか、請負代金額の変更を請求することができる。

- 6 予期することができない特別の事情により、工期内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、請負代金額が著しく不相当となったときは、発注者又は受注者は、前各項の規定にかかわらず、請負代金額の変更を請求することができる。

- 7 前2項の場合において、請負代金額の変更額については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合にあっては、発注者が定め、受注者に通知する。

- 8 第3項及び前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知しなければならない。ただし、発注者が第1項、第5項又は第6項の請求を行った日又は受けた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

- 9 発注者は、第3項又は第7項の協議に当たっては、受注者からの意見の趣旨をできる限り勘案し十分な協議を行うように留意するとともに、受注者との間で協議が整わなかったこと又は当該協議に関して受注者が第62条に規定するあつせん若しくは調停を請求したこと又は第63条に規定する仲裁を申請したことを理由として不利益な取扱いをしてはならない。

（臨機の措置）

第27条 受注者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければ

ばならない。この場合において、必要があると認めるときは、受注者は、あらかじめ監督員の意見を聴かなければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、この限りでない。

- 2 前項の場合においては、受注者は、そのとった措置の内容を監督員に直ちに通知しなければならない。
- 3 監督員は、災害防止その他工事の施工上特に必要があると認めるときは、受注者に対して臨機の措置をとることを請求することができる。
- 4 受注者が第1項又は前項の規定により臨機の措置をとった場合において、当該措置に要した費用のうち、受注者が請負代金額の範囲内において負担することが適当でないと認められる部分については、発注者が負担する。

(一般的損害)

第28条 工事目的物の引渡し前に、工事目的物又は工事材料について生じた損害その他工事の施工に関して生じた損害（次条第1項若しくは第2項又は第30条第1項に規定する損害を除く。）については、受注者がその費用を負担する。ただし、その損害（第59条第1項の規定により付された保険等によりてん補された部分を除く。）のうち発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。

(第三者に及ぼした損害)

第29条 工事の施工について第三者に損害を及ぼしたときは、受注者がその損害を賠償しなければならない。ただし、その損害（第59条第1項の規定により付された保険等によりてん補された部分を除く。以下本条において同じ。）のうち発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。

- 2 前項の規定にかかわらず、工事の施工に伴い通常避けることのできない騒音、振動、地盤沈下、地下水の断絶等の理由により第三者に損害を及ぼしたときは、発注者がその損害を負担しなければならない。ただし、その損害のうち工事の施工につき受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことにより生じたものについては、受注者が負担する。
- 3 前2項の場合その他工事の施工について第三者との間に紛争を生じた場合においては、発注者及び受注者は協力してその処理解決に当たるものとする。

(不可抗力による損害)

第30条 工事目的物の引渡し前に、天災等（設計図書で基準を定めたものにあつては、当該基準を超えるものに限る。）で発注者と受注者のいずれの責めに帰すことができないもの（以下「不可抗力」という。）により、工事目的物、仮設物又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは建設機械器具（以下この条において「工事目的物等」という。）に損害が生じたときは、受注者は、その事実の発生後直ちにその状況を発注者に通知しなければならない。

- 2 発注者は、前項の規定による通知を受けたときは、直ちに調査を行い、同項の損害（受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことに基づくもの及び第59条第1項の規定により付された保険等によりてん補された部分を除く。以下本条において同じ。）の状況を確認し、その結果を受注者に通知しなければならない。
- 3 受注者は、前項の規定により損害の状況が確認されたときは、損害による費用の負担を発注者に請求することができる。

4 発注者は、前項の規定により受注者から損害による費用の負担の請求があったときは、当該損害の額（工事目的物等であつて第13条第2項、第14条第1項若しくは第2項又は第38条第3項の規定による検査、立会いその他受注者の工事に関する記録等により確認することができるものに係る額に限る。）及び当該損害の取片付けに要する費用の額の合計額（以下「損害合計額」という。）のうち請負代金額の100分の1を超える額を負担しなければならない。ただし、災害応急対策又は災害復旧に関する工事における損害については、発注者が損害合計額を負担するものとする。

5 損害の額は、次の各号に掲げる損害につき、それぞれ当該各号に定めるところにより、算定する。

(1) 工事目的物に関する損害

損害を受けた工事目的物に相応する請負代金額とし、残存価値がある場合にはその評価額を差し引いた額とする。

(2) 工事材料に関する損害

損害を受けた工事材料で通常妥当と認められるものに相応する請負代金額とし、残存価値がある場合にはその評価額を差し引いた額とする。

(3) 仮設物又は建設機械器具に関する損害

損害を受けた仮設物又は建設機械器具で通常妥当と認められるものについて、当該工事で償却することとしている償却費の額から損害を受けた時点における工事目的物に相応する償却費の額を差し引いた額とする。ただし、修繕によりその機能を回復することができ、かつ、修繕費の額が上記の額より少額であるものについては、その修繕費の額とする。

6 数次にわたる不可抗力により損害合計額が累積した場合における第2次以降の不可抗力による損害合計額の負担については、第4項中「当該損害の額」とあるのは「損害の額の累計」と、「当該損害の取片付けに要する費用の額」とあるのは「損害の取片付けに要する費用の額の累計」と、「請負代金額の100分の1を超える額」とあるのは「請負代金額の100分の1を超える額から既に負担した額を差し引いた額」と、「損害合計額を」とあるのは「損害合計額から既に負担した額を差し引いた額を」として同項を適用する。

（請負代金額の変更に代える設計図書の変更）

第31条 発注者は、第8条、第15条、第17条から第20条まで、第22条、第23条、第26条から第28条まで、第30条又は第34条の規定により請負代金額を増額すべき場合又は費用を負担すべき場合において、特別の理由があるときは、請負代金額の増額又は負担額の全部又は一部に代えて設計図書を変更することができる。この場合において、設計図書の変更内容は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知しなければならない。ただし、発注者が同項の請負代金額を増額すべき事由又は費用を負担すべき事由が生じた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

（検査及び引渡し）

第32条 受注者は、工事が完成したときは、その旨を発注者に通知しなければならない。

- 2 発注者は、前項の規定による通知を受けたときは、通知を受けた日から14日以内に受注者の立会いの上、設計図書に定めるところにより、工事の完成を確認するための検査を完了し、当該検査の結果を受注者に通知しなければならない。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは、その理由を受注者に通知して、工事目的物を最小限度破壊して検査することができる。
- 3 前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、受注者の負担とする。
- 4 発注者は、第2項の検査によって工事の完成を確認した後、受注者が工事目的物の引渡しを申し出たときは、直ちに当該工事目的物の引渡しを受けなければならない。
- 5 発注者は、受注者が前項の申出を行わないときは、当該工事目的物の引渡しを請負代金の支払いの完了と同時に行うことを請求することができる。この場合においては、受注者は、当該請求に直ちに応じなければならない。
- 6 受注者は、工事が第2項の検査に合格しないときは、直ちに修補して発注者の検査を受けなければならない。この場合においては、修補の完了を工事の完成とみなして前各項の規定を適用する。

(請負代金の支払い)

第33条 受注者は、前条第2項の検査に合格したときは、書面をもって請負代金の支払いを請求することができる。

- 2 発注者は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から40日以内に請負代金を支払わなければならない。
- 3 発注者がその責めに帰すべき事由により前条第2項の期間内に検査をしないときは、その期限を経過した日から検査をした日までの期間の日数は、前項の期間（以下「約定期間」という。）の日数から差し引くものとする。この場合において、その遅延日数が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は、遅延日数が約定期間の日数を超えた日において満了したものとみなす。

(部分使用)

第34条 発注者は、第32条第4項又は第5項の規定による引渡し前においても、工事目的物の全部又は一部を受注者の承諾を得て使用することができる。

- 2 前項の場合においては、発注者は、その使用部分を善良な管理者の注意をもって使用しなければならない。
- 3 発注者は、第1項の規定により工事目的物の全部又は一部を使用したことによって受注者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

(前金払)

第35条 受注者は、保証事業会社と、契約書記載の工事完成の時期を保証期限とする保証事業に関する法律第2条第5項に規定する保証契約（以下「保証契約」という。）を締結し、その保証証書を発注者に寄託して、請負代金額の10分の4以内の前払金の支払いを請求することができる。

- 2 受注者は、前項の規定による保証証書の寄託に代えて、電磁的方法であって、当該保証契約の相手方が定め、発注者が認めた措置を講ずることができる。この場合において、受注者は、当該保証証書を寄託したものとみなす。
- 3 発注者は、第1項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から14日以内に前

払金を支払わなければならない。

- 4 受注者は、第1項の規定により前払金の支払いを受けた後、保証事業会社と中間前払金に関し、契約書記載の工事完成の時期を保証期限とする保証契約を締結し、その保証証書を発注者に寄託して、請負代金額の10分の2以内の前払金の支払を請求することができる。ただし、第38条の規定による部分払いを受けた場合は、この限りではない。
- 5 前項の規定による請求があったときは、第2項及び第3項の規定を準用する。
- 6 受注者は、第4項の中間前払金の支払を請求しようとするときは、あらかじめ、発注者または発注者の指定する者の中間前払金に係る確認を受けなければならない。この場合において、発注者または発注者の指定する者は、受注者の請求があったときは、直ちに確認を行い、当該確認の結果を受注者に通知しなければならない。
- 7 受注者は、請負代金額が著しく増額された場合においては、その増額後の請負代金額の10分の4（第4項の規定により中間前払金の支払を受けているときは10分の6）から受領済みの前払金額（中間前払金の支払いを受けているときは、中間前払金を含む。以下この条及び次条において同じ。）を差し引いた額に相当する額の範囲内で前払金（中間前払金の支払いを受けているときは、中間前払金を含む。以下この条及び次条において同じ。）の支払いを請求することができる。この場合においては、第3項の規定を準用する。
- 8 受注者は、請負代金額が著しく減額された場合において、受領済みの前払金額が減額後の請負代金額の10分の4（第4項の規定により中間前払金の支払いを受けているときは10分の6）を超えるときは、受注者は、請負代金額が減額された日から30日以内に、その超過額を返還しなければならない。
- 9 前項の超過額が相当の額に達し、返還することが前払金の使用状況からみて著しく不適当であると認められるときは、発注者と受注者とが協議して返還すべき超過額を定める。ただし、請負代金額が減額された日から7日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。
- 10 発注者は、受注者が第8項の期間内に超過額を返還しなかったときは、その未返還額につき、同項の期間を経過した日から返還をする日までの期間について、その日数に応じ、年3.0パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払いを請求することができる。

（保証契約の変更）

第36条 受注者は、前条第7項の規定により受領済みの前払金に追加してさらに前払金の支払いを請求する場合には、あらかじめ、保証契約を変更し、変更後の保証証書を発注者に寄託しなければならない。

- 2 受注者は、前項に定める場合のほか、請負代金額が減額された場合において、保証契約を変更したときは、変更後の保証証書を直ちに発注者に寄託しなければならない。
- 3 受注者は、第1項又は第2項の規定による保証証書の寄託に代えて、電磁的方法であって、当該保証契約の相手方たる保証事業会社が定め、発注者が認めた措置を講ずることができる。この場合において、受注者は、当該保証証書を寄託したものとみなす。
- 4 受注者は、前払金額の変更を伴わない工期の変更が行われた場合には、発注者に代わりその旨を保証事業会社に直ちに通知するものとする。

（前払金の使用等）

第37条 受注者は、前払金をこの工事の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費

（この工事において償却される割合に相当する額に限る。）動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料及び保証料に相当する額として必要な経費以外の支払いに充当してはならない。ただし、平成28年4月1日以降、新たに請負契約を締結する工事に係る前払金については、前払金の100分の25を超える額及び中間前払金を除き、この工事の現場管理費及び一般管理費等のうちこの工事の施工に要する費用に係る支払いに充当することができる。

（部分払）

#### 第38条 削除

（部分引渡し）

第39条 工事目的物について、発注者が設計図書において工事の完成に先だって引渡しを受けるべきことを指定した部分（以下「指定部分」という。）がある場合において、当該指定部分の工事が完了したときについては、第32条中「工事」とあるのは「指定部分に係る工事」と、「工事目的物」とあるのは「指定部分に係る工事目的物」と、同条第5項及び第33条中「請負代金」とあるのは「部分引渡しに係る請負代金」と読み替えて、これらの規定を準用する。

- 2 前項の規定により準用される第33条第1項の規定により請求することができる部分引渡しに係る請負代金の額は、次の式により算定する。この場合において、指定部分に相応する請負代金の額は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、発注者が前項の規定により準用される第33条第1項の請求を受けた日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

部分引渡しに係る請負代金の額

$$= \text{指定部分に相応する請負代金の額} \times (1 - \text{前払金額} / \text{請負代金額})$$

（債務負担行為に係る契約の特則）

#### 第40条 削除

（債務負担行為に係る契約の前金払の特則）

#### 第41条 削除

（債務負担行為に係る契約の部分払の特則）

#### 第42条 削除

（第三者による代理受領）

第43条 受注者は、発注者の承諾を得て請負代金の全部又は一部の受領につき、第三者を代理人とすることができる。

- 2 発注者は、前項の規定により受注者が第三者を代理人とした場合において、受注者の提出する支払請求書に当該第三者が受注者の代理人である旨の明記がなされているときは、当該第三者に対して第33条（第39条において準用する場合を含む。）又は第38条の規定に基づく支払いをしなければならない。

（前払金等の不払に対する受注者の工事中止）

第44条 受注者は、発注者が第35条又は第39条において準用される第33条の規定に基づく支払いを遅延し、相当の期間を定めてその支払を請求したにもかかわらず支払いをしないときは、工事の全部又は一部の施工を一時中止することができる。この場合においては、受注者は、その理由を明示した書面により、直ちにその旨を発注者に通知しなければならない。

い。

- 2 発注者は、前項の規定により受注者が工事の施工を中止した場合において、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者が工事の続行に備え工事現場を維持し若しくは労働者、建設機械器具等を保持するための費用その他の工事の施工の一時中止に伴う増加費用を必要とし若しくは受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(契約不適合責任)

第45条 発注者は、引き渡された工事目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であるときは、受注者に対し、目的物の修補又は代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができる。ただし、その履行の追完に過分の費用を要するときは、発注者は、履行の追完を請求することができない。

- 2 前項の場合において、受注者は、発注者に不相当な負担を課するものでないときは、発注者が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。

- 3 第1項の場合において、発注者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、発注者は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。

(1) 履行の追完が不能であるとき。

(2) 受注者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(3) 工事目的物の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。

(4) 前3号に掲げる場合のほか、発注者がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

(発注者の任意解除権)

第46条 発注者は、工事が完成するまでの間は、第47条、第48条、第48条の2第1項又は第48条の3第1項の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。

- 2 発注者は、前項の規定によりこの契約を解除したことにより受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

(発注者の催告による解除権)

第47条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、契約を解除することができる。ただし、その期間を経過したときにおける債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りではない。

(1) 削除

(2) 正当な理由なく、工事に着手すべき期日を過ぎても工事に着手しないとき。

(3) 工期内に完成しないとき又は工期経過後相当の期間内に工事を完成する見込みがないと認められるとき。

(4) 第10条第1項に定める主任技術者等を設置しなかったとき。

(5) 正当な理由なく、第45条第1項の履行の追完がなされないとき。

- (6) 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。
  - (7) 受注者の振出した手形又は小切手が不渡りになったとき。
  - (8) 破産、民事再生手続開始の申立の時又はそれらの申立を受けたとき及び会社更生手続開始の申立の時又はそれらの申立を受けたとき。ただし、破産宣告後においては破産法第53条、民事再生法手続開始申立の場合においては民事再生法第49条、会社更生手続開始申立の場合においては会社更生法第61条の制限を受けるものとする。
- (発注者の催告によらない解除権)

第48条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 第5条第1項の規定に違反して請負代金債権を譲渡したとき。
- (2) 削除
- (3) この契約の目的物を完成させることができないことが明らかであるとき。
- (4) 引き渡された工事目的物に契約不適合がある場合において、その不適合が目的物を除却した上で再び建設しなければ、契約の目的を達成することができないものであるとき。
- (5) 受注者がこの契約の目的物の完成の債務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (6) 受注者の債務の一部の履行が不能である場合又は受注者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
- (7) 契約の目的物の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行をしないでその時期を経過したとき。
- (8) 前各号に掲げる場合のほか、受注者がその債務の履行をせず、発注者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
- (9) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）が経営に実質的に関与していると認められる者に請負代金債権を譲渡したとき。
- (10) 第51条又は第52条の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。

(談合その他不正行為による催告によらない解除)

第48条の2 この契約に関して次の各号のいずれかに該当するときは、発注者は、直ちにこの契約を解除することができるものとする。この場合において、解除により受注者に損害が生じても、発注者はその損害の賠償の責めを負わないものとする。

- (1) 受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者に対して行う同法第7条第1項又は第2項の規定による命令（これらの命令がされなかった場合にあっては、同法第7条の2第1項に規定による命令）が確定したとき。
- (2) 受注者を構成事業者とする事業者団体が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が当該事業者団体に対して行う同法第8条の2第1項の規定による命令若しくは同条第2項において準用する同法第7条第2項の規定による命令

（これらの命令がされなかった場合にあっては、同法第8条の3において準用する同法第7条の2第1項の規定による命令（受注者に対してされたものに限る。））が確定したとき。

(3) 受注者（受注者が法人の場合にあっては、その役員又は使用人を含む。）に関して刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは同法第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑が確定したとき。

2 受注者が共同企業体の場合にあっては、前項の規定はその構成員が同項各号のいずれかに該当した場合に適用する。

（暴力団等排除に係る催告によらない解除）

第48条の3 発注者は、警察本部からの通知に基づき、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。この場合において、解除により受注者に損害が生じて、発注者はその損害の賠償の責めを負わないものとする。

(1) 受注者が個人である場合には、その者が、神奈川県暴力団排除条例（平成22年神奈川県条例第75号。以下、本条及び第61条において、「条例」という。）第2条第4号に定める暴力団員等（以下「暴力団員等」という。）と認められたとき、又は、法人等（法人又は団体をいう。）が、条例第2条第5号に定める暴力団経営支配法人等と認められたとき。

(2) 受注者が、条例第23条第1項に違反したと認められるとき。

(3) 受注者が、条例第23条第2項に違反したと認められたとき。

(4) 受注者及び役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人等である場合には役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有する者と認められる者を含む。）又は支店若しくは営業所（常時業務の契約を締結する事務所をいう。）の代表者をいう。以下同じ。）が、暴力団員等と密接な関係を有していると認められたとき。

(5) 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約にあたり、その相手方が第1号から第4号のいずれかに該当することを知らず、当該者と契約を締結したと認められるとき。

(6) 受注者が、第1号から第4号のいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（第5号に該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

2 受注者が共同企業体の場合にあっては、前項の規定はその構成員が同項各号のいずれかに該当した場合に適用する。

（発注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

第49条 第47条各号、第48条各号、第48条の2第1項各号又は第48条の3第1項各号に定める場合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は、第47条、第48条、第48条の2又は第48条の3の規定による契約の解除をすることができない。

（公共工事履行保証証券による保証の請求）

第50条 第4条第1項の規定によりこの契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証が付された場合において、受注者が第47条各号又は第48条各号の一に該当するときは、発注者は、当該公共工事履行保証証券の規定に基づき、保証人に対して、他

の建設業者を選定し、工事を完成させるよう請求することができる。

2 受注者は、前項の規定により保証人が選定し発注者が適当と認めた建設業者（以下「代替履行業者」という。）から発注者に対して、この契約に基づく次の各号に定める受注者の権利及び義務を承継する旨の通知が行われた場合には、代替履行業者に対して当該権利及び義務を承継させる。

(1) 請負代金債権（前払金、部分払金又は部分引渡しに係る請負代金として受注者に既に支払われたものを除く。）

(2) 工事完成債務

(3) 契約不適合を保証する債務（受注者が施工した出来形部分の契約不適合に係るものを除く。）

(4) 解除権

(5) その他この契約に係る一切の権利及び義務（第29条の規定により受注者が施工した工事に関して生じた第三者への損害賠償債務を除く。）

3 発注者は、前項の通知を代替履行業者から受けた場合には、代替履行業者が同項各号に規定する受注者の権利及び義務を承継することを承諾する。

4 第1項の規定による発注者の請求があった場合において、当該公共工事履行保証証券の規定に基づき、保証人から保証金が支払われたときには、この契約に基づいて発注者に対して受注者が負担する損害賠償債務その他の費用の負担に係る債務（当該保証金の支払われた後に生じる違約金等を含む。）は、当該保証金の額を限度として、消滅する。

（受注者の催告による解除権）

第51条 受注者は、発注者がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りではない。

（受注者の催告によらない解除権）

第52条 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

(1) 第19条の規定により設計図書を変更したため請負代金額が3分の2以上減少したとき。

(2) 第20条の規定による工事の施工の中止期間が工期の10分の5（工期の10分の5が6月を超えるときは、6月）を超えたとき。ただし、中止が工事の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の工事が完了した後3月を経過しても、なおその中止が解除されないとき。

（受注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

第53条 第51条又は前条各号に定める場合が受注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、受注者は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

（解除に伴う措置）

第54条 発注者は、この契約が工事の完成前に解除された場合において、出来形部分を検査の上、当該検査に合格した部分及び部分払の対象となった工事材料の引渡しを受けるものとし、当該引渡しを受けたときは、当該引渡しを受けた出来形部分に相応する請負代金を受注者に支払わなければならない。この場合において、発注者は、必要があると認められ

るときは、その理由を受注者に通知して、出来形部分を最小限度破壊して検査することができる。

- 2 前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、受注者の負担とする。
- 3 第1項の場合において、第35条の規定による前払金があったときは、当該前払金の額を同項前段の出来形部分に相応する請負代金額から控除する。この場合において、受領済みの前払金額になお余剰があるときは、受注者は、解除が第47条、第48条、第48条の2、第48条の3又は次条第3項の規定によるときにあっては、その余剰額に前払金の支払いの日から返還の日までの日数に応じ、年3.0パーセントの割合で計算した額の利息を付した額を、解除が第46条、第51条又は第52条の規定によるときにあっては、その余剰額を発注者に返還しなければならない。
- 4 受注者は、この契約が工事の完成前に解除された場合において、支給材料があるときは、第1項の出来形部分の検査に合格した部分に使用されているものを除き、発注者に返還しなければならない。この場合において、当該支給材料が受注者の故意若しくは過失により滅失若しくはき損したとき、又は工事の出来形部分の検査に合格しなかった部分に使用されているときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。
- 5 受注者は、この契約が工事の完成前に解除された場合において、貸与品があるときは、当該貸与品を発注者に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品が受注者の故意又は過失により滅失又はき損したときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。
- 6 受注者は、この契約が工事の完成前に解除された場合において、工事用地等に受注者が所有又は管理する工事材料、建設機械器具、仮設物その他の物件（下請負人の所有又は管理するこれらの物件を含む。以下本条において同じ。）があるときは、受注者は、当該物件を撤去するとともに、工事用地等を修復し、取り片付けて、発注者に明け渡さなければならない。
- 7 前項の場合において、受注者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は工事用地等の修復若しくは取り片付けを行わないときは、発注者は、受注者に代わって当該物件を処分し、その他工事用地等を修復若しくは取り片付けを行うことができる。この場合においては、受注者は、発注者の処分又は修復若しくは取り片付けについて異議を申し出ることができず、また、発注者の処分又は修復若しくは取り片付けに要した費用を負担しなければならない。
- 8 第4項前段及び第5項前段に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、契約の解除が第47条、第48条、第48条の2、第48条の3又は次条第3項の規定によるときは発注者が定め、第46条、第51条又は第52条の規定によるときは、受注者が発注者の意見を聴いて定めるものとし、第4項後段、第5項後段及び第6項に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、発注者が受注者の意見を聴いて定めるものとする。
- 9 第47条、第48条又は第48条の3第1項の規定により発注者が契約を解除した場合において、発注者は、第1項前段の出来形部分に相応する請負代金額から当該違約金を控除することができる。
- 10 工事の完成後にこの契約が解除された場合は、解除に伴い生じる事項の処理については

発注者及び受注者が民法の規定に従って協議して決める。

(発注者の損害賠償請求等)

第55条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当する場合は、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。

- (1) 工期内に工事を完成することができないとき。
- (2) この工事目的物に契約不適合があるとき。
- (3) 第47条、第48条又は第48条の3の規定により、工事目的物の完成後にこの契約が解除されたとき。
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

2 次の各号のいずれかに該当するときは、前項の損害賠償に代えて、受注者は、請負代金額の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。なお、受注者が共同企業体であるときは、構成員は、連帯して発注者に支払わなければならない。

- (1) 第47条、第48条又は第48条の3の規定により工事目的物の完成前にこの契約が解除されたとき。
- (2) 工事目的物の完成前に、受注者がその債務の履行を拒否し、又は、受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となったとき。

3 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。

- (1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
- (2) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人
- (3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等

4 第1項各号又は第2項各号に定める場合（前項の規定により第2項第2号に該当する場合とみなされる場合を除く。）がこの契約及び取引上の社会通念に照らして受注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、第1項及び第2項の規定は適用しない。

5 第1項第1号の場合においては、発注者は、請負代金額から部分引渡しを受けた部分に相応する請負代金額を控除した額につき、遅延日数に応じ、年3.0パーセントの割合で計算した額を請求するものとする。

6 第2項の場合（第48条第9号又は第48条の3の規定により、この契約が解除された場合を除く。）において、第4条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって同項の違約金に充当することができる。

(受注者の損害賠償請求等)

第56条 受注者は、発注者が次の各号のいずれかに該当する場合はこれによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、当該各号に定める場合がこの契約及び取引上の社会通念に照らして発注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、

この限りではない。

(1) 第51条又は第52条の規定によりこの契約が解除されたとき。

(2) 前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

2 第33条第2項（第39条において準用する場合を含む。）の規定による請負代金の支払いが遅れた場合においては、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、年3.0パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払いを発注者に請求することができる。

（契約不適合責任期間等）

第57条 発注者は、引き渡された工事目的物に関し、第32条第4項又は第5項（第39条においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定による引渡し（以下この条において単に「引渡し」という。）を受けた日から2年以内でなければ、契約不適合を理由とした履行の追完の請求、損害賠償の請求、代金の減額の請求又は契約の解除（以下この条において「請求等」という。）をすることができない。

2 前項の規定にかかわらず、設備機器本体等の契約不適合については、引渡しの時、発注者が検査して直ちにその履行の追完を請求しなければ、受注者は、その責任を負わない。ただし、当該検査において一般的な注意の下で発見できなかった契約不適合については、引渡しを受けた日から1年が経過する日まで請求等を行うことができる。

3 前2項の請求等は、具体的な契約不適合の内容、請求する損害額の算定の根拠等当該請求等の根拠を示して、受注者の契約不適合責任を問う意思を明確に告げることで行う。

4 発注者が第1項又は第2項に規定する契約不適合に係る請求等が可能な期間（以下この項及び第7項において「契約不適合責任期間」という。）の内に契約不適合を知り、その旨を受注者に通知した場合において、発注者が通知から1年が経過する日までに前項に規定する方法による請求等をしたときは、契約不適合責任期間の内に請求等をしたものとみなす。

5 発注者は、第1項又は第2項の請求等を行ったときは、当該請求等の根拠となる契約不適合に関し、民法の消滅時効の範囲で、当該請求等以外に必要と認められる請求等を行うことができる。

6 前各項の規定は、契約不適合が受注者の故意又は重過失により生じたものであるときには適用せず、契約不適合に関する受注者の責任については、民法の定めるところによる。

7 民法第637条第1項の規定は、契約不適合責任期間については適用しない。

8 発注者は、工事目的物の引渡しの際に契約不適合があることを知ったときは、第1項の規定にかかわらず、その旨を直ちに受注者に通知しなければ、当該契約不適合に関する請求等を行うことはできない。ただし、受注者がその契約不適合があることを知っていたときは、この限りでない。

9 削除

10 引き渡された工事目的物の契約不適合が支給材料の性質又は発注者若しくは監督員の指図により生じたものであるときは、発注者は当該契約不適合を理由として、請求等を行うことができない。ただし、受注者がその材料又は指図の不相当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

（賠償の予約）

第58条 受注者は、第48条の2第1項各号のいずれかに該当するときは、発注者が契約を解

除するか否かを問わずに、賠償金として、請負代金額の100分の15に相当する額を発注者の指定する期間内に支払わなければならない。この工事が完了した後も同様とする。ただし、発注者が賠償金の支払いを必要と認めない場合は、賠償金の支払いを要しない。

2 前項の場合において、受注者が共同企業体であり、既に解散しているときは、その構成員であった者は、連帯して前項の賠償金を発注者に支払わなければならない。

3 発注者に生じた実際の損害額が第1項に規定する賠償金の額を超える場合においては、発注者がその超過分につき賠償を請求することを妨げない。

(火災保険等)

第59条 受注者は、工事目的物及び工事材料（支給材料を含む。以下本条において同じ。）等を設計図書に定めるところにより火災保険、建設工事保険その他の保険（これに準じるものを含む。以下本条において同じ。）に付さなければならない。

2 受注者は、前項の規定により保険契約を締結したときは、その証券又はこれに代わるものを直ちに発注者に提示しなければならない。

3 受注者は、工事目的物及び工事材料等を、第1項の規定による保険以外の保険に付したときは、直ちにその旨を発注者に通知しなければならない。

(制裁金等の徴収)

第60条 受注者がこの契約に基づく制裁金、賠償金、損害金、又は違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、発注者は、その支払わない額に発注者の指定する期間を経過した日から請負代金支払いまでの日数に応じ、年3.0パーセントの割合で計算した利息を付した額と発注者の支払うべき請負代金額と相殺し、なお不足があるときは追徴する。

2 前項の追徴をする場合には、発注者は、受注者から遅延日数につき年3.0パーセントの割合で計算した額の遅延利息を徴収する。

(暴力団等からの不当介入の排除)

第61条 受注者は、契約の履行に当たって、条例第2条第2号に規定する暴力団又は暴力団員等から不当介入を受けた場合は、遅滞なく発注者に報告するとともに所轄の警察署に通報し、捜査上の必要な協力をしなければならない。

2 受注者は、不当介入を受けたことにより、工期に遅れが生じるおそれがある場合は、発注者と工期に関する協議を行わなければならない。その結果、工期に遅れが生じると認められた場合は、第22条の規定により、発注者に工期延長の請求をおこなうものとする。

3 受注者は、暴力団又は暴力団員等からの不当介入による被害を受けた場合は、その旨を直ちに発注者に報告するとともに、被害届を速やかに所轄の警察署に提出しなければならない。

4 受注者は、不当介入による被害により工期に遅れが生じるおそれがある場合は、発注者と工期に関する協議を行わなければならない。その結果、工期に遅れが生じると認められた場合は、第22条の規定により、発注者に工期延長の請求をおこなうものとする。

(あっせん又は調停)

第62条 この契約の各条項において発注者と受注者とが協議して定めるものにつき協議が整わなかったときに発注者が定めたものに受注者が不服がある場合その他この契約に関して発注者と受注者との間に紛争を生じた場合には、発注者及び受注者は、建設業法による神奈川県建設工事紛争審査会（以下「審査会」という。）のあっせん又は調停によりその解

決を図る。

- 2 前項の規定にかかわらず、現場代理人の職務の執行に関する紛争、主任技術者等、専門技術者その他受注者が工事を施工するために使用している下請負人、労働者等の工事の施工又は管理に関する紛争及び監督員の職務の執行に関する紛争については、第12条第3項の規定により受注者が決定を行った後若しくは同条第5項の規定により発注者が決定を行った後、又は発注者若しくは受注者が決定を行わずに同条第3項若しくは第5項の期間が経過した後でなければ、発注者及び受注者は、前項のあつせん又は調停を請求することができない。

(仲裁)

第63条 発注者及び受注者は、その一方又は双方が前条の審査会のあつせん又は調停により紛争を解決する見込みがないと認めたときは、前条の規定にかかわらず仲裁合意書に基づき、審査会の仲裁に付し、その仲裁判断に服する。

(契約不適合責任に係る電磁的措置)

第64条 削除

(補則)

第65条 この契約に定めのない事項については、必要に応じて発注者と受注者とが協議して定める。

# 交通信号機改良等工事 改良24 仕様書

令和8年度

神奈川県警察本部

# 交通信号機等整備工事共通仕様書

## 第1章 総則

### 1-1 目的

本工事は、道路交通法に基づく交通安全施設整備の一環として、交通信号機等の整備を行い、車両及び歩行者等の交通の安全を確保するとともに交通流の円滑化を図ることを目的とする。

### 1-2 適用範囲

本工事仕様書は交通信号機の設置工事及び改良（既設信号機の高度化、更新、信号灯器の整備、更新、専用柱の更新等）工事について適用する。

### 1-3 工事内容及び工事場所

工事内容及び工事場所は、付表及び別冊工事図表等のとおりとする。ただし、別冊工事図表等については、他の資料により工事内容等を示すことができる場合、省略することがある。

### 1-4 一般事項

#### (1) 関係法令の適用

本工事の施工に関し、本仕様書に定めるもののほか、神奈川県工事執行規則、電気設備に関する技術基準を定める省令、道路交通法令、その他神奈川県及び市町村の条例及び規則等に別段の定めがあるときは、これを遵守するものとする。

#### (2) 監督員

監督員とは、本工事を円滑に確実に履行するため、発注者が指定した職員をいい、担当所属員をもってあてるものとする。

#### (3) 疑義

本仕様書を解釈する上で疑義が生じた場合は、その都度協議するものとし、別添様式に示す工事打合簿等議事録を作成し、本工事が完成し、工事目的物の引渡し完了するまで保管すること。

また、工事等の進捗状況等を含めた打合せを行う場合においても同様とする。

#### (4) 届出・手続等

本工事に必要な各種申請、届出、手続等は受注者が行うものとし、これに要する費用は原則として受注者が負担するものとする。また、各種申請、届出に伴う図面等資料の作成や、設備の新設及び変更に伴う電力事業者に対する需要申し込みについても行うこと。

#### (5) 支障物件の事前確認及び障害物処理

ア 掘削を伴う工事を施工する場合、電気、水道、ガス及び通信をはじめとした埋設管路等の支障物件の有無について、事前に関係事業者等責任ある機関に確認すること。

イ 工事の支障となる障害物は、監督員の指示に従い処理すること。

ウ 想定外の埋設物や上記に示した既知の支障物件が露出した場合には、当該管理者等の立会い又は指示を求め、損傷しないよう注意して施工すること。

#### (6) 工事工程表等

受注者は契約後速やかに施工体制等の確立を行い、施工計画書を作成するとともに、工事工程表、現場代理人及び主任技術者届等必要関係種類を提出するものとする。

#### (7) 工事材料及び工事材料検査

ア 本工事に使用する機器及び材料は、警察庁仕様、JIS規格、東京電力内線規程、その他電気用品安全施行規則の適用を受けるもの、またはこれに合格したものを使用すること。これらの規格、仕様によりがたいものは、1-4(10)イに示す設備承認図書を作成提出し事前に承認を得るものとする。

イ 施工前に検査を必要とする工事材料は、入札内訳書に記載の機器品目、鋼構造製作物、材料に記載の全ての品目を指定するものとし、受注者は、工事用材料検査申請書を発注者に提出し、使用機器及び材料の検査を受けるものとする。

(8) 工事現場の管理

現場代理人及び主任技術者は、工事現場の管理（危険防止措置等を含む）指導及び監督員等との連絡調整に当たるものとする。

また、工事作業実施中は、「交通信号機工事中」などの看板等を掲出し、他の交通や歩行者へ支障を与えないよう工事現場の管理を図ること。

(9) 作業時間

一般公道等で行う工事の作業時間は、周囲の状況を考慮し、工事による騒音振動等で近隣に影響が及ばない時間帯、他の交通に対して危険性を生じない時間帯に行うこと。やむを得ずこれ以外の時間帯で作業を行う場合は事前に監督員の承認を受けること。

また、工事を施工する上で作業予定時間の変更が生じた場合は、現場代理人の責任において作業等を行うものとし、作業終了後に報告すること。ただし、時間的余裕があるときは監督員に連絡すること。

(10) 施工

ア 施工にあたっては、本仕様書に示された機能を完全に充足するよう施工すること。

イ 施工上または製作上必要な仕様書、機器構成図、工事図、現示階梯図、制御定数案及びその根拠資料、その他色見本等は工事に先立ち設備承認図書として2部以上提出し、関係する担当部署の承認を受けること。

なお、警察庁仕様等で指示されている機器等の一部もしくは全部について変更、追加、読み替え等を行う場合は、その部分について記載した資料を提出し、関係する担当部署の承認を受けること。

ウ 工事に先立ち、施工計画書のほかに、一般工事仕様書、機器取付要領、工事方法等を記載した工事承認図書を提出し担当部署の承認を受けること。

エ 設備承認図書及び工事承認図書については工事が完成し、工事目的物の引渡し後、完了するまで保管すること。

オ 本工事に必要な工業所有権等の使用については、受注者がその責に任ずるものとする。

(11) 他工事との取り合い

他工事との取り合いになる場合は、関係する受注者等と充分協議の上施工すること。

(12) 危険負担等

ア 工事施工にあたって、警察業務、または第三者の業務に支障を与えないよう十分注意するものとし、本工事に関係のない建造物等に損傷を与えてはならない。

ただし、都合によりやむを得ず取り壊す必要がある場合は、事前に承認を得た上で最小限の範囲内にとどめた作業を行い、工事終了後速やかに原形に復旧すること。

イ 歩行者や他の交通など第三者への安全を確保するため交通誘導警備員の配置を行い、万全な事故防止対策を確実に行うこと。なお、警備員等の検定等に関する規則の規定による神奈川県公安委員会が認める交通誘導警備業務（平成19年神奈川県公安委員会告示第1号）で示された路線の区間において、警備業法（昭和47年法律第117号）第2条第2項で規定する警備業者に交通誘導を行わせる場合は、警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号）第2条の表の5の項に定める警備員を配置させること。

ウ 施工中に誤って工事に関係ない第三者の生命・身体に危害を与えた場合、もしくは、建造物等に損傷を与えた場合は、その責は受注者が負うものとする。この場合、現場代理人は所要の措置を講じたのち現場の状況を速やかに監督員を通じて担当部署に報告すること。

(13) 工事の経過報告等

受注者は、必要に応じて工事現場等の状況がわかるもの（施工状況等を写した画像など電磁氣的記録媒体及びプリントしたもの）を添えて、進捗状況等の報告をすること。

(14) 施工検査

ア 機器の製造及び工事の施工に際し、完成後容易に検査ができないものについては、原則として組み立て、または、施工の過程において立会検査を受けること。

イ 立会検査を受ける場合は、関係資料を事前に提出すること。

(15) 工事現場の清掃及び後片付け

ア 受注者は、工事期間中、半日以上作業を中断する場合は、安全上及び美観上、必要と思われる範囲で清掃、工事材料の整理・整頓を行うとともに、特に危険防止に留意し、防護柵、照明、信号等の安全措置を完全に実施すること。

イ 受注者は、工事作業が終了した場合、仮設物の撤去、後片付け及び清掃を行うこと。

(16) セキュリティの確保

ア 契約書に示されている内容に従い、本設備工事施工の上で知り得たシステム管理に関する諸データ定数等について他に漏れないよう十分注意管理を行うこと。

イ 既設設備の改修工事等で必要とする施設の鍵については、工事の都度借り受けるものとし、盗難・紛失等が発生しないよう管理の徹底を図ること。工事を継続して行う場合は現場代理人による鍵の管理を確実にを行うこと。また、定期的に管理状況の報告を行うこと。

(17) 完成届及び完成報告書

ア 受注者は、工事が完成したとき、契約書に基づき工事完成届並びに次項に定める完成報告書を添えて提出すること。

イ 本工事の完成報告書として承認図書で提出した資料のほか、施設位置情報等が記載された管理表（主要機器一覧表、管理番号表など）、各種図面（工事図面、工事完成図面、現示階梯図など）、取扱説明書、試験成績表（立会い検査時のもの）、施工中の記録写真等を別冊電子納品仕様書に基づき、電磁氣的記録媒体に作成集約し提出すること。ただし、書面としても提出が必要なものについては、発注者と協議のうえ提出すること。

また、工事により現示を変更した場合は、新現示の運用開始日時を提出する現示階梯図に明記すること。

(18) 設備の引渡し

設備の引渡しは、契約書に基づいて行うものとする。原則として設備の引渡し時には、施設機器等の取扱説明を行うものとし、資料等を用意した上で運用管理担当者等に説明を行うこと。

完成検査前の設備の一部について使用する必要が生じた場合は、契約書に基づき必要な手続を経た後、一部使用もしくは一部引渡しを行うものとする。ただし、既設設備が工事目的物の場合は、当該手続は不要とする。

(19) 契約不適合責任の対象

機器を除いた本工事目的物の契約不適合責任については、契約書によるものとし、自然災害を除き、期間中における柱のゆがみ、傾き、感知器などアームの傾き等についても対象とする。

## (20) 下請契約

本件工事に際し下請契約を行う場合は、施工体制台帳及び施工体系図を作成し監督員に提出すること。

## (21) その他

本工事の施工に当たり、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成 12 年法律第 100 号）」に配慮したものを使用するものとし、提出書類等についても再生紙利用など環境保全に努めること。また、本工事に伴って発生する資材は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成 12 年法律第 104 号）」に基づき資源の有効な利用の確保及び廃棄物の適正な処理を図ること。

### 1－5 付属品・予備品

本工事（設備）の付属品・予備品として、納付（添付）するものについては警察庁仕様書、別途示す機器等仕様書もしくは承認図書で承認されたものとする。また、特殊な機器を使用する場合は、保守用部品として、機器を構成する部品について 1 式を予備品として収めること。

## 第 2 章 機器仕様

### 2－1 概 要

この章では、本設備を構成する各機器の具備すべき条件、定格性能、構造、機能等について規定する。ただし、本工事に該当しない機器については参考とする。

本工事に使用する機器は新たに製造した機器であること。

### 2－2 共通事項

#### (1) 絶縁耐圧

商用電源と筐体間の絶縁抵抗は、500V で 10M $\Omega$  以上、絶縁耐圧は、交流 1000V の電圧に 1 分以上耐えられること。

#### (2) 筐 体

機器の筐体は、堅牢な金属製とし、内外面とも良好な防錆処理を施したのち、焼付塗装をすること。

ア 筐体表面の塗装色は警察庁仕様もしくは、R28 - 255 とする。

イ 鉄製筐体を使用する際には、亜鉛溶射による防錆処理を施すこと。

#### (3) 銘 板

主銘板については筐体外部表面に取付けることとし、承認図書により定めるものとする。

#### (4) 管理番号

施設機器に対する管理番号の表記方法については、監督員の指示によるものとする。

### 2－3 機器仕様

本工事で使用する交通安全施設端末装置は警察庁制定による警交仕規第 1001 号「警察交通安全施設端末装置共通仕様書」の最新版によるものとする。なお、共通事項として警察庁機器仕様書に記載されている指定事項及びオプション機能について、並びに、警察庁による仕様が示されていないものについてはその概要について、承認図書等により決定する。

#### (1) 交通信号制御機

本工事に使用する交通信号制御機は、警交仕規第 1012 号「交通信号制御機仕様書」の最新版に準ずるものとする。

#### (2) 交通信号制御機付加機能等

本工事で使用する交通信号制御機の付加機能については付表及び別冊工事図表等に定める追加機能について付加するものとする。交通信号制御機本体を取替える場合は原則として、既存の機能も継

承するものとし、事前調査の上機能の欠落が生じないよう十分注意し製造すること。

ア 集中制御機能ありの場合、次の付加機能については標準構成機付加機能として内蔵すること。

- ・単独動作機能
- ・端末回線接続機能
- ・現示切替機能

イ 付加機能の形態により、付加装置の変更もしくは改造が必要になる場合は、必要に応じて付加装置等の変更もしくは改造を行うこと。

### (3) 車両感知器

車両感知器を使用する場合は、警交仕規第 1017 号「車両感知器仕様書」の最新版に準ずるものとする。

ア C 一体形超音波式車両感知器はDC 12V 電源供給形のCM 一体形超音波式車両感知器とするが、DC 電源の給電が困難な箇所においてはAC 100V 電源供給形とする。

イ DC 12V 電源は交通信号制御機内、中継箱内、角型スタンド内、ジョイントボックス内のいずれかに設置して供給するものとする。

ウ C 分離形超音波式車両感知器等に機能を付加する場合は、その都度、機能についての概要及び仕様を示すものとする。

エ C 一体形超音波式車両感知器の接続ケーブル及びC 分離形超音波式車両感知器の送受器ケーブルは、設置場所の条件を満たす長さであるものとする。

### (4) 灯器配線用端子箱

灯器配線用の端子箱として、制御機からの配線と灯器からの配線を接続するために使用するもので差込式端子台で構成し、その構造は 3.5mm□以下の心線を接続するものとする。

### (5) スタンド

電線無柱化区域及び地下埋設箇所において交通信号制御機等の設置を行う場合は配線の中継するスタンドを設置した上に取付けるものとする。

### (6) その他

その他の機器等については承認図書をもって発注仕様書とする。

## 2-4 指定事項等

本整備工事を行うに当たり、指定事項として次にあげる処置をすること。

- (1) 鍵錠の種類及び錠・鍵穴等に対するいたずら防止対策
- (2) 貼り紙等の防止対策
- (3) 管理番号等の付記

## 2-5 ソフト変更

集中制御機能を有する制御機等の改造を行う場合は、関係する中央装置のプログラムの変更を行うこと。特にプロファイル、PTPS 等特殊な制御を行っている箇所については、既存の機能及び条件を考慮に入れ設定すること。

## 第3章 工事仕様

### 3-1 概要

本工事は、付表、付図及び別冊工事図表等に示す機器及び工事用機材の据付（取付）、専用柱による建柱及び配管配線等の工事を行うものとする。

### 3-2 工事範囲

別添資料等に示す箇所の工事を行うに当たり、工事の範囲として次に定めるものとする。ただし、別添資料等に記載されていない事項については参考とする。

#### (1) 機器取付

交通安全施設としての機器及び付属装置の設置取付けを行うこと。

#### (2) 配線等

電源線及び通信線等の配線工事を付図及び別冊工事図表等に基づいて行うこと。

##### ア 電源線

電源線は、電力会社との財産分界点以降の工事とする。

##### イ 専用回線等（専用回線を使用する場合）

(ア) 通信事業者による工事上の分界点は、原則として接続端子もしくは回線保安器とする。

(イ) 専用回線の受領後速やかに回線接続試験を実施すること。

(ウ) 本工事により通信事業者による責任分界点の位置が大きく変更される可能性を回避するため、接続点もしくは分界点については受注後速やかに通信事業者と協議すること。

##### ウ 自営の通信回線等配線（自営通信施設を使用する場合）

自営の通信回線等配線については次の4種類とする。

(ア) 信号灯器等を駆動する配線

(イ) 車両感知器等接点信号を送受する配線及び直流電源を供給する配線

(ウ) 端末装置間の制御信号等データ通信を送受するLAN配線

(エ) 感知器ヘッド、カメラ等に使用する専用ケーブル配線

##### エ SS無線を使用する場合

SS無線を使用する工事の場合は交通管制端末LAN等端末装置間のデータの送受信を行う無線通信設備を付図「SS無線化標準系統図」を参考とし、別冊工事図表等に基づいて行うこと。

### 3-3 工事仕様

各工事の仕様について定めるものとし、別添資料等に示された工事について適用するものとする。

#### (1) 設置場所

設置場所については付表及び別冊工事図表等による。

#### (2) 機器等設置工事

機器の取付に際しては他の施設の邪魔となら無いように十分注意をするとともに、所定の位置（高さ、向き等）を考慮して設置すること。また、防水加工を確実に施し、風雨による浸水が無いように施工すること。

##### ア 制御機等本体（筐体）

(ア) 機器本体の取付は、別添付図を参考に適切な位置に確実、堅牢美麗に実施するものとする。

(イ) 交通信号制御機本体を取替える場合については原則として既設制御機の取付け位置に設置する。

(ウ) 車両感知器については設置場所の条件、現場の状況に合わせるものとし、承認図書による。

##### イ 信号灯器

(ア) 信号灯器の取付は、関係法令に従い別添付図を参考に適切な位置に確実、堅牢美麗に実施するものとする。

(イ) 信号灯器の視認性については、対面する車両（車両用信号灯器の場合）又は歩行者等（歩行者用信号灯器の場合）に対し、極力外部条件の影響を受けることなく、良好な視認性を確保する

よう取付けるものとする。

- (ウ) 破損防止金物によって取付けられている歩行者用信号灯器について、信号灯器や支持物（取付アーム、取付アームを含む専用柱等）を更新する場合は、破損防止金物は継続して使用するものとする。また、破損防止金物にフューズボルトが使用されている場合は、取付の際トルクレンチを使用し、規定のトルクで締付けるものとする。

#### ウ 超音波式車両感知器等ヘッド部

超音波式車両感知器（分離形）のヘッド部、超音波式車両感知器（一体形）及び画像形感知器用カメラ部は、車両の通過位置にあわせて整備するもので、道路利用状況を確認の上アーム等位置を調整し設置すること。

#### エ 感知器用アーム等

感知器用アームの取付け高さについては、所定の感知器が確実に動作し、かつ車両の通行を阻害しない高さに取付けられるよう設置すること。

また、アーム及び取付機器の水平度についてもヘッド重量を勘案の上設置すること。

なお、ターンバックルの緩み防止のため、ナットを両端に取付けて締付けを行うこと。

#### オ 中継端子

自営配線として整備するケーブル等の中継端子として次の２種について整備するもので、原則として柱上に取付けるものとし、防水等の加工を確実にすること。

- (ア) 信号灯器等を駆動する配線の中継端子として「端子箱」を設置する。

- (イ) 車両感知器等接点信号を送受する配線及び直流電源を供給する配線の中継する端子箱としたジョイントボックス「J 5 P」、「J 10 P」、「J 20 P」を設置する。

### (3) 配線設備工事

- ア 差込式端子箱と制御機等接続端子部間の線材は、C V V ケーブルを使用し、配線工事を行うこと。

- イ ジョイントボックスと制御機接続端子部（端末通信ユニット）間の線材は、F C P E V 等通信専用のケーブルを使用し、外来ノイズの影響を受けないような配線を行うこと。

- ウ 配線の途中接続は端子箱等をもって確実にすること。

- エ 配線工事を行うにあたって他の通信線等に影響を与えないこと。

- オ 配線をエントランスキャップ等を介して配管に引き込む際は、雨水など浸入を防止する措置を確実にすること。

- カ 車両用両面灯器と端子箱間の配線は、灯器毎個別に接続すること。

- キ 感知器ヘッド部及び画像形カメラ部からの接続ケーブルで、余長がある場合、内部通線式の柱についてはその柱の中へ、それ以外の場合については切りつめて接続し、原則として巻きだめは行わないこと。

- ク 感知器用ケーブルの配線（通線）については感知器ヘッド及び画像形カメラ部の取付位置より外側（支持柱を基準にした場合）から引込み配線を行うこと。

#### ケ 電源引込み工事

- (ア) 電源の引込みは原則として制御機を設置する柱に行うものとする。

- (イ) 電源開閉器箱は路面より 2 m の位置に取り付けること。また、必要に応じて塗装すること。

#### コ 架渉工事

- (ア) 本工事で行う架空配線は、自己支持型の指定されたビニールケーブルを用いて行うこと。

- (イ) 信号灯器等を駆動する配線を支持柱に引き留める場合は、引留碍子等を用いること。引留碍子は支持柱に適合するバンド金物を使用し、ストラップを用いて支持すること。

(ウ) 架線が道路横断する場合は、架空配線の最低の位置で地上高 6.0m以上を確保すること。

#### (4) 建柱工事

建柱工事は、別添別表等に示す専用柱もしくは機器付属の専用柱を、設置場所の条件にあわせて建柱すること。なお、工事完了後の柱の状態は機器装着後であっても鉛直に保たれる様に建柱し、柱の鉛直度を確認すること。

ア 根入れの深さはベース式等特殊な基礎を行う場合を除いて、原則として柱の長さの 5 分の 1 とする。

イ 建柱に際し、貼紙防止塗装、地際防食塗装、溶融亜鉛メッキ面、ビニールコーティング等、専用柱の表面に傷を付けないよう、慎重に取り扱うこと。

ウ 建柱の路面復旧に際しては、基礎の表面を必ず地表に出し、傾斜を付けて雨水等が溜まらないように施工すること。傾斜地に建柱する場合も同様とする。

また、路面復旧範囲は、掘削の深さに応じて、別添付図のとおりとする。

エ 支持柱の建柱位置は原則歩道上とし、歩行者等の通行の妨げとならないよう設置すること。

オ 建柱に際し、既設架空線（電力線、電話線、CATVケーブル、光ケーブルなど）との離隔を確保し、強風などにより柱との接触が生じないように注意すること。既設架空線との接触の恐れがある場合は架空線の管理者等と調整の上、架空線の保護を行い、結果を監督員に報告すること。

#### (5) 配線用配管工事

ア 配線用電線管は、電源線引込み、信号灯器用立上り、接地用、感知器等その他通信線用の配管を支持柱等に堅固に取付施工するものとし、別添装柱図等を参考に行うこと。ネジキリ部等加工部について防食処理を施すこと。

イ 配管内の電線ケーブル等の途中接続はしないこと。

#### (6) 機器用スタンド取付け工事

電線等地下埋設区間における施設機器の設置については、交通安全施設機器専用スタンドを用いて設備することし、取付け方法等についてはその都度協議を行い整備するものとする。また、各専用スタンドにあっては各種中継端子等を内蔵するため、配線工事による接触等が無いよう十分に注意して、作業を行うものとする。

#### (7) 接地(アース) 工事

本工事で設備する機器及び一部端子箱等中継装置においての接地は、D種接地工事を行うものとし、工事終了後について設置状況の確認を行うこと。

#### (8) 制御機等取替工事

信号制御機の取替工事の場合は、信号灯器の滅灯時間は最小となるよう、事前準備等を確実にを行い手際よく配管、配線工事等を行うものとする。復電時については灯色の確認を慎重に行うこと。

#### (9) S S 端末区間用無線伝送工事

S S 無線設備を行う場合は、集中制御機間の LAN 接続及び信号制御機感知器間等の通信に利用するものである。

ア アンテナ部と S S 無線機本体間は専用ケーブルで配線を行うこと。配線方法についてはその他のケーブル配線に準ずるものとする。

イ 無線機本体、アンテナについては無線通信の最良な状態を確保する位置に取付けるものとし、季節等環境の変化による妨げが無いような位置に設置すること。

ウ 他の電子機器への影響が無いよう十分注意するとともに、他の電子機器の影響を受けないような対策を合わせて設備すること。

#### (10) 撤去工事

本工事により、不要となった施設等について撤去工事を行い、原形に復旧するものとし、撤去して発生した不要な機器、廃材については、産業廃棄物として受注者の責任において、定められた法律、条例に従い処分し、その旨を明らかにしておくこと。

また、抜柱における路面復旧範囲は、掘削跡の深さに応じて、別添付図のとおりとする。

#### (11) その他の工事

その他本工事を行う上で遵守する仕様等については、施工前に提出する施工計画書及び工事用承認図書により定めるものとする。

### 第4章 試験・調整

#### 4-1 概 要

試験調整は、単体と総合の2段階で行うものとし、各機器を本設計図書及び承認図書に示される所定の規格に調整し、特に指定されたものについては、データを収集し報告書を作成の上、提出するものとする。

#### 4-2 単体試験・調整

各機器の据付、配線工事終了後速やかに単体としての機能試験を実施し完全な調整を行うものとする。

(1) 制御機における現示等表示出力に関しては、交差点に設置してある全灯器の表示について点灯確認を実施すること。また、付加装置等がある場合にはその機能についても確認調整を行うこと。

(2) 感知器等については、対象となる車線について確実に感知等機能が動作していることを確認し、季節による環境の変化に対しても十分考慮して感知機能が維持できるよう確実な調整を実施すること。

#### 4-3 総合試験・調整

各機器の単体試験終了後、装置全体の機能試験を実施し、完全な調整を行うものとする。

#### 4-4 試験・調整上の注意

集中制御式信号機の試験及び調整の場合は、交通管制センター中央装置施工業者と作業工程、試験方法等について十分協議の上実施するものとする。

プログラム多段系統の場合については、日種（平日、土曜、休日）の運用に合せ、車両を用いた走行試験により、確実に調整すること。

### 第5章 検 査

#### 5-1 検査の種類

本工事の検査は、材料検査、機器検査（機能を含む）、工事施工検査及び完成検査に分けて実施するものとし、検査に必要な一切の費用及び設備は受注者が負担、準備するものとする。

#### 5-2 材料検査

材料検査は、第1章 1-4 (7)イの工事材料検査に基づき実施するもので、機器を除く工事材料について規格品等で納入実績のあるもの、もしくは他の検査により合格して実績があるものについては、使用材料品のメーカー及び規格等を明記の上、使用する前に書面検査を受けることにより、立会の検査を省略できるものとする。

#### 5-3 機器機能検査

機器機能検査は、第1章 1-4 (7)イの工事材料検査に基づき実施するもので、機器の機能確認を含め、現地の工事実施前に行うものとし、出荷前の工場等で実施するものとする。ただし、汎用

品等で一般的な規格が定められているもの、もしくは当該年度に他の事業で納入実績のあるものについては、社内検査、試験成績表等確認が取れる書面の検査を受けることにより、立会検査を省略することができるものとする。

#### 5－4 工事施工検査

工事施工検査は、建柱、据付、配線等工事について、工事終了後速やかに検査を実施するものとし、特に必要と思われるものについては、施工中においても実施するものとする。また、超音波式車両感知器、画像型感知器等の設置に際し、ヘッド取付高さの確認が必要なものについては、必ず設置後すべてのヘッドに対し、高さがわかるような写真を用意すること。

#### 5－5 完成検査

完成検査は契約書に基づいて実施するものとする。なお、工事施工検査等で確認されているものについては、必要な書面等の確認をもって実施することができるものとする。

#### 5－6 その他の検査

その他、第三者による検査の必要なものについては、その都度その検査に必要な、資料の作成及び立会いを行うこと。

#### 5－7 検査方法

検査項目及び具体的な検査方法については、検査に先立ち監督員または検査員と打合せのうえ定めるものとする。

ただし、次の資料は検査前に提出するものとする。

- (1) 社内試験成績表（社内試験、検査方法書を含む）
- (2) 検査場所（案内図付）及び検査責任者
- (3) 検査設備及び使用測定機器一覧表

なお、検査時に必要な資料についてはその都度打合せにより定めるものとする。

## 付表

| 付表                               |                               |    |     | 1          | 2       | 3            | 4          | 5       | 6         | 7        | 8         | 9         | 10              | 11        |
|----------------------------------|-------------------------------|----|-----|------------|---------|--------------|------------|---------|-----------|----------|-----------|-----------|-----------------|-----------|
| 交通信号機改良等工事 改良24 美津橋東側 他39交差点     |                               |    |     | 1<br>美津橋東側 | 2<br>長沼 | 3<br>春日台団地入口 | 4<br>天台上ノ原 | 5<br>石神 | 6<br>山中城址 | 7<br>成井田 | 8<br>広町公園 | 9<br>公所海道 | 10<br>際愛川太陽光発電所 | 11<br>富士野 |
| 材料等明細                            |                               |    |     |            |         |              |            |         |           |          |           |           |                 |           |
| 品名                               | 規格                            | 単位 | 数量計 | 32-328     | 38-065  | 38-068       | 38-334     | 38-335  | 38-336    | 38-337   | 38-338    | 38-339    | 38-344          | 38-346    |
| 機器品目                             |                               |    |     |            |         |              |            |         |           |          |           |           |                 |           |
| 交通信号制御機 押ボタン制御 警交代規第1012号仕様縦6柱6様 | 8ステップ 連動子機機能付                 | 台  | 1   | 1          |         |              |            |         |           |          |           |           |                 |           |
| 制御機筐体用底板                         | 亜鉛メッキ                         | 台  | 1   |            |         |              |            |         |           |          |           |           |                 |           |
| 交通信号灯 歩行者専用人型 側柱式                | 7W(LED) 接続ケーブル付               | 灯  | 171 | 2          | 6       | 4            | 7          | 5       | 8         | 8        | 8         | 8         | 8               | 2         |
| 交通信号灯 歩行者専用人型 7W(LED) 側柱式        | 落下防止型 7W(LED) 接続ケーブル付         | 灯  | 8   |            |         |              |            |         |           |          |           |           |                 |           |
| 交通信号灯 歩行者専用人型 側柱式                | 7W(LED) ターンバックル付 接続ケーブル付      | 灯  | 21  |            | 4       | 4            |            | 3       |           |          |           |           |                 |           |
| 交通信号灯 車両用 250mm 3位水平式 片面         | 7W(LED) 接続ケーブル付               | 灯  | 43  |            | 2       |              | 2          | 2       | 1         | 1        | 2         | 4         |                 |           |
| 交通信号灯 車両用 250mm 3位水平式 両面         | 7W(LED) 接続ケーブル付               | 灯  | 42  | 2          |         |              | 2          | 2       | 2         | 2        |           |           | 2               | 1         |
| 交通信号灯 車両用 250mm 3位垂直式            | 7W(LED) 接続ケーブル付               | 灯  | 5   |            |         |              | 1          | 1       | 1         |          |           |           |                 |           |
| 交通信号灯 車両用 250mm 矢印灯              | 7W(LED) 接続ケーブル付               | 灯  | 4   |            |         |              |            |         |           |          |           |           |                 |           |
| 交通信号灯 車両用 250mm 3位水平式            | 7W(LED) 背面取付用 7W(LED) 接続ケーブル付 | 灯  | 6   |            |         |              |            |         |           |          |           |           |                 |           |
| 交通信号灯 車両用 250mm 3位水平式 片面         | 振れ止め付 7W(LED) 接続ケーブル付         | 灯  | 10  |            |         |              |            | 1       | 1         | 2        |           | 1         | 1               |           |
| 交通信号灯 車両用 250mm 3位水平式 両面         | 振れ止め付 7W(LED) 接続ケーブル付         | 灯  | 16  |            |         |              |            |         |           |          |           | 1         | 1               | 1         |
| 7-ド (タ) 車両灯器用                    |                               | 個  | 68  |            |         |              | 3          |         | 15        | 6        | 3         | 15        | 3               |           |
| ル-バ (1位分) 車両灯器用                  |                               | 個  | 4   |            |         |              |            |         |           |          |           |           |                 |           |
| 鋼構造製作物                           |                               |    |     |            |         |              |            |         |           |          |           |           |                 |           |
| 曲げ鋼管柱 (埋込式) 165.2×5.0t× 9000L    | 溶融亜鉛メッキ仕上げ 貼紙防止塗装 地盤防食塗装      | 本  | 1   |            |         |              |            |         |           |          |           |           |                 |           |
| 灯器取付アーム 車両灯器用                    | 2.0mまで 上部、下部 バンド付             | 組  | 4   |            |         |              |            |         |           |          |           |           |                 |           |
| 灯器取付アーム 車両灯器用                    | 2.5m以上 振れ止め付 バンド付             | 組  | 1   |            |         |              |            |         |           |          |           |           |                 |           |
| 方向可変金具 車両灯器用                     | 両面 片端可変                       | 組  | 1   |            |         |              |            |         |           |          |           |           |                 |           |
| 方向可変金具 車両灯器用                     | 片面 片端可変                       | 組  | 3   |            |         |              |            |         |           |          |           |           |                 |           |
| 車両用灯器取付金具 片面固定                   |                               | 組  | 4   |            |         |              |            |         |           |          |           |           |                 |           |
| 灯器アーム取付バンド 歩行者灯器用                | 上部、下部                         | 組  | 1   |            |         |              |            |         |           |          |           |           |                 |           |
| UC形制御機用中継箱 300×200×250           | 電源切替付                         | 個  | 1   | 1          |         |              |            |         |           |          |           |           |                 |           |
| 材料                               |                               |    |     |            |         |              |            |         |           |          |           |           |                 |           |
| 文字板 歩行者灯器用                       | 7W(LED) 標準型取付金具付              | 枚  | 2   |            |         |              |            |         |           |          |           |           |                 |           |
| 端子箱 12T 差込式端子台                   | 2.0□ 4線                       | 個  | 11  |            |         |              | 1          | 1       |           |          | 1         | 1         | 2               |           |
| 端子箱 20T 差込式端子台                   | 2.0□ 4線                       | 個  | 2   | 1          |         |              |            |         |           |          |           |           |                 |           |
| ビニールケーブル CVV 2.0□× 3C            |                               | m  | 54  |            |         |              |            |         |           |          |           |           |                 |           |
| ビニールケーブル CVV 2.0□× 4C            |                               | m  | 24  |            |         |              |            |         |           |          |           |           |                 |           |
| ビニールケーブル CVV 2.0□× 7C            |                               | m  | 8   |            |         |              |            |         |           |          |           |           |                 |           |
| ビニールケーブル CVV 2.0□×10C            |                               | m  | 24  |            |         |              |            |         |           |          |           |           |                 |           |
| ビニールケーブル CVV 2.0□×12C            |                               | m  | 45  |            |         |              |            |         |           |          |           |           |                 |           |
| ビニールケーブル CVV 2.0□×20C            |                               | m  | 16  | 8          |         |              |            |         |           |          |           |           |                 |           |
| ビニールケーブル CVV-SSD 2.0□× 7C        | 支持線 22□                       | m  | 16  |            |         |              |            |         |           |          |           |           |                 |           |
| ビニールケーブル CVV-SSD 2.0□×15C        | 支持線 22□                       | m  | 26  |            |         |              |            |         |           |          |           |           |                 |           |
| ビニールケーブル SV 5.5□× 2C             |                               | m  | 18  | 9          |         |              |            |         |           |          |           |           |                 |           |
| 自在バンド IBT-212                    |                               | 本  | 10  | 5          |         |              |            |         |           |          |           |           |                 |           |
| 自在バンド IBT-412                    |                               | 本  | 10  | 2          |         |              |            |         |           |          |           |           |                 |           |
| 架線バンド D-160                      | GBP-16                        | 本  | 2   |            |         |              |            |         |           |          |           |           |                 |           |
| 架線バンド D-200                      | GBP-20                        | 本  | 1   |            |         |              |            |         |           |          |           |           |                 |           |
| 引留金物 3BD-HD-12                   | 自在バンド                         | 本  | 3   |            |         |              |            |         |           |          |           |           |                 |           |
| 引留金物 3BD-HD-23                   | 自在バンド                         | 本  | 1   |            |         |              |            |         |           |          |           |           |                 |           |
| 玉留子                              | 巻付グリップ22mm <sup>2</sup>       | 組  | 4   |            |         |              |            |         |           |          |           |           |                 |           |
| シンプルー1                           | S型グリップ22mm <sup>2</sup>       | 組  | 4   |            |         |              |            |         |           |          |           |           |                 |           |
| 引留碍子                             | ストラップ・ボルト・ナット付                | 組  | 4   |            |         |              |            |         |           |          |           |           |                 |           |
| エントランスキャップ 54mm                  | 厚鋼用(G-54)                     | 個  | 3   |            |         |              |            |         |           |          |           |           |                 |           |
| 耐衝撃性硬質ビニル電線管 54mm                | (4.00m) (HIVE)                | 本  | 3   |            |         |              |            |         |           |          |           |           |                 |           |
| 硬質波付ポリエチレン管 50mm                 |                               | m  | 6   |            |         |              |            |         |           |          |           |           |                 |           |
| 直線接続材料(テーピング) 50mm               | 波付硬質合成樹脂管用                    | 個  | 3   |            |         |              |            |         |           |          |           |           |                 |           |
| 異種管路接続材料 50mm                    | 波付硬質合成樹脂管用                    | 個  | 3   |            |         |              |            |         |           |          |           |           |                 |           |
| 連結式接地棒 (連結式接地棒用リード端子含む)          | φ14×1500                      | 本  | 2   | 1          |         |              |            |         |           |          |           |           |                 |           |
| 制御機用(A押ボタン用) 54mm                | コダギ ャトハ イ 1.0 含む属品) 短ノミ仕様     | 組  | 2   | 1          |         |              |            |         |           |          |           |           |                 |           |
| 電源引込用(感知器用) 22mm                 | コダギ ャトハ イ 2.0 含む属品)           | 組  | 2   | 1          |         |              |            |         |           |          |           |           |                 |           |
| 接地用 19mm                         | コダギ ャトハ イ 0.5 含む属品)           | 組  | 2   | 1          |         |              |            |         |           |          |           |           |                 |           |

付表

| 付表                              | 12<br>宮<br>前              | 13<br>沖<br>田 | 14<br>座<br>架<br>依<br>橋<br>南<br>側 | 15<br>林<br>中<br>学<br>校<br>南<br>側 | 16<br>妻<br>田<br>西<br>1<br>丁<br>目 | 17<br>入<br>愛<br>川<br>ふ<br>れ<br>あ<br>い<br>の<br>村 | 18<br>署<br>厚<br>木<br>市<br>消<br>防<br>睦<br>合<br>分 | 19<br>口<br>聖<br>セ<br>シ<br>リ<br>ア<br>学<br>園<br>入 | 20<br>寺<br>尾<br>台 | 21<br>大<br>和<br>警<br>察<br>署<br>前 | 22<br>桜<br>ヶ<br>丘<br>西<br>側 | 23<br>長<br>掘<br>公<br>園<br>前 |        |        |
|---------------------------------|---------------------------|--------------|----------------------------------|----------------------------------|----------------------------------|-------------------------------------------------|-------------------------------------------------|-------------------------------------------------|-------------------|----------------------------------|-----------------------------|-----------------------------|--------|--------|
| 交通信号機改良等工事 改良24 美津橋東側 他39交差点    |                           |              |                                  |                                  |                                  |                                                 |                                                 |                                                 |                   |                                  |                             |                             |        |        |
| 材料等明細                           |                           |              |                                  |                                  |                                  |                                                 |                                                 |                                                 |                   |                                  |                             |                             |        |        |
| 品 名                             | 規 格                       | 単位           | 38-348                           | 38-349                           | 38-355                           | 38-358                                          | 38-359                                          | 38-360                                          | 38-361            | 39-004                           | 39-025                      | 39-026                      | 39-036 | 39-038 |
| 機器品目                            |                           |              |                                  |                                  |                                  |                                                 |                                                 |                                                 |                   |                                  |                             |                             |        |        |
| 交通信号制御機 押ボタン制御 警交仕規第1012号仕様版6仕様 | 8ステップ 連動子機能付              | 台            |                                  |                                  |                                  |                                                 |                                                 |                                                 |                   |                                  |                             |                             |        |        |
| 制御機筐体用底板                        | 亜鉛メッキ                     | 台            |                                  |                                  |                                  |                                                 |                                                 |                                                 |                   |                                  |                             |                             |        |        |
| 交通信号灯 歩行者専用人型 側柱式               | 7WLED 接続ケーブル付             | 灯            |                                  | 2                                | 2                                | 8                                               | 7                                               | 4                                               | 7                 | 8                                |                             |                             |        | 7      |
| 交通信号灯 歩行者専用人型 7WLED 側柱式         | 落下防止型 7WLED 接続ケーブル付       | 灯            |                                  |                                  |                                  |                                                 |                                                 |                                                 |                   |                                  | 8                           |                             |        |        |
| 交通信号灯 歩行者専用人型 側柱式               | 7WLED ターンバックル付 接続ケーブル付    | 灯            |                                  |                                  |                                  |                                                 | 1                                               |                                                 | 1                 |                                  |                             |                             |        | 1      |
| 交通信号灯 車両用 250mm 3位水平式 片面        | 7WLED 接続ケーブル付             | 灯            | 1                                |                                  | 2                                | 1                                               | 2                                               | 2                                               | 2                 |                                  | 1                           |                             | 3      | 3      |
| 交通信号灯 車両用 250mm 3位水平式 両面        | 7WLED 接続ケーブル付             | 灯            | 2                                | 1                                | 1                                | 2                                               | 1                                               | 1                                               | 1                 |                                  | 2                           |                             | 1      |        |
| 交通信号灯 車両用 250mm 3位垂直式           | 7WLED 接続ケーブル付             | 灯            |                                  |                                  |                                  |                                                 | 1                                               | 1                                               |                   |                                  |                             |                             |        |        |
| 交通信号灯 車両用 250mm 矢印灯             | 7WLED 接続ケーブル付             | 灯            |                                  |                                  |                                  |                                                 |                                                 |                                                 |                   |                                  |                             |                             |        |        |
| 交通信号灯 車両用 250mm 3位水平式           | 7WLED 片面取付用 7WLED 接続ケーブル付 | 灯            |                                  |                                  |                                  |                                                 |                                                 |                                                 |                   |                                  | 6                           |                             |        |        |
| 交通信号灯 車両用 250mm 3位水平式 片面        | 振れ止め付 7WLED 接続ケーブル付       | 灯            |                                  |                                  |                                  | 1                                               |                                                 | 1                                               |                   |                                  |                             |                             |        | 1      |
| 交通信号灯 車両用 250mm 3位水平式 両面        | 振れ止め付 7WLED 接続ケーブル付       | 灯            |                                  | 1                                | 1                                |                                                 | 1                                               |                                                 | 1                 |                                  | 1                           |                             |        |        |
| 7WLED 車両灯器用                     |                           | 個            |                                  |                                  | 6                                |                                                 |                                                 | 6                                               |                   |                                  |                             |                             |        |        |
| 7WLED 車両灯器用                     |                           | 個            |                                  |                                  |                                  |                                                 |                                                 |                                                 |                   |                                  |                             |                             |        |        |
| 銅構造製作物                          |                           |              |                                  |                                  |                                  |                                                 |                                                 |                                                 |                   |                                  |                             |                             |        |        |
| 曲げ鋼管柱 (埋込式) 165.2×5.0t× 9000L   | 溶融亜鉛メッキ仕上げ 貼紙防止塗装 地盤防食塗装  | 本            |                                  |                                  |                                  |                                                 |                                                 |                                                 |                   |                                  |                             |                             |        |        |
| 灯器取付7WLED 車両灯器用                 | 2.0mまで 上部、下部 バンド付         | 組            |                                  |                                  |                                  |                                                 |                                                 |                                                 |                   |                                  |                             |                             |        |        |
| 灯器取付7WLED 車両灯器用                 | 2.5m以上 振れ止め付 バンド付         | 組            |                                  |                                  |                                  |                                                 |                                                 |                                                 |                   |                                  |                             |                             |        |        |
| 方向可変金具 車両灯器用                    | 両面 片端可変                   | 組            |                                  |                                  |                                  |                                                 |                                                 |                                                 |                   |                                  |                             |                             |        |        |
| 方向可変金具 車両灯器用                    | 片面 片端可変                   | 組            |                                  |                                  |                                  |                                                 |                                                 | 1                                               |                   |                                  |                             |                             |        |        |
| 車両用灯器取付金具 片面固定                  |                           | 組            |                                  |                                  |                                  |                                                 |                                                 |                                                 |                   |                                  |                             |                             |        |        |
| 灯器アーム取付バンド 歩行者灯器用               | 上部、下部                     | 組            |                                  |                                  |                                  |                                                 |                                                 |                                                 |                   |                                  |                             |                             |        |        |
| UC形制御機用中継箱 300×200×250          | 電源切替付                     | 個            |                                  |                                  |                                  |                                                 |                                                 |                                                 |                   |                                  |                             |                             |        |        |
| 材料                              |                           |              |                                  |                                  |                                  |                                                 |                                                 |                                                 |                   |                                  |                             |                             |        |        |
| 文字板 歩行者灯器用                      | 7WLED 標準型取付金具付            | 枚            |                                  | 2                                |                                  |                                                 |                                                 |                                                 |                   |                                  |                             |                             |        |        |
| 端子箱 12T 差込式端子台                  | 2.0口 4線                   | 個            |                                  |                                  |                                  | 1                                               |                                                 |                                                 | 2                 |                                  |                             |                             |        |        |
| 端子箱 20T 差込式端子台                  | 2.0口 4線                   | 個            |                                  |                                  |                                  |                                                 |                                                 |                                                 |                   |                                  |                             |                             |        |        |
| ビニールケーブル CVV 2.0口× 3C           |                           | m            |                                  |                                  |                                  |                                                 |                                                 |                                                 |                   |                                  |                             |                             |        |        |
| ビニールケーブル CVV 2.0口× 4C           |                           | m            |                                  |                                  |                                  |                                                 |                                                 |                                                 |                   |                                  |                             |                             |        |        |
| ビニールケーブル CVV 2.0口× 7C           |                           | m            |                                  |                                  |                                  |                                                 |                                                 |                                                 |                   |                                  |                             |                             |        |        |
| ビニールケーブル CVV 2.0口×10C           |                           | m            |                                  |                                  |                                  |                                                 |                                                 |                                                 |                   |                                  |                             |                             |        |        |
| ビニールケーブル CVV 2.0口×12C           |                           | m            |                                  |                                  |                                  |                                                 |                                                 |                                                 |                   |                                  |                             |                             |        |        |
| ビニールケーブル CVV 2.0口×20C           |                           | m            |                                  |                                  |                                  |                                                 |                                                 |                                                 |                   |                                  |                             |                             |        |        |
| ビニールケーブル CVV-SSD 2.0口× 7C       | 支持線 22口                   | m            |                                  |                                  |                                  |                                                 |                                                 |                                                 |                   |                                  |                             |                             |        |        |
| ビニールケーブル CVV-SSD 2.0口×15C       | 支持線 22口                   | m            |                                  |                                  |                                  |                                                 |                                                 |                                                 |                   |                                  |                             |                             |        |        |
| ビニールケーブル SV 5.5口× 2C            |                           | m            |                                  |                                  |                                  |                                                 |                                                 |                                                 |                   |                                  |                             |                             |        |        |
| 自在バンド 1BT-212                   |                           | 本            |                                  |                                  |                                  |                                                 |                                                 |                                                 |                   |                                  |                             |                             |        |        |
| 自在バンド 1BT-412                   |                           | 本            |                                  |                                  |                                  |                                                 |                                                 |                                                 |                   |                                  |                             |                             |        |        |
| 架線バンド D-160                     | GBP-16                    | 本            |                                  |                                  |                                  |                                                 |                                                 |                                                 |                   |                                  |                             |                             |        |        |
| 架線バンド D-200                     | GBP-20                    | 本            |                                  |                                  |                                  |                                                 |                                                 |                                                 |                   |                                  |                             |                             |        |        |
| 引留金物 3BD-HD-12                  | 自在バンド                     | 本            |                                  |                                  |                                  |                                                 |                                                 |                                                 |                   |                                  |                             |                             |        |        |
| 引留金物 3BD-HD-23                  | 自在バンド                     | 本            |                                  |                                  |                                  |                                                 |                                                 |                                                 |                   |                                  |                             |                             |        |        |
| 玉碍子                             | 巻付グリップ22mm <sup>2</sup>   | 組            |                                  |                                  |                                  |                                                 |                                                 |                                                 |                   |                                  |                             |                             |        |        |
| シンブルー1                          | S型グリップ22mm <sup>2</sup>   | 組            |                                  |                                  |                                  |                                                 |                                                 |                                                 |                   |                                  |                             |                             |        |        |
| 引留碍子                            | ストラップ・ボルト・ナット付            | 組            |                                  |                                  |                                  |                                                 |                                                 |                                                 |                   |                                  |                             |                             |        |        |
| エントランスクリップ 54mm                 | 厚銅用(G-54)                 | 個            |                                  |                                  |                                  |                                                 |                                                 |                                                 |                   |                                  |                             |                             |        |        |
| 耐衝撃性硬質ビニル電線管 54mm               | (4.00m) (HIVE)            | 本            |                                  |                                  |                                  |                                                 |                                                 |                                                 |                   |                                  |                             |                             |        |        |
| 硬質波付ポリエチレン管 50mm                |                           | m            |                                  |                                  |                                  |                                                 |                                                 |                                                 |                   |                                  |                             |                             |        |        |
| 直線接続材料(テーピング) 50mm              | 波付硬質合成樹脂管用                | 個            |                                  |                                  |                                  |                                                 |                                                 |                                                 |                   |                                  |                             |                             |        |        |
| 異種管路接続材料 50mm                   | 波付硬質合成樹脂管用                | 個            |                                  |                                  |                                  |                                                 |                                                 |                                                 |                   |                                  |                             |                             |        |        |
| 連結式接地棒 (連結式接地棒用リード端子含む)         | φ14×1500                  | 本            |                                  |                                  |                                  |                                                 |                                                 |                                                 |                   |                                  |                             |                             |        |        |
| 制御機用(A押ボタン用) 54mm               | (コグニティブ) 1.0 含付属品) 短ノミ仕様  | 組            |                                  |                                  |                                  |                                                 |                                                 |                                                 |                   |                                  |                             |                             |        |        |
| 電源引込用(感知器用) 22mm                | (コグニティブ) 2.0 含付属品)        | 組            |                                  |                                  |                                  |                                                 |                                                 |                                                 |                   |                                  |                             |                             |        |        |
| 接地用 19mm                        | (コグニティブ) 0.5 含付属品)        | 組            |                                  |                                  |                                  |                                                 |                                                 |                                                 |                   |                                  |                             |                             |        |        |

付表

| 付表                              |                              |    | 24     | 25         | 26      | 27       | 28     | 29     | 30     | 31     | 32     | 33     | 34     | 35     |
|---------------------------------|------------------------------|----|--------|------------|---------|----------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
|                                 |                              |    | 吉岡     | 南上側草柳3号踏道橋 | 栗原巡礼大橋東 | ひばりが丘2丁目 | 東原保育園前 | 北相武台   | 大塚本町   | 下今泉中通  | 上河内西   | 相模大橋脇  | 宜山     | 宜山南    |
| 交通信号機改良等工事 改良24 美津橋東側 他39交差点    |                              |    |        |            |         |          |        |        |        |        |        |        |        |        |
| 材料等明細                           |                              |    |        |            |         |          |        |        |        |        |        |        |        |        |
| 品名                              | 規格                           | 単位 | 39-039 | 39-246     | 45-015  | 45-078   | 45-080 | 45-083 | 53-011 | 53-017 | 53-020 | 53-035 | 53-110 | 53-131 |
| 機器品目                            |                              |    |        |            |         |          |        |        |        |        |        |        |        |        |
| 交通信号制御機 押ボタン制御 置交仕様第1012号仕様版G仕様 | 8ステップ 連動子機能付                 | 台  |        |            |         |          |        |        |        |        |        |        |        |        |
| 制御機筐体用底板                        | 亜鉛メッキ                        | 台  |        |            |         |          |        |        |        |        |        | 1      |        |        |
| 交通信号灯 歩行者専用人型 側柱式               | 7W型・LED 接続ケーブル付              | 灯  | 7      |            |         | 2        | 6      | 8      |        |        |        |        | 5      | 8      |
| 交通信号灯 歩行者専用人型 7W型・側用            | 落下防止型 7W型・LED 接続ケーブル付        | 灯  |        |            |         |          |        |        |        |        |        |        |        |        |
| 交通信号灯 歩行者専用人型 側柱式               | 7W型・LED ターンバックル付 接続ケーブル付     | 灯  | 1      |            |         |          |        |        |        |        |        |        | 1      |        |
| 交通信号灯 車両用 250mm 3位水平式 片面        | 7W型・LED 接続ケーブル付              | 灯  |        |            |         |          | 2      | 2      |        |        |        |        | 2      | 2      |
| 交通信号灯 車両用 250mm 3位水平式 両面        | 7W型・LED 接続ケーブル付              | 灯  | 3      |            | 2       |          | 1      | 2      | 1      |        |        |        |        | 2      |
| 交通信号灯 車両用 250mm 3位垂直式           | 7W型・LED 接続ケーブル付              | 灯  |        |            |         |          |        |        |        |        |        |        |        |        |
| 交通信号灯 車両用 250mm 矢印灯             | 7W型・LED 接続ケーブル付              | 灯  |        |            | 4       |          |        |        |        |        |        |        |        |        |
| 交通信号灯 車両用 250mm 3位水平式           | 7W型・LED背面取付用 7W型・LED 接続ケーブル付 | 灯  |        |            |         |          |        |        |        |        |        |        |        |        |
| 交通信号灯 車両用 250mm 3位水平式 片面        | 振れ止め付 7W型・LED 接続ケーブル付        | 灯  |        |            |         |          |        |        |        |        |        |        |        |        |
| 交通信号灯 車両用 250mm 3位水平式 両面        | 振れ止め付 7W型・LED 接続ケーブル付        | 灯  | 1      |            |         |          |        |        |        |        |        |        | 2      |        |
| 7ド(ダブル) 車両灯器用                   |                              | 個  |        |            |         |          |        |        | 4      |        |        |        | 3      |        |
| ルバー(1位分) 車両灯器用                  |                              | 個  |        |            |         |          |        |        | 2      |        |        |        |        |        |
| 鋼構造製作物                          |                              |    |        |            |         |          |        |        |        |        |        |        |        |        |
| 曲げ鋼管柱(埋込式) 165.2×5.0t× 9000L    | 溶融亜鉛メッキ仕上げ 貼紙防止塗装 地盤防食塗装     | 本  |        |            |         |          |        |        |        | 1      |        |        |        |        |
| 灯器取付7W 車両灯器用                    | 2.0mまで 上部、下部 バンド付            | 組  |        |            |         |          |        |        |        | 1      |        |        |        |        |
| 灯器取付7W 車両灯器用                    | 2.5m以上 振れ止め付 バンド付            | 組  |        |            |         |          |        |        |        |        |        |        |        |        |
| 方向可変金具 車両灯器用                    | 両面 片端可変                      | 組  |        |            |         |          |        |        |        |        | 1      |        |        |        |
| 方向可変金具 車両灯器用                    | 片面 片端可変                      | 組  |        |            |         |          |        |        |        | 1      |        |        |        |        |
| 車両用灯器取付金具 片面固定                  |                              | 組  |        |            |         |          |        |        |        |        | 1      |        |        |        |
| 灯器アーム取付バンド 歩行者灯器用               | 上部、下部                        | 組  |        |            |         |          |        |        |        | 1      |        |        |        |        |
| UC形制御機用中継箱 300×200×250          | 電源切替付                        | 個  |        |            |         |          |        |        |        |        |        |        |        |        |
| 材料                              |                              |    |        |            |         |          |        |        |        |        |        |        |        |        |
| 文字板 歩行者灯器用                      | 7W型 標準型取付金具付                 | 枚  |        |            |         |          |        |        |        |        |        |        |        |        |
| 端子箱 12T 差込式端子台                  | 2.0口 4線                      | 個  |        |            |         |          |        |        |        | 1      |        |        | 1      |        |
| 端子箱 20T 差込式端子台                  | 2.0口 4線                      | 個  |        | 1          |         |          |        |        |        |        |        |        |        |        |
| ビニールケーブル CVV 2.0口× 3C           |                              | m  |        | 54         |         |          |        |        |        |        |        |        |        |        |
| ビニールケーブル CVV 2.0口× 4C           |                              | m  |        |            |         |          |        |        | 8      |        |        |        |        |        |
| ビニールケーブル CVV 2.0口× 7C           |                              | m  |        |            |         |          |        |        |        |        | 8      |        |        |        |
| ビニールケーブル CVV 2.0口×10C           |                              | m  |        | 24         |         |          |        |        |        |        |        |        |        |        |
| ビニールケーブル CVV 2.0口×12C           |                              | m  |        | 45         |         |          |        |        |        |        |        |        |        |        |
| ビニールケーブル CVV 2.0口×20C           |                              | m  |        |            |         |          |        |        |        |        |        | 8      |        |        |
| ビニールケーブル CVV-SSD 2.0口× 7C       | 支持線 22口                      | m  |        |            |         |          |        |        |        | 16     |        |        |        |        |
| ビニールケーブル CVV-SSD 2.0口×15C       | 支持線 22口                      | m  |        | 26         |         |          |        |        |        |        |        |        |        |        |
| ビニールケーブル SV 5.5口× 2C            |                              | m  |        |            |         |          |        |        |        |        |        | 9      |        |        |
| 自在バンド I B T-212                 |                              | 本  |        |            |         |          |        |        |        |        |        | 5      |        |        |
| 自在バンド I B T-412                 |                              | 本  |        | 6          |         |          |        |        |        |        |        | 2      |        |        |
| 架線バンド D-160                     | GBP-16                       | 本  |        | 1          |         |          |        |        |        | 1      |        |        |        |        |
| 架線バンド D-200                     | GBP-20                       | 本  |        | 1          |         |          |        |        |        |        |        |        |        |        |
| 引留金物 3BD-HD-12                  | 自在バンド                        | 本  |        | 2          |         |          |        |        |        | 1      |        |        |        |        |
| 引留金物 3BD-HD-23                  | 自在バンド                        | 本  |        |            |         |          |        |        |        | 1      |        |        |        |        |
| 玉碑子                             | 巻付グリップ22mm <sup>2</sup>      | 組  |        | 2          |         |          |        |        |        | 2      |        |        |        |        |
| シンブルー1                          | S型グリップ22mm <sup>2</sup>      | 組  |        | 2          |         |          |        |        |        | 2      |        |        |        |        |
| 引留碑子                            | ストラップ・ボルト・ナット付               | 組  |        | 2          |         |          |        |        |        | 2      |        |        |        |        |
| エントランスクャップ 54mm                 | 厚鋼用(G-54)                    | 個  |        | 3          |         |          |        |        |        |        |        |        |        |        |
| 耐衝撃性硬質ビニル電線管 54mm               | (4.00m) (H I V E)            | 本  |        | 3          |         |          |        |        |        |        |        |        |        |        |
| 硬質波付ポリエチレン管 50mm                |                              | m  |        | 6          |         |          |        |        |        |        |        |        |        |        |
| 直線接続材料(テーピング) 50mm              | 波付硬質合成樹脂管用                   | 個  |        | 3          |         |          |        |        |        |        |        |        |        |        |
| 異種管路接続材料 50mm                   | 波付硬質合成樹脂管用                   | 個  |        | 3          |         |          |        |        |        |        |        |        |        |        |
| 連結式接地棒 (連結式接地棒用リード端子含む)         | φ14×1500                     | 本  |        |            |         |          |        |        |        |        |        | 1      |        |        |
| 制御機用(A押ボタン用) 54mm               | (コダツトバ) 1.0 含む属品) 短ノ7W仕様     | 組  |        |            |         |          |        |        |        |        |        | 1      |        |        |
| 電源引込用(感知器用) 22mm                | (コダツトバ) 2.0 含む属品)            | 組  |        |            |         |          |        |        |        |        |        | 1      |        |        |
| 接地用 19mm                        | (コダツトバ) 0.5 含む属品)            | 組  |        |            |         |          |        |        |        |        |        | 1      |        |        |

付表

|                                 |                                 |    | 36      | 37      | 38     | 39         | 40     |
|---------------------------------|---------------------------------|----|---------|---------|--------|------------|--------|
| 交通信号機改良等工事 改良24 美津橋東側 他39交差点    |                                 |    | 海老名警察署前 | 杉本小学校南側 | 下台ノ原   | セ国分コミュニティ前 | 音坂     |
| 材料等明細                           |                                 |    |         |         |        |            |        |
| 品名                              | 規格                              | 単位 | 53-133  | 53-134  | 53-136 | 53-142     | 53-154 |
| 機器品目                            |                                 |    |         |         |        |            |        |
| 交通信号制御機 押ボタン制御 警交仕規第1012号仕様版6仕様 | 8ステップ 連動子機能付                    | 台  |         |         |        |            |        |
| 制御機筐体用底板                        | 亜鉛メッキ                           | 台  |         |         |        |            |        |
| 交通信号灯 歩行者専用人型 側柱式               | 7mm製・LED 接続ケーブル付                | 灯  | 5       | 8       | 7      | 4          |        |
| 交通信号灯 歩行者専用人型 7mm製・側柱用          | 落下防止型 7mm製・LED 接続ケーブル付          | 灯  |         |         |        |            |        |
| 交通信号灯 歩行者専用人型 側柱式               | 7mm製・LED ターンバックル付 接続ケーブル付       | 灯  | 3       |         |        | 2          |        |
| 交通信号灯 車両用 250mm 3位水平式 片面        | 7mm製・LED 接続ケーブル付                | 灯  |         | 2       |        |            | 2      |
| 交通信号灯 車両用 250mm 3位水平式 両面        | 7mm製・LED 接続ケーブル付                | 灯  | 2       | 1       |        | 1          |        |
| 交通信号灯 車両用 250mm 3位垂直式           | 7mm製・LED 接続ケーブル付                | 灯  |         |         |        |            |        |
| 交通信号灯 車両用 250mm 矢印灯             | 7mm製・LED 接続ケーブル付                | 灯  |         |         |        |            |        |
| 交通信号灯 車両用 250mm 3位水平式           | 7mm製・LED 背面取付用 7mm製・LED 接続ケーブル付 | 灯  |         |         |        |            |        |
| 交通信号灯 車両用 250mm 3位水平式 片面        | 振れ止め付 7mm製・LED 接続ケーブル付          | 灯  |         |         |        | 1          |        |
| 交通信号灯 車両用 250mm 3位水平式 両面        | 振れ止め付 7mm製・LED 接続ケーブル付          | 灯  | 2       |         | 2      | 1          |        |
| 7mm製・LED 車両灯器用                  |                                 | 個  |         |         |        |            | 4      |
| 7mm製・LED 車両灯器用                  |                                 | 個  |         |         |        |            | 2      |
| 銅構造製作物                          |                                 |    |         |         |        |            |        |
| 曲げ銅管柱 (埋込式) 165.2×5.0t× 9000L   | 溶融亜鉛メッキ仕上げ 貼紙防止塗装 地盤防食塗装        | 本  |         |         |        |            |        |
| 灯器取付7mm 車両灯器用                   | 2.0mまで 上部、下部 バンド付               | 組  |         | 1       | 2      |            |        |
| 灯器取付7mm 車両灯器用                   | 2.5m以上 振れ止め付 バンド付               | 組  |         | 1       |        |            |        |
| 方向可変金具 車両灯器用                    | 両面 片端可変                         | 組  |         |         |        |            |        |
| 方向可変金具 車両灯器用                    | 片面 片端可変                         | 組  |         | 1       |        |            |        |
| 車両用灯器取付金具 片面固定                  |                                 | 組  |         | 1       | 2      |            |        |
| 灯器アーム取付7mm 歩行者灯器用               | 上部、下部                           | 組  |         |         |        |            |        |
| UC形制御機用中継箱 300×200×250          | 電源切替付                           | 個  |         |         |        |            |        |
| 材料                              |                                 |    |         |         |        |            |        |
| 文字板 歩行者灯器用                      | 7mm製 標準型取付金具付                   | 枚  |         |         |        |            |        |
| 端子箱 12T 差込式端子台                  | 2.0□ 4線                         | 個  |         |         |        |            |        |
| 端子箱 20T 差込式端子台                  | 2.0□ 4線                         | 個  |         |         |        |            |        |
| ビニールケーブル CVV 2.0□× 3C           |                                 | m  |         |         |        |            |        |
| ビニールケーブル CVV 2.0□× 4C           |                                 | m  |         |         | 16     |            |        |
| ビニールケーブル CVV 2.0□× 7C           |                                 | m  |         |         |        |            |        |
| ビニールケーブル CVV 2.0□×10C           |                                 | m  |         |         |        |            |        |
| ビニールケーブル CVV 2.0□×12C           |                                 | m  |         |         |        |            |        |
| ビニールケーブル CVV 2.0□×20C           |                                 | m  |         |         |        |            |        |
| ビニールケーブル CVV-SSD 2.0□× 7C       | 支持線 22□                         | m  |         |         |        |            |        |
| ビニールケーブル CVV-SSD 2.0□×15C       | 支持線 22□                         | m  |         |         |        |            |        |
| ビニールケーブル SV 5.5□× 2C            |                                 | m  |         |         |        |            |        |
| 自在バンド I B T-2 1 2               |                                 | 本  |         |         |        |            |        |
| 自在バンド I B T-4 1 2               |                                 | 本  |         |         |        |            |        |
| 架線バンド D-1 6 0                   | GBP-1 6                         | 本  |         |         |        |            |        |
| 架線バンド D-2 0 0                   | GBP-2 0                         | 本  |         |         |        |            |        |
| 引留金物 3BD-HD-1 2                 | 自在バンド                           | 本  |         |         |        |            |        |
| 引留金物 3BD-HD-2 3                 | 自在バンド                           | 本  |         |         |        |            |        |
| 玉碍子                             | 巻付グリップ22mm <sup>2</sup>         | 組  |         |         |        |            |        |
| シンブロー1                          | S型グリップ22mm <sup>2</sup>         | 組  |         |         |        |            |        |
| 引留碍子                            | ストラップ・ボルト・ナット付                  | 組  |         |         |        |            |        |
| エントランスキャップ 54mm                 | 厚鋼用(G-54)                       | 個  |         |         |        |            |        |
| 耐衝撃性硬質ビニル電線管 54mm               | (4.00m) (H I V E)               | 本  |         |         |        |            |        |
| 硬質波付ポリエチレン管 50mm                |                                 | m  |         |         |        |            |        |
| 直線接続材料(テーピング) 50mm              | 波付硬質合成樹脂管用                      | 個  |         |         |        |            |        |
| 異種管路接続材料 50mm                   | 波付硬質合成樹脂管用                      | 個  |         |         |        |            |        |
| 連結式接地棒 (連結式接地棒用リード端子含む)         | φ14×1500                        | 本  |         |         |        |            |        |
| 制御機用(A押付) 54mm                  | (7mm製) 1.0 含付属品) 短ノミ仕様          | 組  |         |         |        |            |        |
| 電源引込用(感知器用) 22mm                | (7mm製) 2.0 含付属品)                | 組  |         |         |        |            |        |
| 接地用 19mm                        | (7mm製) 0.5 含付属品)                | 組  |         |         |        |            |        |

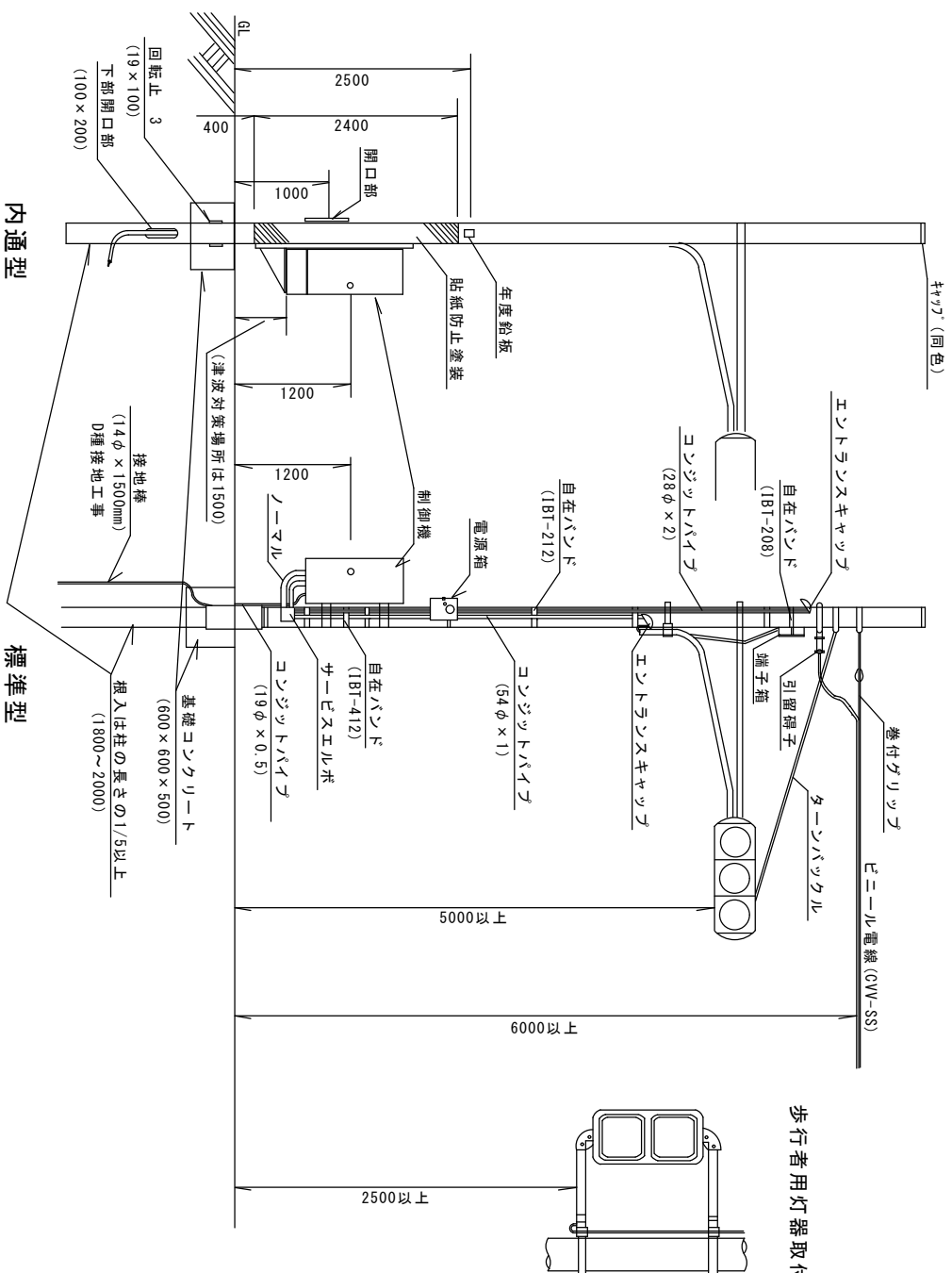
付表

処分対象重量等

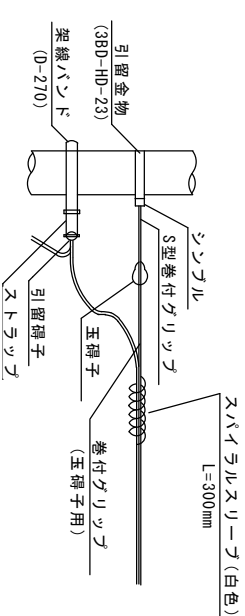
| 交通信号機改良等工事 改良24 美津橋東側 他39交差点 |            |     |           |
|------------------------------|------------|-----|-----------|
| 品名                           | 規格         | 単位  | 数量        |
| 柱処分                          | コンクリート柱    | k g | 760       |
| 制御機・感知器類                     |            | k g | 55.00     |
| 信号灯器類                        |            | k g | 6,100.00  |
| アーム・パイプ・バンド類                 |            | k g | 9,012.32  |
| ケーブル類                        |            | k g | 75.22     |
| 計                            | コンクリート柱を除く | k g | 15,242.54 |

付図

図柱装機号通信交

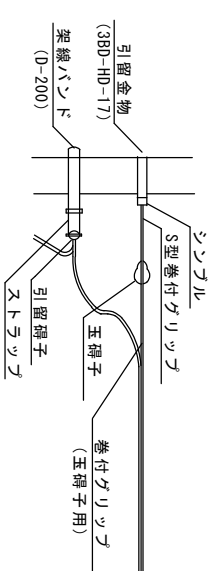


図留引張ケーブル支柱架共



※スパイラルスリープは共架柱のケージルに対して取付け

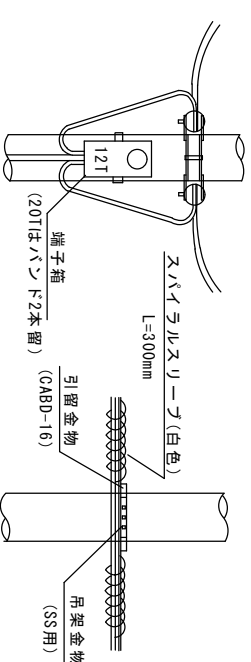
專用柱ケーブル引留図(コンクリート柱)



変更及び規格の仕様の規定による。・留金物※

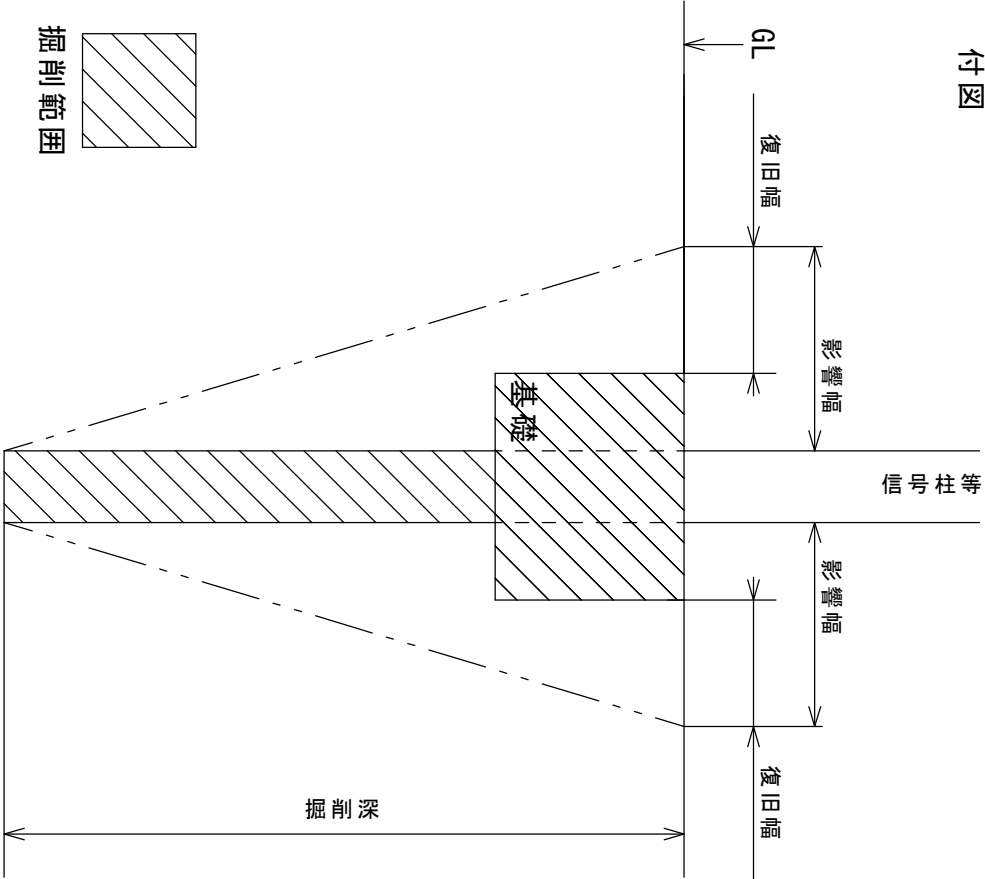
端子箱ケージル收容図

吊架金物取付図



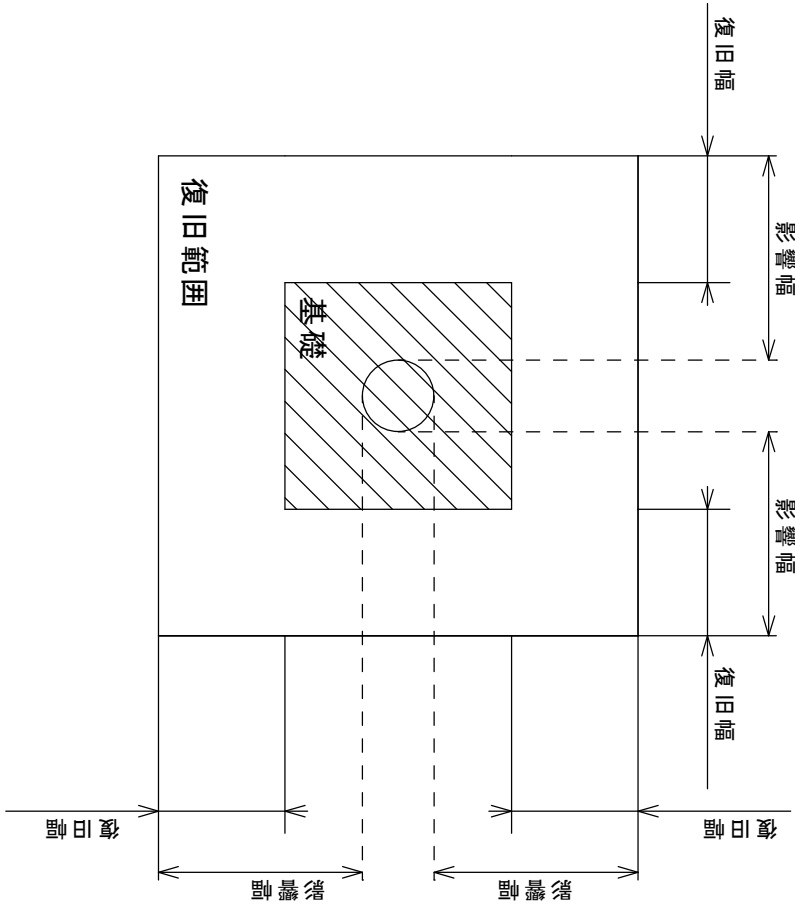
※スパイラルスリープは共架柱のケージルに対して取付け

付図



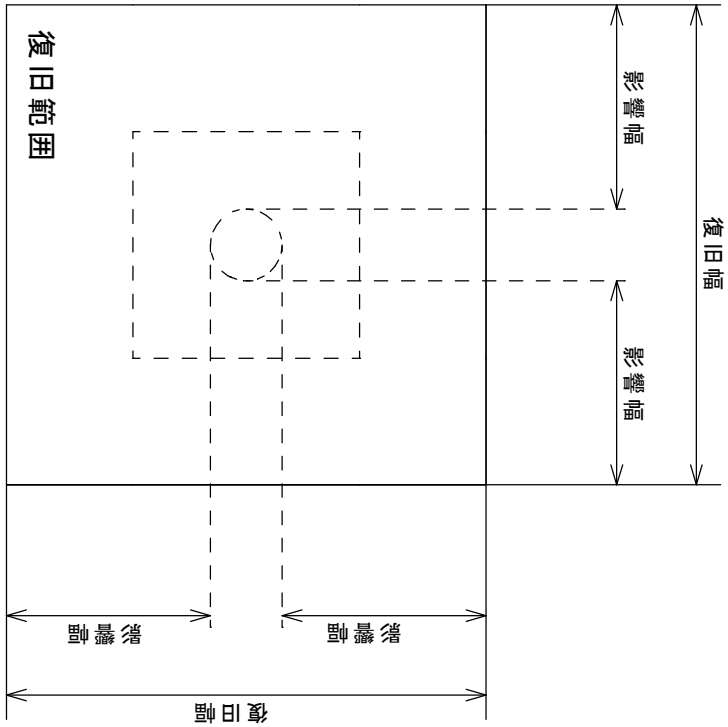
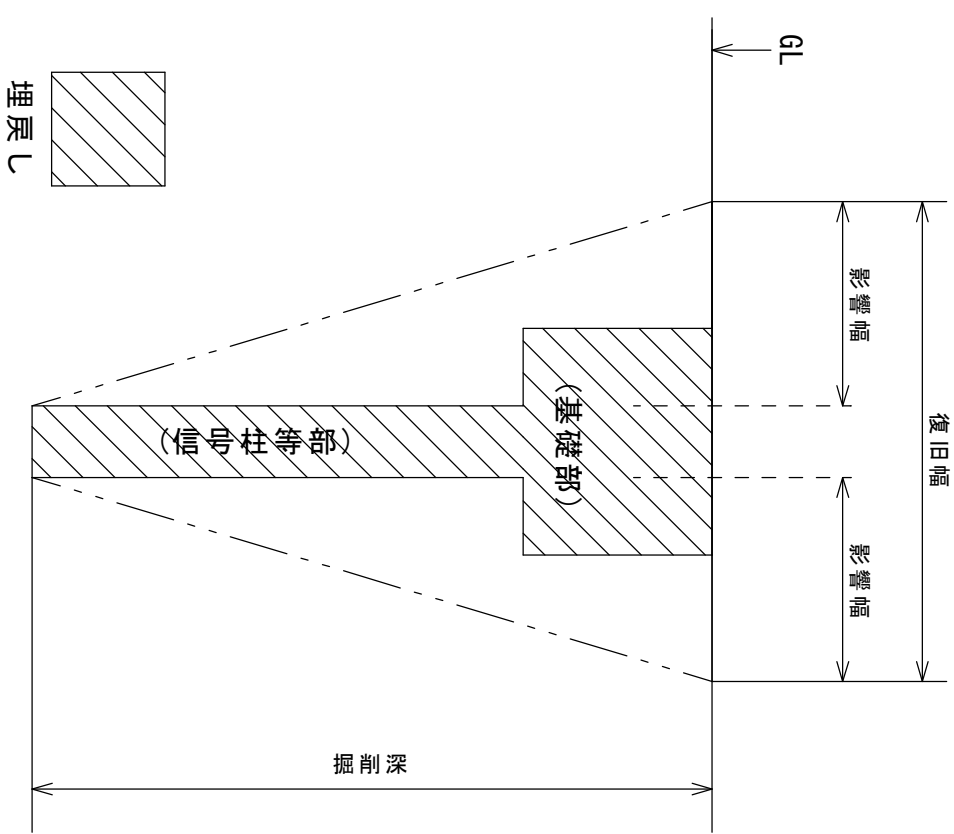
断面図

掘削深:影響幅 = 1 : 0.3  
影響幅 = 掘削深 × 0.3



平面図

付図



断面図

平面図

掘削深: 影響幅 = 1 : 0.3  
影響幅 = 掘削深 × 0.3

抜柱時復旧範囲

第 2 号様式（工事打合簿）（用紙 日本産業規格 A 4 縦長型）

工 事 打 合 簿

|                                    |                                                                                                                                                                                                                                                |                                                                                                                                                                                                                                                                           |       |             |
|------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------|-------------|
| 発 議 者                              | <input type="checkbox"/> 発注者 <input type="checkbox"/> 受注者                                                                                                                                                                                      |                                                                                                                                                                                                                                                                           | 発議年月日 | 年    月    日 |
| 発議事項                               | <input type="checkbox"/> 指示 <input type="checkbox"/> 協議 <input type="checkbox"/> 通知 <input type="checkbox"/> 承諾 <input type="checkbox"/> 提出 <input type="checkbox"/> 報告 <input type="checkbox"/> 届出 <input type="checkbox"/> その他<br>(        ) |                                                                                                                                                                                                                                                                           |       |             |
| 工 事 名                              |                                                                                                                                                                                                                                                |                                                                                                                                                                                                                                                                           |       |             |
| (内容)                               |                                                                                                                                                                                                                                                |                                                                                                                                                                                                                                                                           |       |             |
|                                    |                                                                                                                                                                                                                                                |                                                                                                                                                                                                                                                                           |       |             |
|                                    |                                                                                                                                                                                                                                                |                                                                                                                                                                                                                                                                           |       |             |
|                                    |                                                                                                                                                                                                                                                |                                                                                                                                                                                                                                                                           |       |             |
|                                    |                                                                                                                                                                                                                                                |                                                                                                                                                                                                                                                                           |       |             |
|                                    |                                                                                                                                                                                                                                                |                                                                                                                                                                                                                                                                           |       |             |
|                                    |                                                                                                                                                                                                                                                |                                                                                                                                                                                                                                                                           |       |             |
| 添付図                      葉、その他添付図書 |                                                                                                                                                                                                                                                |                                                                                                                                                                                                                                                                           |       |             |
| 処<br><br>理<br><br><br>回<br><br>答   | 発<br><br>注<br><br>者                                                                                                                                                                                                                            | 上記について <input type="checkbox"/> 指示・ <input type="checkbox"/> 承諾・ <input type="checkbox"/> 協議・ <input type="checkbox"/> 通知・ <input type="checkbox"/> 受理   します。<br><input type="checkbox"/> その他 (        )<br><br>年    月    日<br>監督員<br>氏名                      連絡先         |       |             |
|                                    | 受<br><br>注<br><br>者                                                                                                                                                                                                                            | 上記について <input type="checkbox"/> 了解・ <input type="checkbox"/> 協議・ <input type="checkbox"/> 提出・ <input type="checkbox"/> 報告・ <input type="checkbox"/> 届出   します。<br><input type="checkbox"/> その他 (        )<br><br>年    月    日<br>主任技術者・現場代理人<br>氏名                      連絡先 |       |             |

(注) 打ち合わせの都度 2 部作成し、各々保管する。

監督員及び、主任技術者又は現場代理人は氏名並びに連絡先（電話番号）を記載すること。

## 抜打ち検査に係る特記仕様書

- 第1条           本工事は、抜打ち検査の対象工事である。
- 第2条           抜打ち検査は、適正な施工体制の確保のため、工事の施工体制・安全管理・品質管理・工程管理等について、抜打ちで検査を実施するものである。
- 第3条           受注者は、検査員から資料等を求められた場合は、速やかに検査員に提示するなど、抜打ち検査に必要な協力をしなければならない。
- 第4条           抜打ち検査結果については工事成績評定において、以下のとおり評価をおこなう。  
                  「抜打ち検査チェックリスト」により  
                  ・改善事項がない場合・・・・・・・・・・評価する  
                  ・改善事項が1～3箇所ある場合・・・・・・1点減点  
                  ・改善事項が4箇所以上ある場合・・・・・・2点減点
- 第5条           この特記仕様書に疑義が生じた場合は、別途監督員と協議するものとする。

別 冊

電 子 納 品 仕 様 書

神奈川県警察本部

## 電子納品仕様書

### 第1条(適用範囲)

本特記仕様書は、工事の完成報告書を電子納品の対象とし、そのために必要な事項について定めるものである。

### 第2条(電子納品)

電子納品とは、工事の完成報告書を電子データで納品することをいう。

ここでいう電子データとは、原則として「電子納品運用ガイドライン<工事編>【土木工事版】」(以下「ガイドライン」という。)に示されたファイルフォーマットに基づいて作成されたものを指す。

### 第3条(電子納品実施における管理責任者の設置)

受注者は、電子納品の実施にあたり、電子データの作成及び管理、コンピュータウィルス対策に関する管理責任者を設置するとともに、事前協議チェックシートにその旨を記載すること。

また、管理責任者は、電子データの管理に関する十分な知識を有するものとし、データの紛失や改ざん防止のためのバックアップやコンピュータウィルス対策を行うこと。

### 第4条(完成報告書の提出)

完成報告書は、原則として「ガイドライン」に基づいて作成した電子データを電子媒体(CD-R)に格納して2部提出する。なお、電子納品の対象外とした書類は、従来通り紙で納品する。

「ガイドライン」で特に記載がない項目については、原則として電子化して提出する義務はないが、監督員と協議の上、電子化の是非を決定する。

また、紙による書類の提出は必要最小限とする。

### 第5条(完成報告書の確認)

受注者は、電子納品に際し、内容のチェックを行い、誤りがないことを確認した後、ウィルス対策を実施すること。

なお、電子データの検査方法については、別途協議の上、決定する。

### 第6条(その他)

受注者は、工事を施工するにあたり、事前協議を実施するとともに、結果を事前協議チェックシートに記載し、施工計画書に添付する。また、その他内容に疑義を生じた場合は、速やかに監督員と協議しその指示を受けなければならない。

# (案)

## 仲 裁 合 意 書

工 事 名 交通信号機改良等工事 改良24

工 事 場 所 美津橋東側 他39交差点

令和 年 月 日に締結した上記建設工事の請負契約に関する紛争については、発注者及び受注者は、建設業法に規定する下記の建設工事紛争審査会の仲裁に付し、その仲裁判断に服する。

管轄審査会名 建設工事紛争審査会

管轄審査会名が記入されていない場合は建設業法  
第25条の9第1項又は第2項に定める建設工事紛争  
審査会を管轄審査会とする。

令和 年 月 日

発注者 横浜市中区日本大通1

神奈川県知事 黒 岩 祐 治 印

受注者

印

# 仲 裁 合 意 書 に つ い て

## 1 仲裁合意について

仲裁合意とは、裁判所への訴訟に代えて、紛争の解決を仲裁人に委ねることを約する当事者間の契約である。

仲裁手続によってなされる仲裁判断は、裁判上の確定判決と同一の効力を有し、たとえその仲裁判断に不服があっても、その内容を裁判所で争うことはできない。

## 2 建設工事紛争審査会について

建設工事紛争審査会(以下「審査会」という。)は、建設工事の請負契約に関する紛争の解決を図るため建設業法に基づいて設置されており、同法の規定により、あっせん、調停及び仲裁を行う権限を有している。また、中央建設工事紛争審査会(以下「中央審査会」という。)は、国土交通省に、都道府県紛争審査会(以下「都道府県審査会」という。)は各都道府県にそれぞれ設置されている。審査会の管轄は、原則として、受注者が国土交通大臣の許可を受けた建設業者であるときは中央審査会、都道府県知事の許可を受けた建設業者であるときは当該都道府県審査会であるが、当事者の合意によって管轄審査会を定めることもできる。

審査会による仲裁は、三人の仲裁委員が行い、仲裁委員は、審査会の委員又は特別委員のうちから当事者が合意によって選定した者につき、審査会の会長が指名する。また、仲裁委員のうち少なくとも一人は、弁護士法の規定により弁護士となる資格を有する者である。

なお、審査会における仲裁手続は、建設業法に特別の定めがある場合を除き、仲裁法の規定が適用される。